



JAEA-Review

2006-026



JP0650589

保安管理業務報告

—平成17年度下半期—

A Semi Annual Report on the Activities in Safety Administration Department
- Report of the Second Half of 2005 -

山本 純太

Junta YAMAMOTO

東海研究開発センター
核燃料サイクル工学研究所
保安管理部

Safety Administration Department
Nuclear Fuel Cycle Engineering Laboratories
Tokai Research and Development Center

JAEA-Review

September 2006

Japan Atomic Energy Agency

日本原子力研究開発機構

本レポートは日本原子力研究開発機構が不定期に発行する成果報告書です。
本レポートの入手並びに著作権利用に関するお問い合わせは、下記あてにお問い合わせ下さい。
なお、本レポートの全文は日本原子力研究開発機構ホームページ(<http://www.jaea.go.jp/index.shtml>)
より発信されています。このほか財団法人原子力弘済会資料センター*では実費による複写頒布を行って
おります。

〒319-1195 茨城県那珂郡東海村白方白根 2 番地 4
日本原子力研究開発機構 研究技術情報部 研究技術情報課
Tel.029-282-6387, Fax.029-282-5920

* 〒319-1195 茨城県那珂郡東海村白方白根 2 番地 4 日本原子力研究開発機構内

This report is issued by Japan Atomic Energy Agency irregularly.
Inquiries about the copyright and reproduction should be addressed to
Intellectual Resources Section, Intellectual Resources Department,

Japan Atomic Energy Agency
2-4 Shirakata Shirane, Tokai-mura, Naka-gun, Ibaraki-ken 319-1195 Japan
Tel +81-29-282-6387, Fax +81-29-282-5901

保安管理業務報告

－平成17年度下半期－

日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター

核燃料サイクル工学研究所 保安管理部

山本 純太

(2006年8月10日受理)

平成17年10月1日に核燃料サイクル開発機構と日本原子力研究所は統合し、新たに「日本原子力研究開発機構」として発足した。核燃料サイクル工学研究所保安管理部は、二法人統合前の核燃料サイクル開発機構東海事業所保安管理部の業務をそのまま受け継ぎ、労働安全衛生関連業務、危機管理業務、警備・入構管理業務、所に係る核物質防護及び品質保証業務等、多岐にわたる業務を所掌している。これらの業務実績については核燃料サイクル開発機構時代から保安管理業務報告書として発行しており、新法人においても引き続き業務報告書として発行していくこととした。

本報告は、核燃料サイクル工学研究所保安管理部における平成17年度下半期（平成17年10月～平成18年3月）の業務実績をとりまとめたものである。

A Semi Annual Report on the Activities in
Safety Administration Department
—Report of the Second Half of 2005 —

Junta YAMAMOTO

Safety Administration Department
Nuclear Fuel Cycle Engineering Laboratories
Tokai Research and Development Center
Japan Atomic Energy Agency
Tokai-mura, Naka-gun, Ibaraki-ken

(Received August 10, 2006)

The activities of Safety Administration Department covers many fields in Nuclear Fuel Cycle Engineering Laboratories such as the management of a safety and health, the crisis management and the security, and the management of a quality assurance.

This report is the summary of the activities of Safety Administration Department since October, 2005 until March, 2006.

Keywords: Safety and Health, Crisis Management, Security,
Quality Assurance

目 次

1. はじめに	1
2. 安全衛生管理業務	2
2.1 安全施策・安全行事等	2
2.2 安全情報の共有	5
2.3 各種協議会組織への支援活動等	7
2.4 事故・トラブル・良好事例等の水平展開	11
2.5 その他	15
3. 危機管理業務	17
3.1 危機管理業務概況	17
3.2 緊急時対応体制の整備	18
3.3 訓練	20
3.4 警備及び入構管理	23
3.5 その他	26
4. 品質保証関連業務	29
4.1 品質保証活動業務	29
4.2 国際認証（OHSMS/EMS）活動業務	36
4.3 その他	43
5. 各種委員会活動	44
5.1 安全衛生委員会	45
5.2 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会	50
5.3 品質保証委員会	51
5.4 安全主任者会議	56
5.5 衛生管理者会議	59
5.6 防火対策委員会	62
6. 規程類の整備	63
6.1 使用施設保安規定	63
6.2 放射線障害予防規程	65
6.3 研究所規則類	66
6.4 共通安全作業基準	67

7. 許認可申請	68
7.1 原子炉等規制法	68
7.2 放射線障害防止法	75
7.3 労働安全衛生法	76
7.4 消防法	78
7.5 高圧ガス保安法	81
7.6 環境法令	82
7.7 二法人統合に係る許認可申請	83
8. 保安検査、立入調査等	85
8.1 保安検査官対応	85
8.2 使用施設保安検査	103
8.3 労働安全衛生法関連設備の検査	104
8.4 消防法、高圧ガス関連	105
8.5 その他立入調査等	107
9. 外部機関との協力	108
9.1 原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）	108
9.2 ニュークリアセイフティネットワーク（NSネット）	109
9.3 防災関係機関	110
10. 教育訓練・資格取得	111
10.1 試験・講習会	111
10.2 作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育、作業責任者等更新 教育及び保安管理部保安立会要領教育	114
11. 事故・トラブル等	116
11.1 法令報告事象	116
11.2 法令報告未満のトラブル事象等	116
11.3 負傷報告	117
12. おわりに	123

CONTENTS

1.	Introduction	1
2.	Safety hygiene management	2
2.1	Safety measure and safety events	2
2.2	Sharing of safety information	5
2.3	Support to conference organization	7
2.4	Well-known and use of accident and trouble case, etc.	11
2.5	Others	15
3.	Emergency management	17
3.1	General condition	17
3.2	Maintenance of system of emergency action	18
3.3	Emergency action training	20
3.4	Guard and entrance management	23
3.5	Others	26
4.	Quality assurance	29
4.1	Quality assurance activity	29
4.2	International attestation(OHSMS/EMS) maintenance activity ..	36
4.3	Others	43
5.	Various committee activities	44
5.1	Safety and health committee	45
5.2	Safety technical committee	50
5.3	Quality assurance committee	51
5.4	Safety chief person conference	56
5.5	Hygiene manager conference	59
5.6	Fire prevention committee	62
6.	Maintenance of rules	63
6.1	Safety regulations for nuclear facility	63
6.2	Radiation damage prevention rule	65

6.3 Office rules of Nuclear Fuel Cycle Engineering Laboratories	66
6.4 Common safety operation manual	67
7. Application of permission authorization 68	
7.1 Law on the regulation of Nuclear Source Material, Nuclear Fuel Material and Reactors	68
7.2 Law concerning Prevention of Radiation Hazard due to Radioisotopes	75
7.3 Law concerning labor safety hygiene	76
7.4 Law concerning fire fighting disaster prevention	78
7.5 Law concerning safety in high-pressure gas facilities	81
7.6 Law concerning environmental preservation	82
7.7 Others	83
8. Inspection by control authority 85	
8.1 Action Inspectors of Nuclear Safety Management	85
8.2 Inspection of nuclear safety management	103
8.3 Inspection of equipment to which law concerning labor safety hygiene is applied	104
8.4 Inspection of equipment to which law concerning fire fighting disaster prevention and law concerning safety high- pressure gas facilities are applied	105
8.5 Others	107
9. Cooperation with related organization 108	
9.1 Activity based on agreement of nuclear power office safety cooperation	108
9.2 Activity based Nuclear Safety Network	109
9.3 Cooperation activity to organization related to fire fighting	110
10. Education and training and qualification acquisition 111	
10.1 Examination and course concerning safety	111
10.2 Education for chief in Tokai-Works, education of safety	

manual in Safety Administration Division	114
11. Accident and trouble	116
11.1 Accident or trouble for which report based on law is necessary	116
11.2 Unnecessary accident or trouble to report based on law ..	116
11.3 Injury disaster report	117
12. Words in end of the report	123

This is a blank page.

1. はじめに

平成 17 年 10 月 1 日、核燃料サイクル開発機構と日本原子力研究所は統合し、新たに「独立行政法人日本原子力研究開発機構」として発足した。「核燃料サイクル工学研究所（旧核燃料サイクル開発機構東海事業所）」は「原子力科学研究所（旧日本原子力研究所東海研究所）とともに「東海研究開発センター」傘下の研究所となり、それぞれの研究所に所長直属の組織として保安管理部が置かれたこととなった。核燃料サイクル工学研究所の保安管理部は、安全対策課、危機管理課（旧危機管理整備室）及び施設安全課（旧品質保証室）の三課から成り、旧東海事業所保安管理部の業務をそのまま引き継いでいる。

保安管理部の 17 年度下半期における主な業務実績としては、安全対策課においては、安全衛生委員会等の各種委員会等の事務局、労働安全衛生法や消防法等に基づく許認可等の定常業務のほか、安全ニュース・安全衛生瓦版の発行及び「保安の広場」による保安情報の発信を継続して実施するとともに、労働衛生週間（10 月）、年末年始無災害運動（12 月～1 月）への取り組み及び原子力安全協定に基づく茨城県平常時立入調査（2 月）に対応した。

危機管理課においては、構内警備、入構管理、月例訓練等の定常業務のほか、全国火災予防運動（11 月及び 3 月）及び再処理施設非常事態訓練（3 月）への取組みに対応した。また、平成 17 年 12 月に施行された改正原子炉等規制法に基づき核物質防護強化に係る具体的対応策を検討するとともに核物質防護規定の改定及び諸準備等に対応した。

施設安全課においては、品質保証委員会・同分科会及び安全専門委員会等の委員会事務局業務、品質保証活動に係る業務及び使用施設・RI 施設に係る許認可等の定常業務のほか、OHSMS/EMS に係る維持活動を継続して実施するとともに、マネジメントシステムに係る内部監査、本部主導の原子力安全監査及びマネジメントレビューに所の事務局として対応した。

なお、核燃料サイクル工学研究所における平成 18 年 3 月 31 日現在の無災害連続日数は、旧東海事業所から通算して 380 日（起算日：平成 17 年 3 月 17 日）となつた。

2. 安全衛生管理業務

2.1 安全施策・安全行事等

下期は、全国労働衛生週間（10月1日～7日）、高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）、年末年始無災害運動（12月15日～1月15日）があり、安全対策課としてはこれらの行事に合わせて各種の行事等に対応した

（1）平成17年度全国労働衛生週間（10月1～7日）

全国労働衛生週間に合わせ、各種行事を企画し実施した。平成17年度の労働衛生週間は、「働きすぎていませんか 働き方を見直して心とからだの健康づくり」をスローガンに展開された。これに伴い核燃料サイクル工学研究所では準備月間を含めた本期間における各種行事の企画立案を行い、安全衛生委員会の承認を得て実施又は準備を進めた。各種行事の一覧を表2-1-1に示す。

表2-1-1 全国労働衛生週間（準備期間）行事一覧

実施事項	期 間	備 考
1. 啓発活動等	9月1日 ～10月7日	・安全衛生瓦版の発行 ・衛生小冊子の配布 等 ・ポスター、横断幕の掲示
2. 講演会	11月8日	演題：「科学的根拠に基づく健康づくりの あり方～筋力トレーニングによ る筋肉づくりの重要性～」 講師：筑波大学大学院 人間総合科学研究科 助教授
3. 自主的な衛生 活動	9月中	各部センター自主的な衛生活動の実施 ・二法人統合に向け、衛生管理にも目 を配り整理・整頓・清掃・清潔を実施 する。

(2) 平成 17 年度高圧ガス保安活動促進週間（10月 23 日～10月 29 日）

高圧ガス保安活動促進週間に合わせ、各種行事を実施した。平成 17 年度の高圧ガス保安活動促進週間は「気を付けよう！慣れと油断と思い込み」をスローガンに展開された。これに伴い、核燃料サイクル工学研究所では期間中における各種行事を企画立案し、安全衛生委員会の承認を得て実施した。高圧ガス保安活動促進週間に開催した行事を表 2-1-2 に示す。

表 2-1-2 高圧ガス保安活動促進週間行事

項目	実施日	実施内容
1. 啓蒙活動	期間内	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生瓦版の発行 ・ポスターの掲示
2. 研修会	10月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガスを取扱う従業員を対象に、研修会「高圧ガス容器の安全な取り扱い」（講師：㈱巴商会）を開催した。参加者は 30 名。
3. 保安教育	10月 24 日 (一般)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般高圧ガス保安係員、保安監督者を対象に保安技術管理者による教育を実施した。
	10月 24 日 (冷凍)	<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍作業責任者、保安責任者を対象に冷凍保安主任者による教育を実施した。
4. パトロール	10月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・一般高圧ガス製造施設、第二種貯蔵所を対象に保安技術管理者によるパトロールを実施した。

(3) 年末年始無災害運動（12月15日～1月15日）

年末年始無災害運動に合わせ、各種行事を企画し実施した。平成17年度の年末年始無災害運動は、「あわてず ゆるめず 年末年始の安全意識」をスローガンに展開された。これに伴い核燃料サイクル工学研究所では各種行事の企画立案を行い、安全衛生委員会の承認を得て実施又は準備を進めた。各種行事の一覧を表2-1-3に示す。

表2-1-3 年末年始無災害運動行事一覧

項目	実施内容
1. 啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生瓦版の発行 ・ポスター、のぼりの掲示 ・横断幕の掲示
2. 施設保安状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・火気の点検・確認等火気管理の強化 ・施設・機械等の年末休止時及び年始再起動時における安全確保のための確認、凍結防止対策等【重点項目】 ・年末年始休暇時の緊急連絡体制の確認・周知【重点項目】 ・年末年始休暇時の施錠管理の徹底 ・組織変更に伴う表示類の再確認【重点項目】
3. 年末年始パトロール	<ul style="list-style-type: none"> ・各部・センター安全衛生強化推進協議会による、上記重点項目を中心としたパトロールの実施
4. 職場における5Sの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・5S〔整理・整頓・清掃・清潔・躰〕の実施（所管の明確化を含む） ・研究所内の大掃除の実施
5. 安全衛生活動の確認と実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各課室における今年度の安全衛生管理活動実施状況の確認（安全衛生教育、基本動作、TBM、KY、ヒヤリハット等） ・飲酒、睡眠等生活リズムに関する健康維持への注意喚起
6. 交通安全の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤時交通立哨（構外を含む） ・交通安全キャンペーン行事（グッズ配付） ・交通安全ワンポイント放送

2.2 安全情報の共有

(1) 安全ニュース等の発行

安全に関する情報の適時・的確な提供と共有化については、従来から「安全ニュース」、「安全衛生瓦版」の発行、中央労働災害防止協会発行の「安全衛生壁新聞」の配布等を行っている。平成17年度下半期における安全ニュース・安全衛生瓦版の発行実績を表2-2-1、2-2-2に示す。

なお、安全ニュースについては、核燃料サイクル工学研究所イントラネットの保安管理部ホームページに掲載しており、誰もがいつでも見られるようにしている。

表2-2-1 安全ニュースの発行

発行日	件名
12月9日	電動ドリルによる左手中指先端の負傷について

表2-2-2 安全衛生瓦版の発行

発行日	件名
10月1日	平成17年度 全国労働衛生週間を迎えるにあたって
10月19日	平成17年度高圧ガス保安活動促進週間について <10月23日～10月29日>
11月24日	平成17年度高圧ガス保安活動促進週間活動報告 <10月23日～10月29日>
12月14日	平成17年度年末年始無災害運動について
2月24日	不安全な状態や行動をなくそう！！

(2) 「保安の広場」の運用

「保安の広場」については、継続して保安関連の情報を掲載し保安に関する各種情報の発信に努めた。

また二法人統合に伴い、「保安の広場」について原子力科学研究所との共同運営の検討を3月より開始した。

17年度下半期における「保安の広場」を活用した情報共有の実績を表2-2-3に示す。

表2-2-3 「保安の広場」による情報共有

月	主な掲載情報	アクセス数	備考
10月	1. 最新ニュース（7件） <ul style="list-style-type: none"> ・労働衛生週間行事関係 ・高圧ガス保安促進週間行事関係 2. 安全衛生瓦版（2件）	168	
11月	1. 最新ニュース（4件） <ul style="list-style-type: none"> ・秋季火災予防運動週間行事関係 2. 安全衛生瓦版（1件）	141	
12月	1. 最新ニュース（2件） <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始無災害運動行事関係 2. 安全ニュース・安全衛生瓦版（2件）	96	
1月	1. 最新ニュース（1件） <ul style="list-style-type: none"> ・東海村消防出初め式への参加 	92	
2月	1. 最新ニュース（7件） <ul style="list-style-type: none"> ・平常時県立入調査関係 2. 安全衛生瓦版（1件）	129	
3月	1. 最新ニュース（4件） <ul style="list-style-type: none"> ・春季火災予防運動週間関係 ・再処理保安規定に基づく非常事態訓練 	114	

2.3 各種協議会組織への支援活動等

(1) 安全衛生強化推進協議会

二法人統合により、所内の協議会体制を図 2-3-1 のように変更し、活動を行った。

① 定例活動

平成 17 年 10 月 1 日付けで設置した安全衛生強化推進協議会の今期の活動内容を表 2-3-1 に示す。

表 2-3-1 安全衛生強化推進協議会の活動内容

開催日	議題	審議結果等
11月10日 (定例)	(1)議事録確認 (2)協議・報告事項 ①平成 17 年度第 2 四半期安全衛生管理状況報告について ②各部・センター協議会の活動状況について ③平成 17 年度安全衛生強化推進協議会活動状況について ④安全ニュース等の紹介について	
2月17日 (定例)	(1)議事録確認 (2)協議事項 ①安全衛生強化推進協議会会則の改定について ②平成 17 年度安全衛生強化推進協議会監査について(案) ③平成 17 年度安全衛生強化推進協議会総会について(案) (3)報告事項 ①平成 17 年度第 3 四半期安全衛生管理状況報告について ②原子力事業者とサイクル工学研究所の被ばく線量の比較 ③各部・センター協議会の活動状況について ④平成 17 年度安全衛生強化推進協議会活動状況について ⑤安全ニュースの紹介について (4)その他 労働安全衛生規則等の一部改正について	
3月24日 (総会)	(1)安全衛生強化推進協議会会則の改定について (2)平成 17 年度年間活動結果について (3)平成 17 年度監査について (4)平成 18 年度役員について (5)平成 18 年度年間活動計画について (6)その他	

会長（議長）：所長

会長代理：副所長（再処理センター長）

副会長：副所長（プルトニウム燃料センター長）、保安管理部長、サイクル工学試験部長、㈱常陽グループ、㈱神戸製鋼所

幹事：管理部長、工務技術室長、放射線管理部長、環境技術管理部長、エイ・ティ・エス㈱、木村化工機㈱、原子力技術㈱、検査開発㈱、千代田メインテナанс㈱、日国サービス㈱

オブザーバー：専任安全衛生管理者

事務局：安全対策課

(2) 安全衛生強化推進協議会保安管理部協議会

平成 17 年 10 月に設立された安全衛生強化推進協議会保安管理部協議会を定期的に開催し、安全に関する各種の情報提供等を実施した。

今期における安全衛生強化推進協議会保安管理部協議会の活動内容を表 2-3-2 に示す。

表 2-3-2 安全衛生強化推進協議会保安管理部協議会の活動内容

(1/2)

開催日	議題	審議結果等
10月20日 (定例)	(1) 安全衛生強化推進協議会保安管理部協議会会則(案) (2) 保安管理部協議会役員(案) (3) 平成 17 年度(下期)保安管理部協議会活動計画(案) (4) 平成 17 年度安全衛生管理基本方針 (5) 安全衛生瓦版「No.2 平成 17 年度高圧ガス保安活動促進 週間について」 (6) 独立行政法人 日本原子力研究開発機構の組織概略図 (7) 保安管理部協議会 会員名簿	
11月17日 (定例)	(1) 10 月期保安管理部協議会議事録 (2) 保安管理部協議会パトロールの実施について(案) (3) 核燃料サイクル工学研究所主な施設の運転状況等の紹介 (4) 安全衛生管理等に対する取組み状況(JAEA)「平成 17 年度 核燃料サイクル工学研究所 安全衛生活動の施策」 (5) 安全衛生管理等に対する取組み状況(㈱ナスカ) (6) その他連絡事項 ① 非常時における避難場所について	
12月15日 (定例)	(1) 11 月期保安管理部協議会議事録 (2) 核燃料サイクル工学研究所主な施設の運転状況 (3) 安全衛生管理等に対する取組み状況(㈱暁恒産) (4) 安全ニュース、安全衛生瓦版、安全だより (5) 理事長メッセージ(「年末年始無災害運動」開始にあたつ て) (6) その他連絡事項 ① 安全衛生シート(No.312 05 年 12 月号-1、2) ② 保安管理部協議会パトロールについて	

(2/2)

開催日	議題	審議結果等
1月19日 (定例)	(1) 12月期保安管理部協議会議事録 (2) 核燃料サイクル工学研究所主な施設の運転状況 (3) 安全衛生管理等に対する取組み状況(エイ・ティ・エス 株) (4) 安全衛生管理等に対する取組み状況(検査開発株) (5) 安全衛生管理等に対する取組み状況(東京ニュークリ ア・サービス株) (6) 保安管理部協議会パトロール結果 (7) その他連絡事項 ①安全衛生シート (No.313 06年1月号-4及び1月号-6)	
2月16日 (定例)	(1) 1月期保安管理部協議会議事録 (2) 核燃料サイクル工学研究所主な施設の運転状況 (3) 安全衛生管理等に対する取組み状況(東陽電設有) (4) 安全衛生管理等に対する取組み状況(常陽産業株) (5) 安全衛生管理等に対する取組み状況(株NESI) (6) 12月期保安管理部協議会パトロール結果(処置対応中案 件) (7) 原子力科学研究所高減容処理施設の減容処理棟におけ る火災について (8) その他連絡事項 ① 安全衛生シートNo.314 06年2月号-1、2) ② 春季火災予防運動に伴う防火パトロール(3月2日実 施予定)について	
3月16日 (定例)	(1) 2月期保安管理部協議会議事録 (2) 平成17年度保安管理部協議会活動報告(案) (3) 平成18年度保安管理部協議会活動計画(案) (4) 平成18年度保安管理部協議会役員(案) (5) 核燃料サイクル工学研究所主な施設の運転状況 (6) 安全衛生管理等に対する取組み状況(東陽電設有) (7) 安全衛生管理等に対する取組み状況(株)日京クリエイ ト) (8) 安全衛生管理等に対する取組み状況(日国サービス株) (9) 安全衛生管理等に対する取組み状況(株)ペスコ) (10) 安全ニュース等の紹介 (11) その他連絡事項 ① 安全衛生シートNo.315 06年3月号-1、6、7	

会長：保安管理部長

副会長：保安管理部次長、株ナスカ

会員：保安管理部安全主任者、保安管理部衛生管理者、安全対策課長代理、危機管理課長、
施設安全課長、研究技術情報部、原子力研修センター、管理部総務課長代理、管理部
厚生課長株暁恒産、エイ・ティ・エス株、検査開発株、東京ニュークリア・サービス株、
東陽電設(有)、常陽産業株、株NESI、株日京クリエイト、日国サービス株、株)ペスコ
事務局：安全対策課

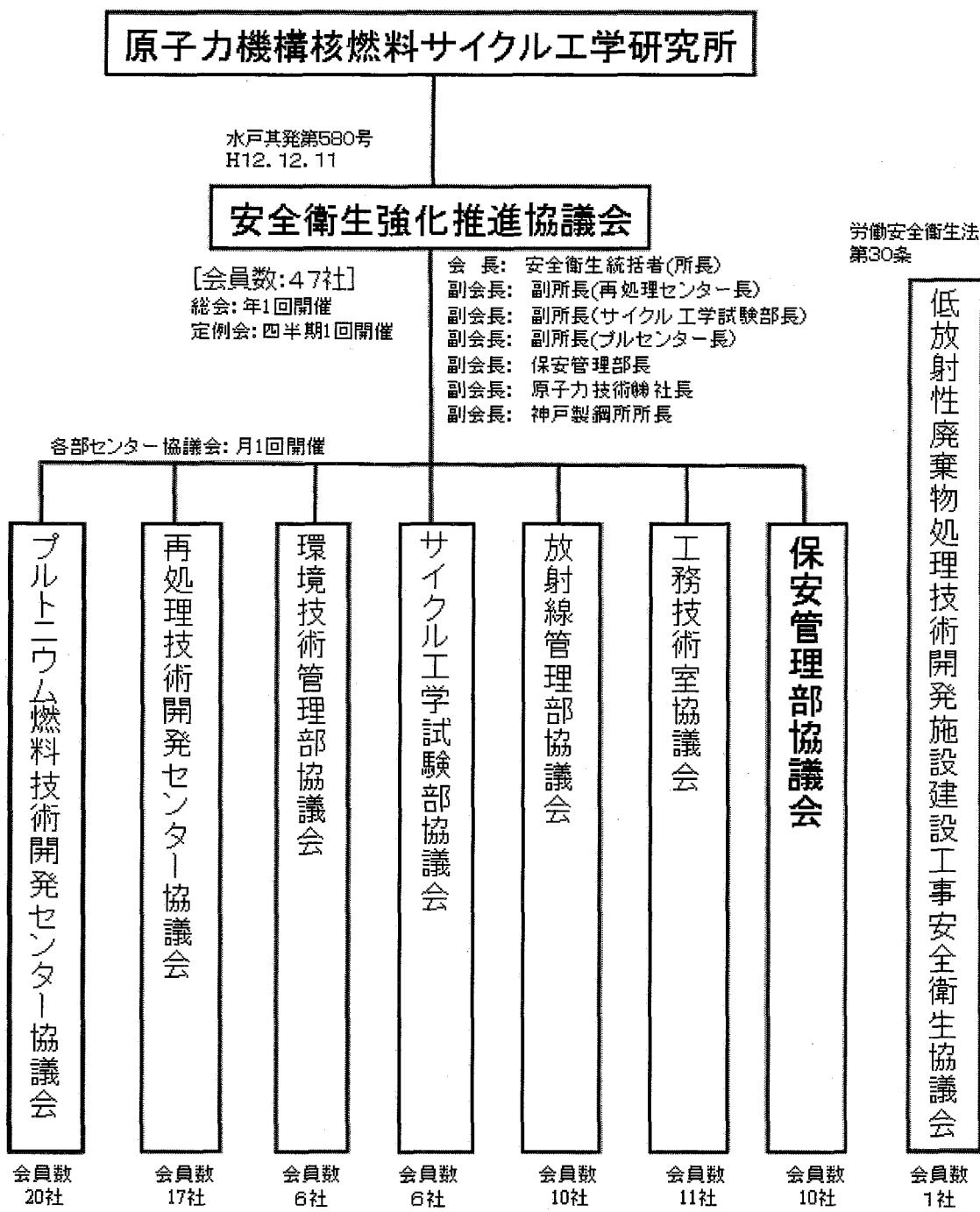


図 2-3-1 安全推進協議会組織図

2.4 事故・トラブル、良好事例等の水平展開

(1) 事故・トラブル等

原子力機構内外の事故・トラブル事例等のうち、一度起こした事故と類似の事故を再度起こさないよう機構内各研究所に水平展開を図っており、保安管理部は核燃料サイクル工学研究所の窓口としてとりまとめを行っている。

17年度は、サイクル機構時代の1件を含め本部からの社内水平展開が4件あり、内2件については既に所内で実施された水平展開であったため、情報周知のみとした。また、所内水平展開事項については、1件であった。

社内水平展開事項を表2-4-1に、所内水平展開事項を表2-4-2に示す。

表2-4-1 社内水平展開実施状況

番号	件名	水平展開事項
05-02	アルコール廃液処理装置、希釀槽の溶接施工に関する不具合(周知事項)	<p>本不適合の予防処置のために、その内容・教訓を周知する。</p> <p>1. 発生原因</p> <p>①受注者側の原因 溶接検査においては、下請けと原子力安全基盤機構の間で溶接検査の申請から完成検査まで行っているため、受注者として十分に踏み込んだ外注管理が不足していた。</p> <p>②受注者の下請側の原因 溶接指令書(現場への溶接指示)を、発行前に溶接検査申請書と照合せずに、現場に発行した。</p> <p>2. 再発防止対策</p> <p>①受注者側の再発防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請側が実施する溶接作業前に、下請側が作成した溶接指令書と溶接検査申請書が合致していることを確認する。 ・原子力安全基盤機構による溶接検査前に、下請側が作成した溶接指令書、溶接施工記録及び溶接検査申請書の間に不整合がないことを確認する。 <p>②受注者の下請側の再発防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶接指令書内に溶接検査申請書との照合確認欄を新たに設け、現場への溶接指示前に再確認する。 ・溶接施工記録フォーマット内に、「溶接検査申請書との照合」と「溶接指令書との照合」のチェック欄を設け、チェック機能の強化を図る。

番号	件 名	水平展開事項
2005-01	JMTR 原子炉施設の施設定期検査時における検査前条件の不備に係る水平展開 (水平展開事項)	<p>次の事項が、手順書等に反映され(文書化)有効に運用されているか点検を行い、必要な場合は対策(予防処置)を講じること。</p> <p>1. 施設定期検査等(施設定期自主検査、使用前検査等を含む)においては、検査前条件が満たされている事を確認し(チェックシート等による)、検査に使用する計器がある場合は、リスト化して校正が行われて有効期間等の識別(ラベル貼付、台帳管理など)※がされていることを確認すること。</p> <p>2. 施設定期検査等の工程管理においては、各検査の相互関係を調整して工程に変更が生じた場合には関係者に周知し、計器の校正管理※を確実に実施すること。</p> <p>※JEAC4111-2003 及び JEAG4121-2005 参照 : 7.6 監視機器及び測定機器の管理</p>
2005-02	原子力科学研究所陽子加速器開発棟ソレノイド電磁石の発煙に係る水平展開 (周知事項)	<p>冷却系統を有する機器・装置類において、運転中にその冷却系統が機能しなくなった場合に、火災・爆発・放射性物質放出・装置の大損傷などが生ずる恐れのあるものについては、インターロック機構があるかチェックし、ない場合には対策をすること。</p> <p>以上について周知した。</p>
2005-03	HTTR 原子炉建家における圧縮機分解点検時の作業員手指負傷に係る水平展開 (水平展開事項)	<p>回転機器を対象とした類似作業において、以下に示す項目について点検を実施し、問題がないかを確認すること。</p> <p>1. 作業前 TBM、KY の励行の徹底が確実になされていることを再確認すること。</p> <p>2. ターニング作業等リスクの高い作業に関し、危険要因(挟まれ、巻き込まれの可能性がある作業)を洗い出し、リスクアセスメントの運用などにより必要な注意事項・対策が講じられていること。</p> <p>3. 回転機器でターニング(回転)作業をする場合は、撤去忘れを防げる専用の廻り止め治具等を用いて、作業していること。</p> <p>4. 以上について、作業要領書等に反映され、作業員に周知・注意喚起等、教育がなされていること。</p>

表 2-4-2 所内水平展開実施状況

番号	件 名	水平展開事項
H17-1	再処理施設 プルトニウム転換技術開発施設におけるグローブボックス底面の汚染に係る水平展開	<p>類似のグローブボックスを対象として、以下に示す要件を満たす箇所について点検を実施し、問題がないか確認すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. グローブボックスの主要部材に、SUS304又はSUS304Lを使用し、かつ配管を接続した溶接部があるグローブボックス。 2. ビニールバッグ等の塩化ビニール製品が、長期間(1週間以上)グローブボックス床面に直置きされ、これらと硝酸溶液が接触すること等により溶出したハロゲンを含む溶液が上記配管溶接部と接液する可能性がある箇所。 <p><点検内容></p> <p>溶接近傍の目視点検及びグローブボックス外の汚染チェックを実施すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 発生原因の因子と考えられるグローブボックスの管理方法に関し、管理が適切になされているか、以下の点検を実施し確認すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①グローブボックス内の整理整頓がなされていること。特にビニールバッグは、底面に直置きすることができないように専用のトレイに保管し、ケーブルは床面に接しないよう整線されていること。 ②保守作業等で液漏れ、液垂れが生じた場合は、入念に拭き取っていること。 ③グローブボックス底面の定期的な拭き取り清掃を実施するとともに、配管溶接部近傍の目視点検を実施すること。 ④溶液をこぼすことがないように、機器取扱方法の改善等を実施すること。 ⑤その他、発生原因と推定される応力腐食割れについて、関連情報を基に関係従業員への周知を図ること。

(2) NS ネット良好事例

NS ネットに関する良好事例は、平成 12 年度から関係機関の事業所において相互評価が実施され、その中から摘出されたものである。これらの良好事例を有効活用し、原子力の安全確保を目指すことを目的とし、研究所として良好事例の水平展開を実施している。本期は、第 46 回から 50 回の良好事例を展開した。NS ネット相互評価結果の良好事例を表 2-4-3 に示す。

表 2-4-3 NS ネット相互評価結果の良好事例

回	レビュー事業所	相互評価(ピアレビュー)結果の良好事例
第 46 回	日本核燃料開発株式会社	<p>【組織・運営】</p> <p>①「NFD 行動規範」の作成と全社員への配布 ②安全管理に係る全規定類の LAN 上への掲載</p> <p>【運転・保守】</p> <p>①プロジェクト記録ファイルによる研究・開発業務のノウハウの伝承</p>
第 47 回	北海道電力株式会社 泊発電所	<p>【組織・運営】</p> <p>①「重大災害リメンバーウィーク」の設定と実行 ②運転経験から学んだ教訓やノウハウ等の「運転要領」への明記</p> <p>【教育・訓練】</p> <p>①教育・訓練における原子力訓練センターとの連携</p>
第 48 回	東北電力株式会社 女川原子力発電所	<p>【組織・運営】</p> <p>①“風通しのいい職場づくり” ②“技術力のある会社”実現への姿勢 ③「運転パラメータ評価会」による「異常兆候の早期発見」と情報の共有化</p> <p>【教育・訓練】</p> <p>①「Know-Why」教育による技術の伝承</p> <p>【特定評価項目】</p> <p>①「騒音マップ」による安全衛生管理</p>
第 49 回	四国電力株式会社 伊方発電所	<p>【組織・運営】</p> <p>①協力会社との円滑な情報交換等裾野の広い安全活動の充実</p> <p>【教育・訓練】</p> <p>①「補修技術データベース」の充実と積極的な活用</p> <p>【運転・保守】</p> <p>①チェックシートに対するシミュレータによる事前検証 ②調査対象外の貫通部のシール施工状況の自主調査</p> <p>【特定評価項目】</p> <p>①ヒューマンファクターに関する積極的な取り組み</p>
第 50 回	三菱マテリアル株式会社 那珂エネルギー開発研究所	<p>【組織・運営】</p> <p>①これまでの知見等を反映した「作業手順書」の作成</p> <p>【特定評価項目】</p> <p>①「CSR 活動」によるリスク管理の徹底</p>

2.5 その他

(1) 保安教育・訓練管理システムの整備

保安教育・訓練管理システムについて、下半期は、法人統合に伴う諸対応を行った。およそ1ヶ月間システムを停止し、身分区分や組織名等の変更に対応した。また、システムマネージャー機能や安全協定に基づく四半期報告の集計機能等の高度化を行った。

(2) 快適職場づくりへの取り組み

核燃料サイクル工学研究所では、国の「事業者が講すべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」に基づき、平成14年度の業務目標に「快適職場づくりの推進」を取り上げ、衛生管理者会議の協力を得て取り組んでいる。

所の快適職場づくりの職場環境改善方針及び改善重点目標を受け、今半期は、3年計画のうちの3年目になり、平成17年度のとりまとめを行うとともに、3年間の取り組み結果のまとめを行った。

(3) 平成17年度核燃料サイクル工学研究所安全衛生活動の施策の策定

平成17年度核燃料サイクル工学研究所安全衛生活動の施策については、機構の発足に伴い策定された平成17年度安全衛生管理基本方針（平成17年10月1日付）を踏まえ、平成17年度東海事業所安全衛生活動の施策と同様の項目を継続することとした。

さらに、本施策を、安全衛生管理規程に基づく安全衛生管理に関する実施計画と位置付け、安全衛生に関する活動を展開した。

「平成17年度核燃料サイクル工学研究所安全衛生活動の施策」を付録として添付するので参考されたい。

(4) 平成17年度（下期）安全衛生活動実績報告及び平成18年度安全衛生活動計画の策定

平成17年度（下期）安全衛生活動実績報告については、平成17年度（下期）業務実施計画に基づく保安管理部の活動実績について暫定報告及び最終報告を取りまとめるとともにOHSMS/EMS目標に関して各部・センターの労働安全衛生活動の実施状況を確認した。また、平成17年度安全衛生管理基本方針に基づく活動状況を取りまとめた。

平成18年度安全衛生活動計画については、平成17年度の総括及び機構としての「平成18年度安全衛生管理基本方針」を踏まえて「平成18年度安全

衛生管理に関する実施計画」を策定し、これに基づいて平成 18 年度業務実施計画及び OHSMS/EMS 目標を定めた。

保安管理部の「平成 17 年度（下期）業務報告表」、「平成 17 年度 OHEMS/EMS 目的及び目標達成度報告書（最終）」、「平成 17 年度品質目標リスト・実績（最終）」、「平成 18 年度業務目標リスト」、「平成 18 年度 OHSMS/EMS 目標リスト」及び「平成 18 年度品質目標リスト・実績（計画）」並びに「平成 17 年度安全衛生管理基本方針に基づく活動状況について」及び「平成 18 年度核燃料サイクル工学研究所安全衛生管理に関する実施計画」を付録として添付するので参照されたい。

(5) 改正労働安全衛生法への対応

改正労働安全衛生法が平成 17 年 11 月 2 日に公布され、平成 18 年 4 月 1 日に施行された。これに伴い、安全衛生管理規則及び安全衛生委員会規則の改正を行った。また、平成 18 年度から安全衛生管理に関する実施計画と OHSMS/EMS 目標を一致させることにより、両活動を一体的に運用することとした。

改正労働安全衛生法の主な内容を以下に示す。なお、改正のポイントを付録として添付するので参照されたい。

(6) 安全性総点検処置状況

安全性総点検の処置状況については、平成 16 年度末現在で 2 件の未処置案件があり、17 年度上期中に完了すべく処置状況の確認と取りまとめ及びフォローを行った。

その結果、未処置案件 2 件は 9 月末までに処置が完了し、これにより動燃事業団時代の平成 9 年 9 月に全社で実施された理事長指示に基づく安全性総点検は、摘出件数 1,611 件の処置が全て完了した。

(7) 全国産業安全衛生大会における口頭発表

中央労働災害防止協会が広島市で開催した第 64 回（平成 17 年度）全国産業安全衛生大会（10 月 26～28 日）ヒューマンエラー防止部会において安全対策課から初の口頭発表を行った。口頭発表のタイトルは「サイクル機構における保安教育訓練管理手法の整備について」であり、これまでに整備してきた教育管理システムの概要と特徴等について紹介したものである。発表に使用した要旨集等を付録として添付するので参照されたい。

3. 危機管理業務

3.1 危機管理業務概況

旧危機管理整備室は、平成13年4月保安管理部の発足に伴って新設され、旧事業所の危機管理、警備、消防に関する業務を行ってきたが、平成17年10月1日付けで旧日本原子力研究所と法人統合され、独立行政法人 日本原子力研究開発機構の発足と共に、旧危機管理整備室は危機管理課と改名され、従来の業務等を引き継ぎ継続実施している。平成17年10月1日現在の人員は63名（警備員33名含む）である。

当課は、事故・トラブル等緊急時に迅速な情報収集と的確な連絡を行なうことを中心に24時間体制でその対応に備えており、防災管理棟執務者のうち15名が5班3交替制でこの業務に就いている。

17年度下期は、法人統合後の所管する研究所規則類の改定・作成等を行った他、各種マニュアルの見直しを行い、緊急時対応の強化を図るとともに、緊急時支援システムの継続的整備を実施している。

訓練等については、研究所での定常的訓練を実施した他、外部関係機関への訓練協力を行った。

研究所火災予防運動については、秋季全国火災予防運動（11月9日～15日）、春季全国火災予防運動（3月1日～7日）に呼応して防火に係る各種行事等を実施し、従業員の防火意識の高揚を図ることができた。

警備については、米国同時多発テロ事件以来、警備強化を継続実施しているが、平成17年5月、核物質防護対策強化を目的とした原子炉等規制法の一部改正が行われ、当課所管の構内警備範囲が新たに再処理施設の早期検知のための警備区域に設定された。これにより18年6月以降、厳格な警備体制が要求されることとなった。

17年度下期における研究所の異常事象等の危機管理対応（研究所対策会議以上の設置）は下記のとおりであった。

- (1) プルトニウム燃料技術開発センター 「救急車要請」（11月8日）
- (2) 再処理技術開発センター 「救急車要請」（12月19日）

その他の対応として、10月19日20時44分頃 茨城県沖地震発生（震源地茨城県沖マグニチュード6.2、茨城県南部震度5弱、茨城県北部震度4、水戸市震度4、東海村震度4）に伴い、研究所内各施設点検結果を集約し、外部関係機関等へ報告した。

3.2 緊急時対応体制の整備

万一の事故・トラブル発生に備え、通信設備等の緊急時対応システム機能を維持することは当課の最優先業務であり、このため頻度を定めて点検を実施し、その機能を確認している。

以下に 17 年度下期に実施した緊急時対応システムの維持管理内容を示す。

(1) 緊急時対応システムの維持管理

① 日常点検（1回／毎日／毎直）

- a) 緊急時対策所の緊急時対応システム類の巡視点検を行い、その健全性を確認している。
- b) 非常用電話（9999、2222）等受信装置の作動試験を行い、これらが正常に作動することを確認している。

② 月例点検（1回／月）

- a) 緊急時対策所と各部センターの現場指揮所（8箇所）の間で TV 会議システムを接続して音声、モバイル送受信、デジカメ画像受信、E メール受信等の作動試験を行い、その機能を確認している。
- b) 非常用電話（9999 及び 2222）の送受信試験を行い、音声、通話録音等が正常に作動することを確認している。
- c) 非常用自家発電機の作動試験を行い、発電機からの電源供給により、緊急時対策所の各システムが正常に作動することを確認している。
- d) 勤務時間外（夜間・休祭日）における事故対策本部要員緊急召集システム（お伝え君）について、毎月発災箇所（部・センター）を変えて起動試験（召集なし）を行い、正常に作動することを確認している。

③ その他点検（1回／2ヶ月）

- a) 情報通信車からのモバイル画像送信、デジカメ画像送信、E メール送信、衛星電話通信、衛星 FAX 送信等の各作動試験を行い、これらが正常に作動することを確認している。

(2) 緊急時対応機器の整備

① 緊急時支援システムデータベースの維持

事故支援システム内の施設情報データベースの更新及びメンテナンスを行った。今後も必要に応じ隨時更新を行うこととする。

② 緊対所サーバーの更新

現在のサーバーは、設置以来常時運転状態（不停止運用）で4年半を経過していることから、主要機器の劣化が進行しているとともに、OSがWindows 98であるため万一故障が発生した場合には、修復に長時間を必要とし、事故・トラブル対応時に支障をきたす恐れがある。理想的にはサーバー1式を更新することが望ましいが、予算の確保が困難であることから、劣化が著しく進行している主要機器（電源ユニット、リザーブディスク、LANボード、記録媒体等）及びOSをWindows 2003に更新した。

(3) 防災管理棟浸水防止対策の検討

防災管理棟は、建物1階に防災関係の主要設備が配置されているが、この建物は路面から低い位置に設置されていることから、以前より豪雨時等の浸水が心配されていた。8月25日、当地に接近した台風11号は3時間に100ミリを超える降水量を伴うものであり、この雨水により建物1階が浸水の危機に直面した。

このような豪雨の発生頻度は低いと思われるものの、万一浸水した場合、危機管理システムに重大な支障を及ぼす恐れがあることから、建物各出入口部の浸水防止対策を検討した。

完成図書を基に雨水排水の設計条件を調査した結果、排水容量は通常の雨量を想定したものであり、豪雨に対応した能力を有してないことが判明した。

しかしながら、豪雨に対応する設備に改造するためには多大な予算が必要となり、緊急時対策所運営費内の実施は困難であることから、18年度予算内で対応可能な方策として、建物出入口への浸水防止柵の設置を検討することとした。

3.3 訓 練

研究所において事故等のトラブルが発生した場合、事態の安全な収束と的確な情報収集及び迅速な通報連絡が要求される。

前年度までに行なった訓練や実対応で抽出された課題のうち、実施可能なものについては直近の訓練に反映して実施した他、時間を要する課題については継続的に反復訓練を計画することにより問題解決を図っている。

10月22日の読売新聞に「東海事業所 テロ対応訓練」に関する記事が写真と共に全国版に掲載された。

平成17年度の研究所訓練計画については、法人統合後に下期月例訓練計画の見直しを行い、平成17年10月の所運営会議において承認され、訓練項目についても習熟を要する事象及び外部機関との協力体制を要する事象を重点項目として設定した。

下期は研究所訓練計画に従い、再処理施設の保安規定に基づく非常事態訓練及び防災業務計画に基づく防災訓練（所長が行う訓練）を軸に各施設の月例訓練（施設統括者が行う訓練）を実施した。

なお、再処理施設の非常事態訓練では、初めての試みとなる原子力科学研究所に対して救急車の出動を要請する連携訓練を行った。

以下に訓練の概要を述べる。

(1) 月例訓練

① 10月5日（水）（保安管理部）

「現地対策本部要員の召集訓練」

・訓練内容

再処理施設において臨界事故が発生したとの想定で勤務時間中に現地対策本部要員の召集を行った。

・訓練結果

今回の訓練では、首脳陣の変更が小規模であったことから、混乱もなくスムーズに本部体制の立ち上げ及び初期通報を実施することができた。また、勤務時間中の訓練であったことから、約80%が召集に応じており、以前実施した夜間召集訓練（40～50%）に比べると高い召集率であった。参考時間についても約2分で本部機能が立上ることを確認した。

② 2月16日（木）（環境技術管理部）

「地層処分基盤研究施設における火災訓練」

・訓練内容

地層処分基盤研究施設（エントリー）における火災及び負傷者発生時の基本動作、L棟に設置される環境技術管理部の現場指揮所との連絡等の初期対

応及び拠点に駐在する部門と拠点との連携を訓練の重点項目とした。

・訓練結果

本訓練は拠点に駐在する部門と拠点の連携が必要となる場合の初期対応訓練であり、初めての訓練としては大きな混乱もなく進行した。

しかし、初期の情報収集の遅れ、伝達の遅れ、情報の確認が不十分であることなどの点も見受けられた。また、改善や工夫すべきポイントもいくつか抽出された。

今後は、これらの反省点を踏まえて、事故対策手順といった基本動作の確認や仕組みの工夫、機材の拡充などソフト・ハードの両面から事故時の対応を見直すとともに、反復的な訓練により、より良い仕組みの構築や各員のスキル向上が必要である。

(2) 保安規定等に基づく総合訓練

① 12月14日（水）（核燃料サイクル工学研究所防災訓練 13:30～15:30）

「CPFにおける臨界警報吹鳴訓練」

・訓練内容

本訓練は、原子力事業者防災計画に基づく防災訓練である。

CPFの粉末貯蔵室において、貯蔵してある MOX 粉末の点検作業中に粉末を1ヶ所に集積したため臨界となる。

・訓練結果

今回の重点事項については、計画通り実施できた。また、救急医療対応では、今回新たに実施して効果のあった現場への医師の派遣、村消防本部との連携方法、医務棟での救急隊対応について今後の訓練でも継続的に実施し、より一層熟練度を高めて行く必要がある。

さらに、大規模な災害が発生した場合、外部派遣者、現場対応班要員が不足する場合も懸念されるため、発災元に駐在する研究開発部門の従業員を、本部要員等に組み込んだ体制の構築と月例訓練等による人材の育成を図る必要がある。

② 3月7日（火）（再処理施設非常事態訓練 13:10～15:00）

「TVFにおける火災対応訓練」

・訓練内容

再処理施設ガラス固化技術開発施設（TVF）搬送室（管理区域）で火災が発生する。

また、初期消火中に作業員2名が負傷し、医務棟で応急処置を施した後、診察・治療のため外部医療機関へ搬送する（外部搬送は1名）。

なお、施設外への放射性物質の漏えいはないものとし、施設の負圧は維持されていると想定した。

・訓練結果

発災現場、現場指揮所及び現地対策本部の行動については、概ね事故対策手順、事故対策規則に基づく行動ができた。

本訓練において新たな重点項目とした原子力科学研究所との連携では、出動した救急車の所要時間を確認でき、現在の支援要請のルートを考慮するところほぼ最短の時間で対応できたと評価できるが、現場から原科研までの要請伝達に10分程度の時間を要した。（現場指揮所⇒現地対策本部⇒機構対策本部⇒原科研支援対策本部）

このため、緊急に支援要請が必要な場合は、現地対策本部から直接、原科研に要請する等、要請ルートの簡略化により時間の短縮を図る必要があると思われる。

なお、支援対策本部（原科研）設置後の支援部隊の出動やTV会議による情報交換はスムーズに行え、大規模災害発生時は、所内の各現場指揮所と同様の連携を取ることが可能と考える。

また、12月期の訓練の反映事項については、確実に実施されており現地対策本部の運営について改善されていることを確認した。

(3) その他の訓練

本年度も、11月2日（水）に茨城県消防学校との連携訓練として、炉心燃料の公道輸送時の事故を想定した初期対応及び消防本部（県消防学校が対応）との連携訓練（車両火災の消火作業、負傷者救助）を行った。

3.4 警備及び入構管理

当課が所掌する警備は、一般人に対する放射線防護及び不審者の侵入防止等の観点から実施しており、33名の警備員を擁している。警備員は正門、田向門、CPFの3箇所に配置し、それぞれ交替勤務により対応している。

上記警備に併せ、入構及び車両入構証発行等の入構管理業務についても当課所掌業務であり、その発行数は職員及び年間役務契約者等従業員約2400枚、工事業者約2000枚、本社職員約250枚、また、車両入構証についても従業員等及び工事業者にほぼ同数発行している。

警備に係る最近の状況として、米国の同時多発テロ事件以来、原子力施設に対する警備強化が図られており、これについては県警により1日数回程度の武装パトロールが実施されている。また、原子炉等規制法の改正が本年5月に行われ、12月1日に施行された。法改正により当課所管の構内警備範囲が新たに再処理施設の早期検知のための警備区域として設定され、①区域全周の侵入検知・監視カメラによる監視、②夜間・早朝に重点を置いた巡視、③人・物・車両の厳格な出入管理、等厳格な警備体制を要求されることとなった。

表3-4-1に17年度下期の入構者及び入構車両実績、表3-4-2に出入許可証及び車両入構許可証発行実績を示す。

表 3-4-1 入構者及び入構車両実績

種類	通用門	10月	11月	12月	1月
入構者数 (人)	正門警備所	4,937	4,782	4,647	4,394
	田向門警備所	6,334	5,538	4,903	5,753
	計	11,271	10,320	9,550	10,147
車両台数 (台)	正門警備所	3,875	4,057	3,677	3,754
	田向門警備所	5,037	4,781	4,329	4,457
	計	8,912	8,838	8,006	8,211

2月	3月	17年度 累計	月平均
4,679	5,908	58,321	4,860
7,600	5,065	79,819	6,651
12,279	10,973	138,140	11,511
3,935	4,457	48,870	4,072
5,716	4,101	63,647	5,303
9,651	8,558	112,517	9,375

入構者及び入構車両実績

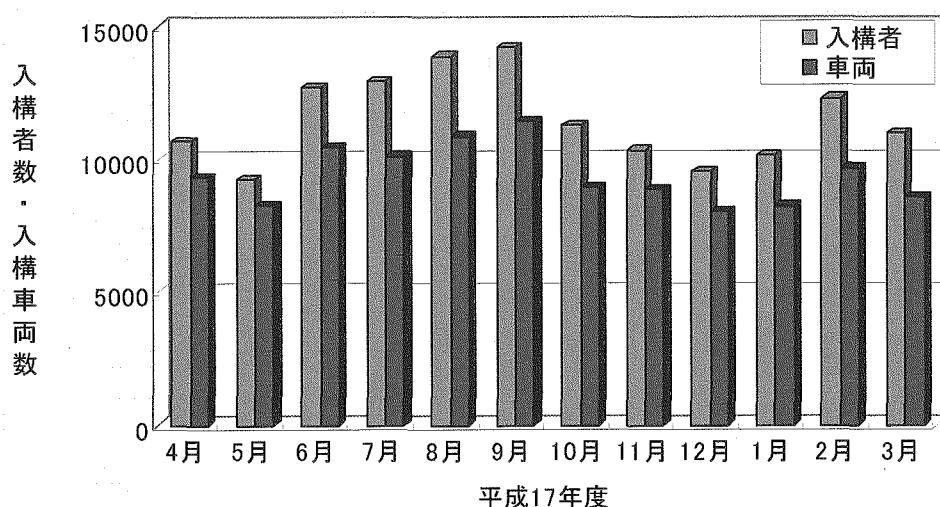
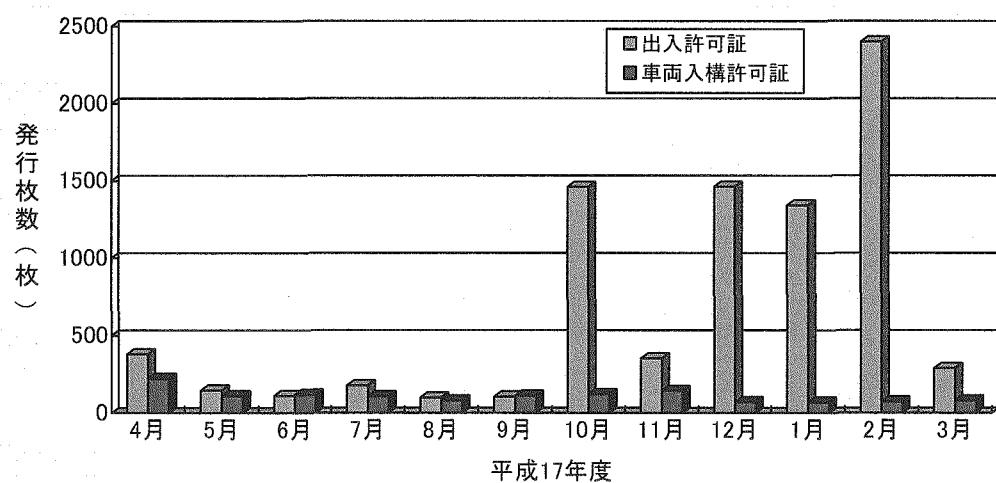


表 3-4-2 出入許可証及び車両入構許可証発行実績

種類	10月	11月	12月	1月
出入許可証	1,460	352	1,462	1,342
車両入構許可証	121	143	69	69

2月	3月	17年度累計
2,401	288	8,323
73	79	1,300

出入許可証及び車両入構許可証発行実績



3.5 その他

(1) 消防班活動

核燃料サイクル工学研究所の自衛消防班は、各部・センターからの選抜メンバーにより班長 1 名、副班長 3 名、班員 21 名の計 25 名で組織され、火災等の異常事態に備えて定期的な訓練を実施している。

17 年度下半期は、定期的な訓練の他に、茨城県消防学校との合同訓練、核燃料サイクル工学研究所非常事態訓練、消火器取扱訓練（支援）に参加している。また、東海村出初式や展示館前路面凍結除去作業にも参加している。

17 年度下半期の消防班の活動実績を表 3-5-1 に示す。

表 3-5-1 消防班の活動実績

実施日	活動内容	備考
10月14日	基本操作	参加 16名
10月28日	基本操作	参加 17名
10月30日	救助訓練	参加 4名
11月2日	茨城県消防学校合同訓練	参加 20名
11月11日	消火器取扱訓練（支援）	参加 13名
11月25日	基本操作	参加 11名
12月9日	機器点検	参加 16名
12月22日	機器点検	参加 21名
1月6日	機器点検	参加 22名
1月8日	出初式	参加 25名
1月20日	基本操作	参加 14名
1月24日	路面凍結除去作業	出動 9名
2月10日	基本操作	参加 12名
2月24日	基本操作	参加 18名
3月7日	非常事態訓練	参加 20名
3月16日	分室火災対応訓練	参加 3名
3月17日	座学	参加 16名
3月31日	基本操作	参加 7名

(2) 火災予防運動の取り組み

火災予防運動に関しては、秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）、春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）に合わせ、研究所として秋季・春季火災予防運動を推進するとともに、各種の防火関連行事を企画・実施した。

表3-6-1、表3-6-2に実施した火災予防運動行事を示す。

表3-6-1 秋季火災予防運動行事実績

項目	実施日	実施内容
啓発活動	期間中	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防ポスターの掲示 ・業連による期間中行事等の周知
防火講習会	11月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・東海村消防本部予防課長による防火講演会「最近の火災発生状況と火気管理について」 ・改訂した消防計画の解説等 ・通報、初期対応訓練
消防訓練	11月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器取扱訓練 ・放水訓練

表3-6-2 春季火災予防運動行事実績

項目	実施日	実施内容
啓発活動	期間中	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防ポスターの掲示 ・業連による期間中行事等の周知
防火講演会	3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保安管理部技術主幹による防火講演会「住まいの防火対策」
防火パトロール	3月2日 3月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・火気管理、避難通路の確保を重点項目として、核燃料サイクル工学研究所構内施設の居室（請負業者等建屋のものも含む。）を対象とした防火対策委員会委員及び事務局員による防火パトロールを実施した。

(3) 防災管理棟見学者対応

危機管理に対する関心は、原子力業界のみならず多岐に渡る業界に高まっている。防災管理棟の運用開始以来、見学者の来訪が相次いでおり、これに対応している。

17年度下半期の見学者の対応実績を表3-6-3に示す。

表3-6-3 防災管理棟見学者対応実績

月	見学者数	累計	備考
10月	6人	4,237人	H13.3.27 運用からの累計
11月	113人	4,350人	
12月	54人	4,404人	
1月	6人	4,410人	
2月	53人	4,463人	
3月	36人	4,499人	

(4) 消防設備の点検

消防設備は、法に基づく点検・報告が義務付けられており、この点検は当室発足以来、経済性及び合理性の観点から所内の全設備ならびに東海研究開発センター所掌厚生施設(旧東海事業所所掌の設備)について当室が実施している。

平成17年度下期分として、以下の項目について、平成17年12月5日から平成18年2月28日にかけ実施し、その健全性を確認した。

- ① 自動火災報知器：(感知器：約11000個、受信機：約100台)
- ② 消火器 : 約4200本
- ③ 屋内消火栓 : 約500基
- ④ 屋外消火栓 : 約120基
- ⑤ 誘導灯・標識 : 約3700個

4. 品質保証関連業務

4.1 品質保証活動業務

経済産業省及び文部科学省は、原子炉等規制法に基づく省令で、原子力施設の保安のために講すべき措置として品質保証（品質マネジメントシステム）及び保守管理に関する要求事項を定め、これらを保安規定へ取り込み、従前に加えより具体的な事項を義務化することとした。これらについては、保安検査において実施状況を順次報告してきた。

(1) 保安規定に係る品質保証活動

① 関連文書等の整備

使用施設及び再処理施設の品質保証計画書に必要な品質システムの文書を順次作成し、文書の体系化を図ってきた。以下にその制改定の作成状況を示す。

表 4-1-1 品質システムの制改定文書

No.	品質システム文書	該当施設	制改定日	制改定
1	文書・記録管理要領書	使用施設 再処理施設	平成 18 年 1 月 10 日	●
2	外部コミュニケーション管理要領書	使用施設 再処理施設	平成 18 年 3 月 24 日	●
3	核燃料物質使用施設 品質保証計画書	使用施設	平成 18 年 3 月 27 日	●
4	再処理施設 品質保証計画書	再処理施設	平成 18 年 3 月 27 日	●

○ 新規制定

● 改訂

(2) 使用施設内部監査の実施

核燃料物質使用施設保安規定第 11 条の 5 に基づき、使用施設の内部監査を平成 17 年 12 月 7 日～20 日にかけて、対象となる 42 課室班のうち 31 課室班に対して実施した。監査の結果、不適合（重大及び軽微）はなかったものの、要望事項が 15 件摘出された。一方、他部署の参考となる良好事項として 24 件が挙げられた。これらの内訳は以下の通りである。

① 要望事項の内訳

- ・「6.2.2 力量、認識及び教育・訓練」(4 件)、「7.1 業務の計画」(3 件)、「7.5.3

識別及びトレーサビリティ」(2件)、「8.4 データの分析」(2件)などであった。要望事項のうちの3件については、以下に示すようにシステム的な改善を要するため、是正処置指示が出された。

- ・Puセンターにおける文書管理台帳の承認・作成に関する捺印時期のバラつき
- ・Puセンター調達管理における「記載すべき程度」の具体的化
- ・非常事態の計画の実施責任者に係る、再処理施設品質保証計画書と使用施設品質保証計画書との差異

② 良好事項の内訳

- ・「6.2.2 力量、認識及び教育・訓練」(8件)、「4.2.3 文書管理」(5件)
- 「8.2.3 プロセスの監視測定」(3件)、「データの分析」(3件)などであった。

③ 監査実施状況（複合監査の実施結果等）

平成17年度の使用施設の内部監査については、原子力安全監査とOHSMS/EMSの内部監査を同時にを行う複合監査を初めて実施した。以下にその実施状況等について述べる。

【原子力安全監査との複合監査】

原子力安全監査と使用施設内部監査の複合監査については、業務の計画のように再処理施設と使用施設が異なる要求事項以外、監査項目、対象課室、チェックリストを同じにすることで一つの質問に対し二つの監査結果を出すことができ、合理的に実施することができたと考えられる。

ただし、原子力安全監査と使用施設内部監査の監査所見メモ様式や監査基準等が一部異なったことから、多少の混乱を生じたため、今後、様式等の統一を図る必要がある。

【OHSMS/EMSとの複合監査】

使用施設内部監査とOHSMS/EMS内部監査との複合監査については、監査員としてISO9001内部監査員とOHSMS/EMS内部監査員の資格を有するものを指名するとともに、チェックリストも品質保証計画書とOHSMS/EMS基本規則の共通する監査項目を明確にして事務局より監査員に配布・説明した。しかし、監査の実施段階で監査員より、OHSMS/EMS内部監査と使用施設内部監査の共通する監査項目が少ないと加え、監査の混乱の方が大きく非効率との判断が示されたため、使用施設内部監査とOHSMS/EMS内部監査は別々に実施した。

(3) 原子力安全監査の受審

再処理施設に係る品質マネジメントシステムの要求事項に対する適合性と有効性について監査し、原子力施設の安全の維持・達成・向上の継続的改善に資するため、原子力安全監査を平成17年12月14日～20日(5日間)に受審した。監

査対象部門は、再処理技術開発センター、保安管理部、放射線管理部及び工務技術室における全ての部署である。今回の監査では、使用施設の監査とあわせた合同監査を管理支援部門(保安管理部、放射線管理部、工務技術室)に対して行った。監査の結果を以下に示す。

【監査の結果】

監査計画に従い品質マネジメントシステムについて、全対象部署(一部共通的管理項目はサンプリングした。)を監査した結果、品質マネジメントシステムは JEAC4111:2003 に概ね適合しており、不適合が 0 件、観察・意見事項(文書監査の結果みられた用語の不整合等を含む)が 20 件(その内、フォローアップが必要としたもの 13 件)、及び他部署の参考となる良好事例が 20 件摘出された。

本品質マネジメントシステムの運用も 1 年余りが経過し、この間数回の保安検査を経て改善が進んだこともあり、昨年度よりも摘出件数は減少している。今後とも、今回の監査結果を踏まえた改善を行い、マネジメントシステムをさらに有効なものとして活用していく必要がある。

(4) 使用施設マネジメントレビュー等の実施

品質方針・品質目標の展開状況、使用施設内部監査結果、監督官庁の検査結果、不適合管理、予防処置、法規制及び組織の変更に係るマネジメントシステムの改善等の運用状況を踏まえて、所長によるマネジメントレビューを平成 18 年 2 月 13 日に実施した。その結果を以下に示す。

【品質マネジメントシステム及びそのプロセス】

① 品質方針

現行の品質方針は、適切であったことを確認した。

② 品質目標

平成 17 年度の品質目標は、問題なく達成できることを確認した。

③ 内部監査結果

監査結果の良好事例や要望事項では正処置した内容等について、再処理施設も含めて所内へ展開すること。

④ 使用施設の安全の達成に係る外部の受け止め方（保安検査の受け止め方等）

規制当局が行なう検査に関して、全て合格し、指摘事項は受けていないことから、良好であることを確認した。

【業務の計画及び実施に必要な改善】

① 業務の計画及び実施状況

計画に基づき、業務は適切に実施されていることを確認した。

② 予防処置及び是正処置の状況

平成17年10月1日以前に業務に関する改善事項を提案する制度（業務改善提案制度）があり、品質保証上の予防処置としても有効であったが、二法人統合において廃止された。本制度は、業務の改善に極めて有効であることから、機構として本制度の復活を本部に要望すること。

③ 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ

前回のマネジメントレビュー結果で、改善が必要な事項は、適切に処置されていることを確認した。

④ 関連する内外情勢（組織体制、法規制の改正等）による変更

次年度は、再処理施設保安規定、使用施設保安規定の他に加工施設保安規定が構築され、それぞれの品質保証活動が実施されることになることから、主要施設の所掌部門が中心となり品質保証活動の展開を図ること。

使用施設保安規定の品質保証に関する内容が改定される予定で、使用施設品質保証計画書を見直す必要がある。その際、同品質保証計画書に変更が生じた場合、使用施設保安規定と齟齬が生じないように改定するとともに、極力、再処理施設品質保証計画書と横並びを図ること。

【資源の必要性】

品質目標は、適切に実施されていることを確認した。なお、品質保証教育に関しては、今後、所内で JEAC4111 や内部監査員に関する教育ができる講師の育成を図ることを検討していくこと。

【その他所長指示事項】

品質保証計画書は、作成の基となる ISO9001 及び JEAC4111 の規格の表現をそのまま用いていることから、表現上分りにくい箇所がある。このため従業員に用語や表現の意図することについて理解しやすい教育が必要である。

その一例として図解など用いた分りやすい教育資料を各部・センターから募り、誰もが利用できるよう共有化などについて検討し進めること。

(5) 再処理施設マネジメントレビューのインプット情報の整理と実施結果の反映

【所長の研究所内活動状況に関するインプット情報の整理】

- ① 原子力安全監査の結果
- ② 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方
- ③ 保安活動のプロセスの実施状況、並びに検査及び試験の結果
- ④ 予防措置及び是正措置の状況
- ⑤ 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- ⑥ 品質マネジメントシステムの改善のための提案

の6項目について所長は、該当する施設のセンター長、支援部門各部長からインプット情報の報告を受け、事務局がまとめ本社へ提出した。

【理事長による再処理施設マネジメントレビューの結果（指示事項）について】

- ① 経営基本方針に掲げる「安全確保の徹底」を、現場の第一線に至るまで徹底すること。また、安全、品質はすべてにおいて現場で実践すべき重要な課題であることと認識し、従業員は基より請負会社の方々を含め職場の風通しを良くし、現場と幹部が一体となってコミュニケーションが行われる職場作りに努めること。
- ② 品質保証活動に関する文書は、改廃を含めて簡素化し、本当のエッセンスが体現され、誰もが分かり、矛盾がないうように常に見直しを行い、業務が円滑に進むよう充実を図ること。また、品質保証活動の実効性を高めるため、継続的な実践的教育を行い、体に覚えさせるような工夫をすること。
- ③ 各拠点長の指導の下に、常に改善が行われる職場環境や、状況を作り出す工夫をすること。改善提案など、現場の実情を反映して、その中で提案制度が実効ある仕組みとなるよう育ててもらいたい。
- ④ 品質方針の一部を見直し、危機管理を充実することを加えること。各拠点長、幹部は危機管理を意識して、常にリアルな状況を想定した事故等の訓練を行い、初動体制、役割分担、連絡体制に漏れのないよう非常時に備えてよく指導、展開してもらいたい。
- ⑤ 原子力科学研究所の廃棄物埋設施設と、大洗研究開発センターの廃棄物管理施設の監査は、原子力安全監査へ一元化することに向け、実施方法、実施時期を検討すること。
- ⑥ 新型転換炉ふげん発電所と高速増殖炉研究開発センターの品質保証活動は、管理責任者を一元化した取組みとする必要がある。敦賀本部が中心となってよく検討すること。
- ⑦ 各事項については、平成18年度の品質目標に含めて実施すること。
- ⑧ 文部科学省所管の施設においては、JMTRにおける検査での不適合を教訓とした品質保証活動の継続的な改善を図ること。また、保安院所管施設へのアウトプットについても参考とし、施設の実情に応じて改善を図ること。

(6) 平成 18 年度の品質方針（案）、品質目標（案）の設定

① 平成 18 年度の品質方針（案）

中央安全衛生会議において、これまで「危機管理に係る事項」は安全管理基本方針に含めてきたが、品質方針に含めることが適当であるとの結論となつたことから、平成 18 年度の原子力安全に係る品質方針（案）には、6 つの業務に「非常時の措置」を明示するとともに、「事故の未然防止、再発防止及び影響緩和に努める」ことの中に「原子力安全における危機管理」を追記した。

また、核燃料物質使用施設の保安規定に基づく品質方針については、原子力安全に係る品質方針と横並びを図るため、「非常時の措置」を明示し、「原子力安全における危機管理」を追記した。

② 平成 18 年度の品質目標（案）

平成 18 年度における核燃料サイクル工学研究所の品質目標（案）は、平成 18 年 3 月 8 日に実施された再処理施設マネジメントレビュー結果及び平成 18 年 2 月 13 日に実施された使用施設のマネジメントレビュー結果を踏まえて、平成 18 年度の品質方針（案）に沿って作成した。

なお、上記の核燃料物質使用施設の保安規定に基づく品質方針（案）及び核燃料サイクル工学研究所の品質目標（案）については、3 月 24 日の品質保証分科会で検討し、3 月 27 日の品質保証委員会で審議した。

所長承認後、4 月 1 日付けで業連にて周知する予定である。

付録には平成 17 年度通年で適用された核燃料サイクル工学研究所の品質目標を添付する（付録-4-(1)）。

(7) 品質保証活動強化月間（11 月 1 日～30 日）

本活動期間中、安全を最優先に、一人ひとりが高い品質意識を持ち、正しいルールに基づき、確実に品質保証活動に取り組むことを目的として各種の品質保証活動を展開した。品質保証活動強化月間に実施した行事を表 4-1-2 に示す。

第 46 回 品質月間テーマ：「改善の心が生み出す“夢”ある職場」

なお、品質保証活動強化月間に係る理事長及び所長訓示を付録-4-(2) 及び付録-4-(3) として添付した。

表 4-1-2 平成 17 年度品質保証活動強化月間行事

行事項目	実施内容	実施日(期間)
1. 理事長及び所長 メッセージの伝達	①構内放送により理事長及び所長メッセージを伝達した。	11月1日
	②研究所のイントラへ理事長及び所長メッセージを掲載した。	11月1日～ 11月30日
	③QA 通信に理事長、所長メッセージを掲載した。	11月1日
2. 啓蒙活動	①正門、田向門及び安全管理棟に垂れ幕 Q 旗を掲示した。	11月1日～ 11月30日
	②各部・センター玄関等に品質月間ポスターを掲示した。	11月1日～ 11月30日
	③QA 通信を発行した。(3号：理事長、所長メッセージ、4号：月間行事計画)	11月1日
	④ホームページへの品質月間の掲載 (標語、理事長・所長メッセージ、行事予定)	11月1日～ 11月30日
3. 品質保証講演会 の開催	・演題：トヨタ モノつくりの原点(～よいモノつくりはよい人つくりから～) ・講演者：トヨタ自動車㈱TQM 推進部主査	11月21日
4. 研修会の開催	・研修名：内部監査員スキルアップ研修 ・講師：所コンサルタント	11月24日
5. 文書類の見直し	・再処理施設および使用施設の品質保証計画書の二次文書である各部・センターの要領書を文書見直しの対象として、管理文書の見直しを実施した。	11月1日～ 11月30日

(8) ISO 実務教育、階層別教育

平成 17 年度における階層別教育として、複合監査を対象とした OHSMS/EMS/QMS 3 種類合わせた内部監査員スキルアップ教育を 11 月 24 日に開催し 12 名が参加した。また、各部・センターから「ISO14001 の 2004 年版についての概要説明をもう一度して欲しい」という要望を受け、所主催による「ISO14001 の 2004 年版についての概要説明会(幹部・管理職)」を平成 18 年 1 月 27 日に実施し幹部 13 名、管理職 36 名の参加があった。

4.2 國際認証（OHSMS/EMS）活動業務

(1) リスクアセスメントの定期見直し

「危険源の特定・リスクアセスメント・リスク低減の計画」の改定要領書に基づき定期見直しを実施するため、平成 10 月 14 日に業連を発信した。

12 月に定期見直しの結果の取りまとめを行い、第 3 回品質保証分科会（1 月 12 日）で報告・審議し了承された。

(2) 文書・記録管理

新法人発足による組織変更に伴い、イントラに掲載してある基本規則、要領書等を整理した。

(3) 環境側面の定期見直し

環境側面調査及び環境影響評価要領書に基づき定期見直しを実施するため、10 月 14 日に業連を発信した。

12 月に定期見直しの結果の取りまとめを行い、第 3 回品質保証分科会（1 月 12 日）で報告・審議し了承された。

(4) 内部監査

平成 17 年度の OHSMS/EMS 内部監査は、10 月の新法人発足の影響から 10 月から監査に向けた諸準備を開始し、その計画については、第 1 回品質保証分科会（10 月 28 日）に付議し了承され、対象 24 課室に対して 12 月 6～7、12～13 日の 4 日間監査を実施した。

今年度は、下記の 2 点を重点にシステム監査を行った。

- ① ISO14001(2004) 改定への対応を図るため、研究所の OHSMS/EMS 基本規則及び要領書の改定内容に従った運用面での実施状況の確認。
- ② 新法人発足に伴う組織編制により、旧組織から新組織への業務を含めリスクアセスメント情報及び著しい環境側面等のマネジメントシステム情報の引継ぎが確実に行われていることの確認。

監査は、12 月の 1 ヶ月の中で OHSMS/EMS 監査、使用施設監査、原子力安全監査を全て実施しなくてはならない状況のもとで、これらを可能な限り効率的に進めるため、監査員及び被監査側の省力化を念頭に、複合監査を取り入れて実施した。OHSMS/EMS 監査はプルトニウム燃料技術開発センターと環境技術開発部及びサイクル工学試験部の使用施設を対象に、OHSMS/EMS、品質保証の取りまとめ担当課に対して行った。

監査員は、部・センターから OHSAS18001、ISO14001、ISO9000 の内部監査員資格を有する 15 名の推薦を受け、監査員として指名を行い、これを 3 チームに編成し監査に臨んだ。

監査の結果、重大な不適合は無かったが、軽微な不適合 9 件が、また、観察事項 6 件、良好事例 14 件、要望事項 16 件が指摘された。

このうち指摘事項の軽微な不適合については、定期審査(2 月 1~3 日)までに全て是正処置を完了させた。

監査結果については、第 2 回品質保証分科会(12 月 26 日)へ中間報告を行うと共に、運営会議(12 月 27 日)へ報告を行った。また、第 1 回品質保証委員会(1 月 30 日)へ監査結果を報告した。

注目すべき点は、要望事項として、以下の課題が出されたことである。

①IS014001(2004)改定内容と実務運用面での理解が不十分である。

②新法人発足に伴い研究所に駐在する本部所属員、東海研究開発センター所属員の OHSMS/EMS への参画が不明確で統制がとれていない。

これらの結果から、監査の第 1 ポイントであった IS014001(2004) の運用状況の確認では、改定事項への対応が十分ではないことが判かった。

また、第 2 のポイントである組織編制に伴うマネジメントシステム引継ぎ状況では、研究所組織においては十分に行われていたが、本部組織等の駐在する組織については、システムへの参画意識の欠如から、全く行われていない現状が確認できた。

(5) 定期審査の取り組み

定期審査については、審査機関(高圧ガス保安協会)と 11 月から打合せを開始し、審査受審日、審査スケジュール等について調整を図り、平成 18 年 2 月 1 日~3 日の 3 日間と決定した。これを受け、12 月 26 日に業連を発信し、第 2 回品質保証分科会(12 月 26 日)で定期審査日程等について報告した。

また、審査員の入構手続き等の準備を行った。

今回の審査では、24 課室が対象であった。

定期審査の結果、リマーク事項が 3 件(EMS:3 件)報告された。これへの処置は、当該課と対応方法を取り決め、第 5 回品質保証分科会(2 月 17 日)に報告した。なお、リマーク事項については、業連で各部・センターに周知した。

審査結果については、適用規格 ; IS014001;2004 年版及び適用基準 ; OHSAS18001 ; 1999 に適合していることが証明され、登録継続可と判定された。

(6) パフォーマンス測定、モニタリング監視・測定の管理

平成 17 年度 OHSMS/EMS の目的及び目標の活動に関し、各部・センターから第 1 四半期から第 3 四半期の活動結果報告を受け、研究所としての取り組み活動を各項目毎に取り纏め、第 4 回品質保証分科会(1月 27 日)に報告した。

(7) 平成 18 年度の目的及び目標設定

① 労働安全衛生目標

改正労働安全衛生法が 4 月 1 日から施行されるのを踏まえ、安全衛生管理基本方針に基づいた「安全衛生管理に関する実施計画」の項目を、平成 18 年度の OHSMS 目標設定とすることが、運営会議(3月 6 日)で決定された。

この決定に基づき、労働安全衛生目標として、安全衛生管理基本方針から導かれる目標に「気がかりなリスクの改善」を目標に加える旨を、第 6 回品質保証分科会(3月 9 日)へ、更に、第 3 回品質保証委員会(3月 13 日)に付議し承認された。

また、この結果は安全衛生委員会(3月 15 日)に報告し了承された。

表 4-2-1(1) 平成 18 年度労働安全衛生目標

1. 自主保安活動の推進による作業安全の確保
(1) 職場の実態に応じたリスクアセスメントの確実な実施(作業計画策定・変更時を含む)
(2) 安全ニュース、安全衛生瓦版等を活用した安全衛生関連情報の共有化
2. 教育訓練の充実と一人ひとりの危険に対する感受性及び安全意識の向上
(1) 基本動作(5S を含む)、KY、TBM 活動等の効果的な取り組み
(2) 安全衛生に係る関係法令、規程類における一人ひとりの役割確認と遵守徹底
(3) 施設・設備の習熟のための教育訓練の実施
3. 健康管理の充実と労働安全衛生活動への積極的な取り組み
(1) 綺麗で爽やかな職場環境の整備
(2) 心身両面にわたる健康管理の推進
(3) 勤務時間外労働の適正化
4. 気がかりなリスクの改善

② 環境目的、目標

「目的、目標及び実施計画要領書」の改定(平成 18 年 3 月 1 日施行)の中で、維持管理項目は目標として設定しないことが決定された。これを基に、「化学物質の適正管理(ポリ塩化ビフェニル廃棄物、フロン)」及び「環境汚染放出物質の適正管理(気体 TUC 廃棄ガス中の環境汚染物質)」については、平成 18 年度目標としないこととした。

表 4-2-1(2) 平成 18 年度環境目的及び目標

環境目的	環境目標
放射性廃棄物発生量の低減	低レベル放射性固体廃棄物発生量の低減策検討及び実施
放射性物質放出(気体及び液体)の適正管理	気体放出の適正管理 液体放出の適正管理
管理区域内使用器材発生量の低減	管理器材 I(不燃)発生の改善策継続実施及び評価
環境汚染放出物質の適正管理	難燃性ビニールバッグ(塩ビ系)の材質改善策検討
省資源・省エネルギーの推進	電力使用量の低減活動の継続と啓蒙
	コピー用紙使用量の低減活動の継続と啓蒙
	ガソリン燃料の使用量低減活動の継続と啓蒙
一般廃棄物・産業廃棄物のリサイクル向上	一般廃棄物・産業廃棄物のリサイクル活動の継続

③ OHSMS/EMS 目標リスト

上記、①労働安全衛生目標、②環境目標を研究所 OHSMS/EMS 目標リストとしてまとめ、第 7 回品質保証分科会(3 月 24 日)に付議し了承された。更に第 4 回品質保証委員会(3 月 27 日)へ付議し了承された。

研究所 OHSMS/EMS 目標リストは所長承認を平成 18 年 3 月 30 日に受け、これを基に各部・センターに対して部・センターOHSMS/EMS 目標リスト及び実施計画の作成依頼を業連にて行う予定である。

参考までに、平成 17 年度下期に適用した研究所 OHSMS/EMS 目標リストを付録-4-(4) に添付した。

(8) 法規制等要求事項の定期見直し

第1回品質保証分科会（10月27日）の報告内容に従い、法の新規登録及び条例の改廃対応を含め、平成17年11月2日～12月5日にかけて各部・センターの法規制等要求事項登録表と関連する特定リストの定期見直しを実施し、第4回品質保証分科会（1月27日）で取りまとめ概要を報告した。結果についてはOHSMS/EMS管理責任者の承認を得て、平成18年1月30日からイントラに掲載した。

(9) ホームページの管理

研究所版の法規制等要求事項登録表及び、これに基づく各部・センターの法規制等要求事項登録表と関連する特定リストを掲載した。また、法規制等の制・改定動向についても逐次関連情報を掲載し（改正情報：10件、詳細情報：9件）、データベースの維持・管理に努めた。

(10) マネジメントシステムの改善

【OHSMS/EMS要領書の改定】

① 文書・記録管理要領書

IS014001：2004年版の改定に伴い、外部文書の定義を追加した文書・記録管理要領書（10月1日）の運用を図った。統合による組織変更に伴い図・表、運用文書の修正を行った。

OHSMS/EMS内部監査の指摘により、以下の項目を修正し、施行した。（4月1日施行）

- ・事務局の項目を簡潔化
- ・文書作成要領の項目修文
- ・運用文書の名称変更

業務推進・品質改善目標リスト→OHSMS/EMS目標リスト

労働安全衛生／環境マネジメントプログラム→OHSMS/EMS実施計画

- ・E-mail情報通知のフロー図を追加

② 目的、目標及び実施計画要領書

定期審査で指摘（リマーク）された「目的、目標の設定は改善テーマを主体とすることが望ましい」とこと及び審査の場におけるコメント「目的、目標は業務に密着させるべき」等への対応には、平成18年度の目的、目標の設定を行う前までに仕組みの整備が必要不可欠であり、対策を第5回品質保証分科会（2月17日）に付議し、3月1日施行を図った。

主な改定内容は、第5回品質保証分科会において、「維持管理するテーマは目的、目標に設定しない」とする決定がなされたため、目的、目標設定テーマは改善テーマのみとするよう要領書本文を変更したこと、また、

新法人発足に伴い、機構の方針を受けた研究所業務品質目標リスト策定が無くなったことから、これらに関連する記載を削除したこと、更に目的、目標の定期見直しの時期を明確にする等の変更を行ったことである。これらの改定内容は、運用管理要領書に影響を与えることになるので、4月1日施行に向けた改定が必要である。

③ 運用管理要領書

目的、目標及び実施計画要領書の改定(3月1日施行)に整合させるため、運用管理要領書で影響を受ける「3.2 目的、目標に取り上げないで維持管理する活動」に関し、維持管理は運用管理要領書のみで行う旨の考え方を整理した。

また、本文変更に伴い図、様式の変更を行い、要領書本文との整合を図った。これらの改定は、第6回品質保証分科会(3月9日)に付議し、一部修正の処置を行うことで了承された。この結果、4月1日施行を予定している。

④ 環境側面調査及び環境影響評価要領書

IS014001:2004年版改定に係る、請負人による工事等について、当該組織が影響を及ぼせる環境側面抽出の手順を一層明確にする手順を盛り込んだ要領書の改定を予定している(4月中に品質保証分科会で審議予定)。

⑤ 教育・訓練要領書

IS014001:2004年版の改定に伴い、各部・センターから教育実施対象範囲の明確化について、改定の要望があるので、要領書の改定を予定している(4月中に品質保証分科会で審議予定)。

(11) OHSMS 及び EMS 基本規則

平成17年10月の新法人統合後、東海研究開発センター或いは研究開発部門の従業員が核燃料サイクル工学研究所に駐在している。駐在員においてもOHSMS及びEMS活動を行うよう基本規則に明確に記載することを第3回品質保証分科会(3月9日開催)に付議し、平成18年4月1日施行予定で改定を行った。

(12) 労働安全衛生/環境活動推進ニュースの発行

新法人が発足し、第1号、第2号を平成17年10月6日、第3号を12月1日、第4号を平成18年1月20日に発行し、労働安全衛生及び環境活動に係る啓蒙を図った。

(13) 教育・研修

① 階層別定型教育

平成 17 年 10 月 26 日に管理職を対象とした実務教育を 8 名参加のもと開催した。

② その他の教育

平成 18 年 3 月 2 日に OHSMS/EMS 実務者を対象とし、改正された ISO14001:2004 規格の概論研修を 55 名参加のもと開催した。

(14) マネジメントレビュー

マネジメントレビュー要領書に基づき「定期レビュー」を実施した。レビュー結果は、以下の通りである。

① 「労働安全衛生／環境方針」

労働安全衛生／環境方針は理事長が定める「平成 18 年度安全衛生管理基本方針」及び「環境管理基本方針」に基づき、基本規則に定める労働安全衛生/環境方針設定条件を満足していることから変更不要で、平成 17 年度方針を継承する。

② 「目的・目標」

労働安全衛生目標は、定期見直しにおけるリスクアセスメントの結果から変更する。

環境目的・目標は、定常業務で維持管理が可能な項目（「化学物質の適正管理の推進」）について、目的・目標から削除するので変更する。

③ 「その他のマネジメントシステムの各要素」

平成 17 年度の運用及び活動状況をもとに、改善のための提案内容 5 件については、変更が必要である。それ以外の 2 件については、関係部署と調整、検討を行い、方向性を定め実施時期を含めて対応を図る。

また、労働安全衛生法の改正（4 月 1 日施行）に伴う活動の取り組みは OHSMS 活動と一体化し、運用する予定であるので必要な対応を図る。

4.3 その他

(1) 環境パフォーマンスデータの取り纏め

平成 17 年 4 月 1 日から環境配慮促進法が施行された。旧サイクル機構は政令において「特定事業者(特別の法律によって設立された法人のうち、国の事務または事業との関連性の程度、組織の様態、環境負荷の程度、事業活動の規模等の事情を勘案して政令で定める法人)」として指定されたため、環境配慮促進法の趣旨に沿った環境への負荷の低減活動とその結果を環境報告書として公表する義務を負うこととなった。

これを受け、旧サイクル機構・東海事業所(現サイクル工学研究所)においても環境負荷データ(「環境パフォーマンスデータ」)の収集が必要となったが、東海事業所では既に EMS の認証を取得し環境負荷低減のための活動が展開されていたため、新たに取得すべき項目(データ)は比較的限られていた。

一方、平成 17 年 10 月 1 日付で、旧原子力研究所と旧サイクル機構が統合されたため、環境報告書としては法人としての旧原子力研究所及び旧サイクル機構それぞれが報告書を作成することとなり、新たに設置された安全統括部・環境配慮促進課が全体の取りまとめを行い、法律で定められた期限である事業年度終了後 6 ヶ月以内(平成 18 年 3 月末迄)に報告書を公表することとなった。

上記の状況を踏まえて、サイクル工学研究所においては、保安管理部・施設安全課が平成 17 年度の上期(平成 17 年 4 月 1 日から 9 月 30 日)のデータを取りまとめて安全統括部・環境配慮促進課に提出した。

安全統括部で取りまとめられた環境報告書は、本部の環境委員会・理事会等で審議・検討された後、原子力機構のインターネット(注 1)で公開されるとともに、関係自治体等へも印刷物として配布された。

(注 1) http://www.jaea.go.jp/02/2_12.shtml

5. 各種委員会活動

保安管理部が事務局となっている核燃料サイクル工学研究所の委員会等は以下の6種類あり、これらの委員会等における17年度下期の活動状況を5.1以降に示す。なお、ダイオキシン類対策委員会は法人統合後は安全衛生委員会の分科会として位置づけることとした。

- ① 安全衛生委員会（事務局：安全対策課）
- ② 安全専門委員会（事務局：施設安全課）
- ③ 品質保証委員会（事務局：施設安全課）
- ④ 安全主任者会議（事務局：安全対策課）
- ⑤ 衛生管理者会議（事務局：安全対策課）
- ⑥ 防火対策委員会（事務局：危機管理課）

5.1 安全衛生委員会

(1) 安全衛生委員会

安全衛生委員会は、核燃料サイクル工学研究所安全衛生管理規則に基づき開催しており、毎月第3水曜日を定例としている。

17年度下半期の安全衛生委員会の活動内容を表5-1-1に示す。

表5-1-1 安全衛生委員会の活動内容

(1/4)

開催日	議題	審議結果等
10月19日 定例	<確認事項> 1. 平成17年度10月1日付け安全衛生委員会委員名簿の確認 2. 前回委員会議事概要(案)の確認	
	<審議事項> 1. 「平成17年度(下期)核燃料サイクル工学研究所安全衛生活動の施策」	原案のとおり承認
	<報告事項> 1. 吹き付けアスベスト使用実態の調査について 2. 旧東海事業所安全専門委員会報告(9月期) 3. 安全主任者会議報告(10月期) 4. 衛生管理者会議報告(10月期) 5. 交通事故報告(総務課)	

(2/4)

開催日	議題	審議結果等
11月16日 定例	<p>〈確認事項〉</p> <p>1. 平成17年度11月1日付け安全衛生委員会委員名簿の確認 2. 前回委員会議事概要(案)の確認</p>	了承
	<p>〈審議事項〉</p> <p>1. 平成17年度年末年始無災害運動の取り組みについて 2. ダイオキシン類対策部会規則の制定について</p>	原案のとおり承認 一部修正のうえ承認
	<p>〈報告事項〉</p> <p>1. 平成17年度高圧ガス保安活動促進週間行事の結果について 2. 研究所における個人被ばく管理状況 3. サイクル研究所安全専門委員会報告(10月期) 4. 安全主任者会議報告(11月期) 5. 衛生管理者会議報告(11月期) 6. 交通事故報告(総務課)</p>	
12月21日 定例	<p>〈確認事項〉</p> <p>1. 前回委員会議事概要(案)の確認</p>	了承
	<p>〈審議事項〉</p> <p>なし</p>	
	<p>〈報告事項〉</p> <p>1. 平成17年度秋季全国火災予防運動の活動報告について 2. ダイオキシン類対策部会の設置について 3. 電気保安委員会報告(11月期) 4. サイクル研究所安全専門委員会報告(11月期) 5. 安全主任者会議報告(12月期) 6. 衛生管理者会議報告(12月期) 7. 交通事故報告(総務課) 8. 電動ドリルによる左手中指先端の負傷について 【負傷報告】</p>	

(3/4)

開催日	議題	審議結果等
1月18日 定例	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1. 放射線障害予防規程の変更 2. 安全衛生管理規則の改定について	一部修正のうえ承認 一部修正のうえ承認
	<報告事項> 1. 電気保安委員会報告(12月期) 2. サイクル研究所安全専門委員会報告(12月期) 3. 安全主任者会議報告(1月期) 4. 衛生管理者会議報告(1月期) 5. 交通事故報告(総務課)	
2月15日 定例	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1. 核燃料物質使用施設保安規定の変更 2. 平成18年度核燃料サイクル工学研究所安全衛生管理に関する実施計画(案)について	一部修正のうえ承認 原案のとおり承認
	<報告事項> 1. 研究所における個人被ばく管理状況 2. 平成17年度年末年始無災害運動の取り組みについて 3. 電気保安委員会報告(12月期・1月期) 4. サイクル研究所安全専門委員会報告(1月期) 5. 安全主任者会議報告(2月期) 6. 衛生管理者会議報告(2月期) 7. 交通事故報告(総務課) 8. 分析操作における非放射性硝酸の顔への飛散について【軽微負傷報告】	

(4/4)

開催日	議題	審議結果等
	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1. 安全衛生管理規則等の改定について労働安全衛生目標の設定について	一部修正のうえ承認
3月15日 定例	<報告事項> 1. 労働安全衛生目標の設定について 2. ダイオキシン類対策部会報告 3. サイクル工学研究所安全専門委員会報告（2月期） 4. 安全主任者会議報告（3月期） 5. 衛生管理者会議報告（3月期） 6. 交通事故報告（総務課） 7. 濃縮ウラン機械処理セル操作区域における作業員の負傷について【負傷報告】	

委員長(議長)：担当技術主席

委員：研究所が指名する者 10 名、研究所労働組合が推薦する者 11 名

事務局：安全対策課

(2) ダイオキシン類対策部会

ダイオキシン類対策部会は、二法人統合に併せ、所の安全衛生委員会の下部部会として設置された。本部会は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」(平成13年4月25日基発第401号厚生労働基準局長)に基づき、廃棄物焼却施設における作業員のダイオキシン類へのばく露防止を図ることを目的としている。

平成17年度下半期におけるダイオキシン類対策部会の活動内容を、表5-1-2に示す。

表5-1-2 ダイオキシン類対策部会の活動内容

開催日	議題	審議結果等
3月8日	<p><審議事項></p> <p>廃棄物焼却施設の作業場における空気中の ダイオキシン類の濃度測定結果</p> <p><報告事項></p> <p>平成17年度ダイオキシン類測定結果報告書</p>	審議終了

部会長：副所長

委員：産業医、衛生工学衛生管理者・専任衛生管理者、各部センター衛生管理者8名、環境技術管理部長、再処理技術開発センター環境保全部長、プルトニウム燃料センター環境プラント技術部長

オブザーバー：各代表者（常陽産業株式会社、原子力技術株式会社）

事務局：安全対策課

5.2 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会

核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、主に原子炉等規制法に基づく許認可案件について安全性の観点から審議検討を行う委員会である。

今期の活動内容を表 5-2-1 に示す。

なお、安全審査に係る透明性の確保及び外部専門家による知見の反映を目的に、各センターを含む所内の安全専門委員会に機構外の委員を任命することとし、平成13年1月の定例委員会から外部委員を加え開催している。

表 5-2-1 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会の活動内容

開催日	議題	審議結果
11月30日 (11月定例)	1. 放射性物質所内運搬要領の変更について	審議終了
1月25日 (1月定例)	1. 核燃料物質使用施設保安規定の変更 2. 核燃料物質使用変更許可申請 (B棟)	審議終了 審議終了
2月10日 (2月臨時)	1. 核燃料物質使用施設保安規定の変更申請	審議終了
3月22日 (3月定例)	1. 核燃料物質使用変更許可申請 (Pu-1)	審議終了

委員長：核燃料取扱主任者

委員：RI主任者、電気主任者、放射線管理部長、サイクル・環境核取主務者、プルトニウム燃料センター核取主務者、運搬検討専門部会長、原子力科学研究所安全試験施設管理部長、研究所技術主席、サイクル工学試験部技術主席、サイクル工学試験部技術課員、環境技術管理部施設保全課長、再処理センター施設管理部施設管理課長、再処理センター施設管理部分析第2課長、プルトニウム燃料センター環境プラント技術部環境管理課長、プルトニウム燃料センター技術部核物質管理課技術主幹

外部委員：4名

事務局：施設安全課

5.3 品質保証委員会

品質保証委員会は、品質保証計画、労働安全衛生マネジメントシステム（以下「OHSMS」という。）及び環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）に基づく活動の推進、重要事項に関し、所長の諮問に応じ審議検討を行うことを目的として設置された委員会である。下期における品質保証委員会の活動内容を表 5-3-1 に示す。

表 5-3-1 品質保証委員会の活動内容

(1/2)

開催日	議題	審議結果
1月 30 日 (第1回)	<報告事項> 1. 平成 17 年度 QMS, OHSMS/EMS 内部監査結果報告 2. 平成 17 年度品質保証強化月間結果報告 3. マネジメントレビューの実施計画 4. 平成 17 年度下期品質保証分科会内容報告	
2月 20 日 (第2回)	<審議事項> 1. OHSMS/EMS マネジメントレビューについて <報告事項> 1. QMS マネジメントレビューについて	継続審議
3月 13 日 (第3回)	<審議事項> 1. OHSMS/EMS マネジメントレビューについて 2. 平成 18 年度 OHSMS/EMS 目的・目標（案）について 3. OHSMS/EMS 基本規則の改定について <報告事項> 1. 平成 18 年度 OHSMS/EMS 方針について	審議終了 審議終了 審議終了

(2/2)

開催日	議題	審議結果
3月27日 (第4回)	<p><審議事項></p> <p>1. OHSMS/EMS 目標リストについて</p> <p>2-1. 平成18年度の核燃料物質使用施設の原子力安全に係る品質方針について</p> <p>2-2. 平成18年度における核燃料サイクル工学研究所の品質目標リストについて</p> <p>3. 核燃料物質使用施設品質保証計画書の改定(案)について</p> <p>4. 再処理施設品質保証計画書の改定(案)について</p> <p><報告事項></p> <p>1. 核燃料サイクル工学研究所における品質保証活動の平成17年度実績及び平成18年度計画</p> <p>2. 研究所品質保証分科会報告</p>	<p>審議終了</p> <p>審議終了</p> <p>審議終了</p> <p>審議終了</p> <p>審議終了</p>

委員長 : 副所長 (プルトニウム燃料センター長)

委員 : 計画管理室長、保安管理部長、放射線管理部長、工務技術室長、副所長 (サイクル工学試験部長)、環境技術管理部長、副所長 (再処理技術開発センター長)、専任安全衛生管理者

事務局 : 施設安全課

(2) 品質保証分科会

品質保証分科会は、OHSMS/EMS 及び品質保証活動の推進を目的として品質保証委員会の諮問に応じ、調査・検討、審議を行うことを目的する。下期における品質保証分科会の活動内容を表 5-3-2 に示す。

表 5-3-2 品質保証分科会の活動内容

(1/3)

開催日	議題	審議結果
10月28日 (第1回)	<p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 法規制等要求事項登録表の定期見直しについて <p><その他></p> <ol style="list-style-type: none"> 平成17年度における各内部監査のスケジュール、対象課室及び項目の選定について 監査計画(案) 再処理施設及び使用施設品質保証計画書のマトリックス表について 研究所保安 QA 及び OHSMS/EMS 目標リストの改定(案)について 	
12月26日 (第2回)	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> QMS 文書・記録管理要領書改定について OHSMS/EMS 各要領書の軽微な変更について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> OHSMS/EMS 内部監査結果中間報告について OHSMS/EMS 実施計画 <p><その他></p> <ol style="list-style-type: none"> 定期審査スケジュール OHSMS/EMS 目標検討依頼 	<p>審議終了</p> <p>審議終了</p>
1月12日 (第3回)	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 平成17年度リスクアセスメント定期見直し結果(案)について 平成17年度環境側面調査の定期見直し結果(案)について <p><その他></p> <ol style="list-style-type: none"> 再処理施設に係る保安検査の指摘事項とその要因 	<p>審議終了</p> <p>審議終了</p>

(2/3)

開催日	議題	審議結果
1月 27日 (第4回)	<p><審議事項></p> <p>1. 水平展開実施要領の改定について</p> <p><報告事項></p> <p>1. 法規制等要求事項登録表の定期見直し結果について</p> <p>2. 所目的・目標達成状況の暫定報告について</p>	再審議
2月 17日 (第5回)	<p><審議事項></p> <p>1. 水平展開実施要領の改定(案)について(再審議)</p> <p>2. OHSMS/EMS マネジメントレビュー実施計画・内容(案)について</p> <p>3. 目的・目標及び実施計画要領書の改定(案)について</p> <p>4. 平成18年度からの内部監査体制(案)について</p> <p><報告事項></p> <p>1. 定期審査結果報告</p> <p><その他></p> <p>1. マネジメントレビュー(再処理、使用施設)報告</p>	<p>審議終了</p> <p>再審議</p> <p>再審議</p> <p>再審議</p>
3月 9日 (第6回)	<p><審議事項></p> <p>1. OHSMS/EMS マネジメントレビューについて(再審議)</p> <p>2. OHSMS/EMS 基本規則の改定(案)について</p> <p>3. 平成18年度 OHSMS/EMS 目的・目標(案)について</p> <p>4. OHSMS/EMS 運用管理要領書の改定(案)について</p> <p>5. OHSMS/EMS 文書及び記録管理要領書の改定(案)について</p> <p><報告事項></p> <p>1. OHSMS/EMS 目的、目標及び実施計画要領書の改定について</p> <p>2. OHSMS/EMS 方針について</p>	<p>審議終了</p> <p>審議終了</p> <p>審議終了</p> <p>審議終了</p> <p>審議終了</p>

(3/3)

開催日	議題	審議結果
3月24日 (第7回)	<p><審議事項></p> <p>1. QMS 「外部コミュニケーション管理要領書」の改定(案)</p> <p>2. OHSMS/EMS 「教育・訓練要領書」の改定(案)について</p> <p>3. EMS 「環境側面調査及び環境影響評価要領書」の改定(案)について</p> <p>4. 平成18年度 研究所OHSMS/EMS目標リストについて</p> <p>5. 平成18年度 品質目標リスト対応について</p> <p>6. 「使用施設品質保証計画書」の改定(案)について</p> <p>7. 「再処理施設品質保証計画書」の改定(案)について</p> <p>8. QMS活動の平成17年度実績(案)、平成18年度計画(案)について</p>	<p>審議終了</p> <p>継続審議</p> <p>継続審議</p> <p>審議終了</p> <p>審議終了</p> <p>審議終了</p> <p>審議終了</p> <p>審議終了</p>

委員長 : 保安管理部長

委員 : 保安管理部安全主任者、再処理センター衛生管理者、計画管理室長、工務技術室長、放射線管理課長、サイクル工学試験部技術課長、環境技術管理部施設保全課長、再処理技術開発センター品質保証課長、プルトニウム燃料センター品質保証課長

事務局 : 施設安全課

5.4 安全主任者会議

今期の安全主任者会議の活動内容を表 5-4-1 に示す。

表 5-4-1 安全主任者会議の活動内容

(1/3)

開催日	議題	審議結果等
10月7日 (定例)	<p><報告></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全主任者会議職場パトロール結果について <p><その他></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 新法人として第1回目の安全主任者会議について 3. 各安全主任者からの保安管理状況の報告（トピックス）等 4. その他 	
11月7日 (定例)	<p><報告></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成17年度年末年始無災害運動について（検討） 2. 負傷再発防止対策実施報告書「グリーンハウス設営作業中における作業員の負傷」 3. 平成17年度下期安全主任者会議職場安全パトロール（案）について（検討） <p><その他></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各安全主任者からの保安管理状況の報告（トピックス）等 2. その他 	
12月5日 (定例)	<p><報告></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全主任者会議職場安全パトロール結果について 2. 研究部門等の研究所安全活動等への参画について（運営会議 報告事項：所長指示） <p><その他></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各安全主任者からの保安管理状況の報告（トピックス）等 2. その他 	
12月13日 (臨時)	<p><審議></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 負傷報告「電動ドリルによる左手中指先端の負傷」について <p><報告></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. H17-11月期所長職場パトロール結果について <p><その他></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. その他 	審議終了

(2/3)

開催日	議題	審議結果等
1月13日 (定例)	<p><審議></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共通安全作業要領「A-7 負傷・疾病に係る報告管理要領」の改定について 2. 共通安全作業要領「E-1 職場巡視要領」の改定について 3. 共通安全作業要領「A-4 作業主任者の職務」及び「A-5 作業指揮者の職務」の改定について（検討） <p><報告></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. H17-11 月期安全主任者会議職場安全パトロール結果について 2. H17-12 月期安全主任者会議職場安全パトロール結果について 3. 負傷再発防止対策実施報告書「電動ドリルによる左手中指先端の負傷」について <p><その他></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各安全主任者からの保安管理状況の報告（トピックス）等 2. その他 	<p>審議終了</p> <p>審議終了</p> <p>継続審議</p>
2月6日 (定例)	<p><審議></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 負傷報告書「分析操作における非放射性硝酸の顔への飛散について」 2. 共通安全作業要領「E-1 職場巡視要領」の改定について 3. 平成18年度安全主任者会議活動計画（案）について <p><報告></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. H18-1 月期安全主任者会議職場安全パトロール結果について 2. H17-12 月期所長職場パトロール結果について 3. 年末年始無災害運動実施結果（案）について（検討） <p><その他></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各安全主任者からの保安管理状況の報告（トピックス）等 2. その他 	<p>審議終了</p> <p>審議終了</p> <p>審議終了</p>

(3/3)

開催日	議題	審議結果等
3月6日 (定例)	<p><審議></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 負傷報告書「濃縮ウラン機会処理セル操作区域における作業員の負傷」について 2. 共通安全作業要領「D-1 一般公害施設の管理要領」の改定について 3. 共通安全作業要領「A-4 作業主任者の職務」の改定について 4. 共通安全作業要領「A-5 作業指揮者の職務」の改定について <p><報告></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成17年度安全主任者会議活動報告（案）について（検討） 2. 負傷再発防止対策実施報告書「分析操作における非放射性硝酸の顔への飛散」について 3. H18-1月期安全主任者会議職場安全パトロール結果について 4. H18-2月期安全主任者会議職場安全パトロール結果について <p><その他></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各安全主任者からの保安管理状況の報告（トピックス）等 2. その他 	<p>審議終了</p> <p>審議終了</p> <p>審議終了</p> <p>審議終了</p>

議長：専任安全衛生管理者

委員：各部・センター安全主任者 8名

事務局：安全対策課

5.5 衛生管理者会議

今期の衛生管理者会議の活動内容を表 5-5-1 に示す。

表 5-5-1 衛生管理者会議の活動内容

(1/3)

開催日	議題	審議結果等
10月6日 (定例)	1. 前回議事録確認 <報告> 1. 衛生管理者会議の組織体制 2. 衛生管理者会議運営規則 3. アスベスト等の使用状況調査結果 4. 各センター・部衛生巡視結果の確認及び8月期作業環境測定結果評価の確認 5. 衛生管理者会議衛生巡視結果 <その他> 1. その他	承認
11月9日 (定例)	1. 前回議事録確認 <審議> 1. 平成17年度年末年始無災害運動について <報告> 1. 各センター・部衛生巡視結果の確認及び9月期作業環境測定結果評価の確認（検討） 2. 吹き付けアスベスト使用状況調査結果 <その他> 1. 特殊放射線作業計画書（G1作業計画書等）における衛生管理者の同意について（検討） 2. その他	承認

(2/3)

開催日	議題	審議結果等
12月8日 (定例)	<p>1. 前回議事録確認 <審議></p> <p>1. 共通安全作業要領「E-1 項 職場巡視要領」の改定について（検討） <報告></p> <p>1. 各部・センター衛生巡視結果の確認及び10月期作業環境測定結果評価の確認 2. 研究部門等の研究所安全活動等への参画について（運営会議報告事項） 3. 衛生管理者会議衛生巡視結果（11月期） 4. その他</p>	承認
1月12日 (定例)	<p>1. 前回議事録確認 <審議></p> <p>1. 共通安全作業要領「E-1 職場巡視要領」の改定について <報告></p> <p>1. 各部・センター衛生巡視結果の確認及び11月期作業環境測定結果評価の確認（検討） 2. 衛生管理者会議衛生巡視結果 <その他></p> <p>1. その他</p>	承認
2月9日 (定例)	<p>1. 前回議事録確認 <審議></p> <p>1. 共通安全作業要領「E-1 職場巡視要領」の改定について <報告></p> <p>1. 各部・センター衛生巡視結果の確認及び12月期作業環境測定結果評価の確認（検討） 2. 平成17年度年末年始無災害運動報告について 3. 平成17年度快適職場づくりについて 4. 衛生管理者会議衛生巡視結果 <その他></p> <p>1. その他</p>	承認

開催日	議題	審議結果等
3月2日 (定例)	<p>1. 前回議事録確認</p> <p><審議></p> <p>1. 平成17年度衛生管理者会議活動報告(案)について(検討)</p> <p>2. 平成18年度衛生管理者会議活動計画(案)について(検討)</p> <p><報告></p> <p>1. 各部・センター衛生巡視結果の確認及び12月期作業環境測定結果評価の確認(検討)</p> <p>2. 衛生管理者会議衛生巡視結果</p> <p><その他></p> <p>1. その他</p>	承認

議長：専任衛生管理者

委員：産業医、各部・センター衛生管理者8名

事務局：安全対策課

5.6 防火対策委員会

防火対策委員会は、研究所における防火管理の適正な運営を図るために設置された委員会である。

今期における防火対策委員会の活動内容を表 5-6-1 に示す。

表 5-6-1 防火対策委員会の活動内容

開催日	議題	審議結果等
2月6日	<p><審議事項></p> <p>1. 平成18年春季全国火災予防運動行事等について</p> <p><報告事項></p> <p>1. 東海村消防立入検査について（報告）</p>	事務局案で了承

委員長 : 防火管理者（所技術主席）

委員 : 各部・センター各1名、消防班長

オブザーバー : 保安管理部次長、保安管理部付技術主幹

事務局 : 危機管理課

6. 規程類の整備

6.1 使用施設保安規定

使用施設保安規定については、プルトニウム燃料第三開発室における軽水炉用プルトニウム・ウラン混合酸化物燃料製造プロセスに関する製造条件確認試験の追加に伴う臨界管理ユニットの変更認可申請を平成18年1月23日に行い、2月1日に認可され、2月10日に施行した。

変更内容を表6-1-1に示す。

表 6-1-1 使用施設保安規定

(1/2)

規程類名称	整 備 内 容	申請・制改定日等
核燃料物質 使用施設保 安規定	<p>1. プルトニウム燃料第三開発室における軽水炉用プルトニウム・ウラン混合酸化物燃料製造プロセスに関する製造条件確認試験の追加に係る核燃料物質使用変更許可（平成16年9月16日付け16諸文科科第1451号）に伴い、第IV-1-(11)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニット毎の制限量について、適用する制限量及び臨界管理ユニットを明確にする。</p> <p>2. プルトニウム廃棄物処理開発施設の部屋名称の変更に係る核燃料物質使用変更許可（平成15年10月6日付け15諸文科科第2927号）に伴い、プルトニウム廃棄物処理開発施設3階の「測定試験室(1)」、「測定試験制御室」及び「測定試験室(2)」の部屋名称を、「資材保管室(1)」、「資材保管室(2)」及び「資材保管室(3)」に変更する。</p>	<p>申請 平成18年1月23日 17原機(サ保)020</p> <p>認可 平成18年2月1日 17機文科科第70号</p> <p>施行 平成18年2月10日</p>

(2/2)

規程類名称	整 備 内 容	申請・制改定日等
核燃料物質 使用施設保 安規定	<p>3. プルトニウム燃料第三開発室、プルトニウム廃棄物貯蔵施設及び第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設の更衣室における管理区域境界の見直しに係る核燃料物質使用変更許可（平成17年8月4日付け17諸文科科第2193号）に伴い、プルトニウム燃料第三開発室1階の更衣室、プルトニウム廃棄物貯蔵施設1階の更衣ロッカー室及び第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設4階の更衣室における管理区域境界を変更する。</p> <p>4. 核燃料物質の使用等に関する規則の改正に伴い、核燃料取扱主務者の職務に引用している核燃料物質の使用等に関する規則の条番号を変更する。</p> <p>5. 記載表現の適正化を図るため、第I編第5条第40号及び第I編第45条第2項における「事業所連絡責任者」を「研究所連絡責任者」に変更し、第I編第26条第4項第5号及び同条第5項における「通知」を「通報」に変更するとともに、第I-3図周辺監視区域における「事業所敷地境界」を「研究所敷地境界」に変更する。</p>	

6.2 放射線障害予防規程

放射線障害予防規程については、17年度下半期は以下の変更を行った。
変更内容を表 6-2-1 に示す。

表 6-2-1 放射線障害予防規程の整備状況

規程類名称	整 備 内 容	申請・制改定日等
放射線障害 予防規程	1. 新法人移行及び放射線障害防止法の改正に伴い、関連する条文を変更する。	10月1日施行
	1. 環境技術管理部処分技術課長の職務内容の明確化に伴い、関連する条文を変更する。	2月1日施行

6.3 研究所規則類

研究所規則については、17年度下半期に以下の規則類の変更を実施した。
変更内容を表 6-3-1 に示す。

表 6-1-3 研究所規則類の整備状況

規程類名称	整 備 内 容	制改定日等
放射線保安規則	新法人移行に伴い、関連する条文を変更する。	10月1日施行
安全衛生管理規則	(衛生管理者) 作業計画及び実施時における衛生上の確認を追加する。	3月1日施行
	改正労働安全衛生法及び改正労働安全衛生規則の施行に向けて、研究所安全衛生管理規則の改定を行う。	18年4月1日施行
安全衛生委員会規則	改正労働安全衛生法及び改正労働安全衛生規則の施行に向けて、研究所の安全衛生委員会規則の改定を行う。	18年4月1日施行

6.4 共通安全作業基準

共通安全作業基準等集については、9月末日までに、組織名称等の改定作業を行うとともに（電気保安委員会対応分を除く）、名称を「共通安全作業基準・要領」に変更した。

表 6-4-1 共通安全作業基準・要領

規程類名称	整備内容	制改定日
共通安全作業要領 B-7 「停電作業管理要領」 B-8 「活線又は活線近接作業管理要領」 C-2 「コードリール及び電動機械器具の取扱要領」 C-3 「絶縁用保護具等の管理要領」 F-3 「電気標識類運用要領」	・法人統合に向け組織名の変更、所要の見直しを基本とした。	12月26日
共通安全作業要領 A-7 「負傷・疾病に係る報告管理要領」	・業連により周知・運用していた負傷再発防止対策実施報告書について、本管理要領に追記し、ルール化を図る。	1月19日
共通安全作業要領 E-1 「職場巡視要領」	・衛生に関する事項を追加 ・統括者、課長、衛生管理者、安全主任者の巡視の頻度、記録様式、報告先の明確化 ・巡視記録様式の追加	2月15日審議終了 (18年4月1日施行)
共通安全作業要領 D-1 「一般公害施設の管理要領」	・茨城県公害防止条例の改正に伴い、関連する条文や表の見直しを行う。	3月22日
共通安全作業要領 A-4 「作業主任者の職務」	・作業者の配置等の責務を負う者の明確化及び作業主任者の腕章等着用の運用の見直し等により改定を行う。	3月29日
共通安全作業要領 A-5 「作業指揮者の職務」	・作業指揮者の配置等の責務を負う者を明確にするため、改定を行う。	3月29日

7. 許認可申請

保安管理部が所掌する各種法令等に基づき、施設・設備の新設、増設、改造等の変更に伴う許認可に関し、核燃料サイクル工学研究所の窓口として監督官庁とのヒヤリング、所内事務手続き及び申請、届出の対応を行った。

17年度下半期における各種法令等に基づく許認可実績を以下に示す。

7.1 原子炉等規制法

17年度下半期における原子炉等規制法に係る許認可は、核燃料物質使用変更許可申請1件、核燃料物質の使用に係る変更届2件であり、その実績を表7-1-1に示す。

表7-1-1(1) 核燃料物質使用変更許可申請

(1/7)

使用施設	許認可申請項目	記事
核燃料サイクル工学研究所 共通	1. 組織名称の変更に伴い、共通編における組織名称を変更するとともに、図4-1「東海事業所敷地周辺図」を「核燃料サイクル工学研究所敷地周辺図」に変更し、図中における組織名称を変更する。また、図4-2「東海事業所の各施設の位置図」を「核燃料サイクル工学研究所の各施設の位置図」に変更し、核燃料物質使用施設に限定した図面に変更する。	申請 12月21日 17原機(サ保)018 許可 2月7日 17諸文科 科第4334号
プルトニウム燃料第一開発室	1. 使用の目的(3)の開発試験に関連して製造された試料の検査及びその方法の開発の一環として実施してきた、使用の方法(3)の⑦材料検査について、当初の目的を達成したため削除する。 2. 使用の目的(1)の高速中性子炉用のプルトニウムを含む核燃料の製造技術の開発に伴う照射試験用及び炉外評価試験用試料の製造の一環として、酸化物分散強化型フェライト鋼材等を用いた照射試験用燃料棒を製造するため、使用の方法(1)について、下記の変更を行う。	

(2/7)

使用施設	許認可申請項目	記事
	<p>イ 酸化物分散強化型フェライト鋼材の端栓溶接を加圧抵抗溶接により部屋番号 R-120 のグローブボックスNo.115D で行うことを追加する。</p> <p>ロ 加圧抵抗溶接した溶接部の研磨を部屋番号 R-120 のグローブボックスNo.115D で行うことを追加する。</p> <p>ハ 溶接部の端栓熱処理を部屋番号 R-120 のオープンポートボックスNo.0P-116 で行うことを追加する。</p> <p>また、上記イ、ロ及びハの変更に伴い、使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備について以下の変更を行う。</p> <p>(i) 上記イ及びロの変更に伴い、加圧抵抗溶接及び溶接部研磨を部屋番号 R-120 で行うため、加圧抵抗溶接装置、溶接部研磨装置及びこれらを包蔵するグローブボックスNo.115D を追加する。</p> <p>なお、上記ハの端栓熱処理には既に許可を得ている溶接部熱処理装置を使用するため使用施設の位置、構造及び設備に変更はない。</p> <p>3. 核燃料物質の移動に係る作業の効率化を図るために、臨界管理ユニットNo.G115 と G116 を統合し、1 つの臨界管理ユニットNo.G115 とする。これに伴い、使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備から臨界管理ユニットNo.G116 を削除し、臨界管理ユニットNo.G116 内の設備を臨界管理ユニット No.G115 内の設備とする。</p> <p>4. 使用の目的(3)の開発試験に関連して製造された試料の検査及びその方法の開発の一環として、酸化物分散強化型フェライト鋼材等を用いた照射試験用燃料棒の検査をするため、使用の方法(3)について下記の変更を行う。</p>	

(3/7)

使用施設	許認可申請項目	記事
	<p>イ 加圧抵抗溶接した溶接部の健全性の確認を超音波検査により部屋番号 R-116 で行うことを追加する。</p> <p>ロ 部屋番号 R-120 の燃料棒寸法・重量測定装置及び定盤で行っている外観検査、寸法検査及び重量検査の各作業を削除する。</p> <p>ハ 外観検査、寸法検査及び重量検査を定盤により部屋番号 R-116 で行うことを追加する。なお、燃料棒寸法・重量測定装置で行っていた寸法検査及び重量検査は、定盤で実施する。</p> <p>ニ 部屋番号 R-120 の放射能測定装置で行っている表面汚染検査を部屋番号 R-116 で行うことを追加する。</p> <p>また、上記イからニの変更に伴い、使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の位置及び設備について以下の変更を行う。</p> <p>(i) 上記イの変更に伴い、超音波検査を部屋番号 R-116 で行うため、使用施設の設備に超音波検査装置を追加する。</p> <p>(ii) 上記ロの変更に伴い、使用施設の設備から外観検査、寸法検査及び重量検査を行う部屋番号 R-120 の燃料棒寸法・重量測定装置及び定盤を削除する。</p> <p>(iii) 上記ハの変更に伴い、外観検査、寸法検査及び重量検査を部屋番号 R-116 で行うため、使用施設の設備に定盤を追加する。</p> <p>(iv) 上記ニの変更に伴い、使用施設の設備から部屋番号 R-120 の 2 台の放射能測定装置のうち 1 台を削除し、表面汚染検査を部屋番号 R-116 で行うため、使用施設の設備に放射能測定装置を追加する。</p>	

(4/7)

使用施設	許認可申請項目	記事
	<p>なお、使用施設の位置について、部屋番号 R-116 の部屋名称を当該室で行う作業内容に合わせ、試料調整室から燃料要素検査室に変更する。</p> <p>5. 使用の目的(5)の炉物理実験及び燃料の安全性評価のための試料の作製の一環として酸化物分散強化型フェライト鋼材等を用いた試料を製作するため、使用の方法(5)について、試料の密封を加圧抵抗溶接及び溶接部研磨により部屋番号 R-120 のグローブボックスNo.115D で行うことを追加する。これに伴い、加圧抵抗溶接及び溶接部研磨を部屋番号 R-120 で行うため、使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備に加圧抵抗溶接装置、溶接部研磨装置及びこれらを包蔵するグローブボックスNo.115D を追加する。</p> <p>6. その他、設備・機器と包蔵設備との接続・収納に係る記載の誤記修正、排気中（空気中）放射性物質濃度の管理に係る記載内容、並びにユーティリティ設備、非常用電源設備等の共用に係る記載の明確化等の見直しを行う。</p>	
プルトニウム燃料第二開発室	<p>1. 新型転換炉用燃料の開発試作並びに新型転換炉原型炉用燃料の製造の一環として燃料棒の加工を行うため、充填室（A-105）に設置してあるオープンポートボックス No. OP-8 に収納している燃料棒内圧測定装置を撤去することに伴い、使用施設の設備から燃料棒内圧測定装置を削除する。なお、装置撤去後に残るオープンポートボックス No. OP-8 は、汚染のおそれのある物品の除染及び汚染検査用に使用する。</p> <p>2. その他、設備・機器と包蔵設備との接続・収納に係る記載の誤記修正、ユーティリティ設備、非常用電源設備等の共用に係る記載の明確化等の見直しを行う。</p>	

(5/7)

使用施設	許認可申請項目	記事
プルトニウム燃料第三開発室	1. その他、ユーティリティ設備、非常用電源設備等の共用に係る記載内容、設備・機器の耐震設計法のうち一次設計の静的設計及び動的解析に係る記載の明確化等の見直しを行う。	
プルトニウム廃棄物処理施設	<p>1. 使用の目的(1)のプルトニウム、ウラン（使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを含む。）及びそれらの化合物に汚染された放射性廃棄物（以下「プルトニウム廃棄物」という。）の減容処理技術に関する実証試験の一部である可燃物焼却工程設備を用いて行う可燃物の焼却試験について、当初の目的を達成したため、以下の変更を行う。</p> <p>イ 使用の方法(2)の一部である可燃物焼却工程設備を用いて行う可燃物の焼却試験を削除する。これに伴い、以下の変更を行う。</p> <p>(i) 使用施設の位置のうち、焼却室(P-002)及び焼却室(P-103)を削除する。また、焼却制御室(P-104)の部屋名称を監視室(P-104)に変更する。</p> <p>(ii) 使用施設の設備のうち、可燃物焼却工程設備及び安全管理設備のうち、警報設備のうち、工程設備主要警報設備のうち、可燃物焼却工程設備を削除する。</p> <p>(iii) 可燃物焼却工程設備を用いて行う可燃物の焼却試験に伴う排気の発生がなくなり、気体廃棄施設の設備のうちプロセス系(I)の必要性がなくなったため、プロセス系(I)に係る気体廃棄施設の位置、構造及び設備を削除する。これに伴い、プロセス系(II)の名称をプロセス系に変更する。また、排風機室(P-203)の部屋名称を予備室(P-203)に変更する。</p>	

(6/7)

使用施設	許認可申請項目	記事
	<p>(iii) 灰溶融試験及び金属溶融試験に用いたものの一部で容器に封入することが困難な固体廃棄物を保管廃棄するため、固体廃棄施設の位置及び構造に解体前廃棄物一時保管室(2)(P-001)を追加する。また、固体廃棄施設の設備として、解体前廃棄物一時保管室(2)(P-001)に解体前廃棄物一時保管設備(2)としてグローブボックスNo.M-1、M-2及び解体前廃棄物一時保管設備(3)としてグローブボックスNo.C-1、C-2、C-3を追加する。</p> <p>なお、溶融室(P-001)の部屋名称を解体前廃棄物一時保管室(2)(P-001)に変更する。</p> <p>3. 使用の目的(1)のプルトニウム廃棄物の減容処理技術に関する実証試験の一部である前処理選別等に関する試験の一部について、当初の目的を達成したため、以下の変更を行う。</p> <p>イ 使用の方法(6)の一部である可燃物の箱詰、移送に係る作業及び金属の移送に係る作業を削除する。これに伴い、使用施設の設備のうち、前処理選別工程設備のうち移送設備を削除する。</p> <p>4. その他、包蔵設備と気体廃棄施設との接続に係る記載の明確化、ユーティリティ設備、非常用電源設備等の共用に係る記載内容、設備・機器の耐震設計法のうち水平震度Kiに係る記載の明確化等の見直しを行う。</p>	
燃料製造 機器試験 室	1. その他、設備・機器と包蔵設備との接続・収納に係る記載の誤記修正、固体廃棄施設に係る記載内容、並びにユーティリティ設備、非常用電源設備等の共用に係る記載の明確化等の見直しを行う。	

(7/7)

使用施設	許認可申請項目	記事
ウラン廃棄物処理施設	<p>1. 旧廃棄物屋外貯蔵ピットで発生した廃油について、ウラン系廃棄物貯蔵施設から廃油保管庫への保管廃棄が終了したことに伴い、ウラン系廃棄物貯蔵施設から廃油保管庫への当該廃油の払い出しを削除する。</p> <p>2. 本文図面における建家寸法の誤記、管理区域の表現方法の修正等、記載の適正化を行う。</p>	

表 7-1-1(2) 核燃料物質の使用に係る変更届

使用施設	許認可申請項目	記事
核燃料サイクル工学研究所	<p>1. 独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所への継承に伴い、法人名称及び事業所の名称を変更する。</p>	届出 10月7日 17原機(サ)0054
B棟	<p>1. B棟における核燃料物質の年間予定使用量のうち、濃縮ウラン及びその化合物並びにプルトニウム及びその化合物の最大存在量を変更（減少）する。</p>	届出 11月18日 17原機(サ保)016

7.2 放射線障害防止法

17年度下半期における放射線障害防止法に係る許認可は3件であり、その実績を表7-2-1に示す。

表7-2-1 放射線障害防止法に係る許認可実績

使用施設	許認可申請項目	記事
高レベル放射性物質研究施設	1. 許可使用に関する軽微な変更に係る変更届 密封RIの使用目的が終了したため、廃棄施設に保管廃棄することから、使用・貯蔵施設を廃止する。※	変更届 7月26日 17サイクル機構 (東海)0425
核燃料サイクル工学研究所	1. 氏名等の変更届 新法人移行に伴い、氏名等を変更する	変更届 7月26日 17原機(サ保) 007
	2. 放射線障害予防規程の変更届 新法人移行に伴う変更及び放射線障害防止法の改正に伴い、関連する条文、図及び表を変更する。	変更届 10月25日 17原機(サ保) 008
	3. 放射線障害予防規程の変更届 環境技術管理部処分技術課長の職務内容の明確化に伴い、関連する条文、図及び表を変更する。	変更届 2月23日 17原機(サ保) 025
再処理分析所	1. 許可使用に関する軽微な変更に係る変更届 非密封RIの今後の使用目的がないことから、許可使用核種の一部を変更(減少)する。	変更届 3月24日 17原機(サ保) 029

※：本変更届については、平成17年8月4日、文部科学省水戸原子力事務所長から「不要になつた密封線源は、事業者で廃棄施設において保管廃棄するのではなく、基本的に、製造元へ引き渡す指導を行っている。本件についても、保管廃棄せず、製造元へ引き渡すように検討すること。なお、本変更届は受理できない。」との連絡を受けた。

連絡を受けた後、放射線取扱主任者及び施設側と相談し、本変更届を取り下げる。

7.3 労働安全衛生法

平成 17 年度下半期における労働安全衛生法に係る許認可は 9 件であり、その実績を表 7-3-1 に示す。

表 7-3-1 労働安全衛生法に係る許認可実績

(1/2)

件 名	内 容	該当施設	日 付
クレーン落成検査申請書	クレーン(クラブトロリ式天井クレーン、つり上げ荷重: 3.5t/2.02t)の設置に伴う落成検査を受検(平成 17 年 10 月 13 日)した。	低放射性廃棄物処理技術開発施設	10 月 12 日
第一種圧力容器使用検査申請書	平成 16 年 2 月 12 日に設置した第一種圧容器 2 基(加熱器: L82H11、L82H50)について、構造検査受検から 1 年以内に落成検査が受検できなかつたため、使用検査を受検(平成 17 年 11 月 9 日)した。	低放射性廃棄物処理技術開発施設	10 月 28 日
第一種圧力容器休止報告書 (検査証No.2394)	平成 14 年 1 月 1 日から休止していたが、平成 17 年 12 月 31 日に休止期限を迎えるため、休止期間を延長(平成 18 年 1 月 1 日～平成 18 年 12 月 31 日)した。	再処理技術開発センター除染場	12 月 8 日
クレーン設置届書	テルハ(電気チェーンブロック、つり上げ荷重: 5.014t) 1 台設置した。	低放射性廃棄物処理技術開発施設	1 月 12 日
第一種圧力容器落成検査申請書	平成 17 年 11 月 9 日に使用検査を受検した第一種圧容器 2 基(加熱器: L82H11、L82H50)について、落成検査を平成 18 年 1 月 17 日に受検した。	低放射性廃棄物処理技術開発施設	1 月 12 日
第一種圧力容器落成検査に係る改善報告書	平成 18 年 1 月 17 日に受検した第一種圧容器 2 基(加熱器: L82H11、L82H50)の落成検査において指摘を受けた事項について、改善したため報告した。	低放射性廃棄物処理技術開発施設	1 月 30 日

(2/2)

件名	内容	該当施設	日付
クレーン検査証書替申請書	請負業者より受領のため、検査証(5907, 5931)の書替をした。	低放射性廃棄物処理技術開発施設	3月7日
クレーン落成検査申請	テルハ(電気チェーンブロック付き、つり上げ荷重: 5.014t)の設置に伴う落成検査を受検(平成18年2月23日)した。	低放射性廃棄物処理技術開発施設	2月8日
クレーン落成検査に係る改善報告書	テルハ(電気チェーンブロック、つり上げ荷重: 5.014t)の落成検査に係る安全指導について「改善報告書」を提出した。	低放射性廃棄物処理技術開発施設	3月28日

7.4 消防法

平成 17 年度下半期における消防法に係る許認可は、危険物関係 4 件及び消防設備関係 25 件であり、その実績を表 7-4-1 に示す。

表 7-4-1 消防法に係る許認可実績

件名	内容	該当施設	日付
危険物貯蔵所の軽微な変更届出書	高レベル放射性物質研究施設の一般取扱所における電動シャッターに経年劣化による腐食が発生したので腐食箇所の更新を行った。	高レベル放射性物質研究施設	10月21日
危険物保安監督者選任・解任届出書	新法人設立に伴う組織改正により、プルトニウム燃料技術開発センターの危険物保安監督者の選・解任を実施した。	危険物貯蔵庫	10月21日
危険物保安監督者選任・解任届出書	新法人設立に伴う組織改正により、サイクル工学試験部の危険物保安監督者を選任した。	応用試験棟 A棟裏	10月21日
危険物保安監督者選任・解任届出書	新法人設立に伴う組織改正により、環境技術管理部の危険物保安監督者を選任した。	廃油保管庫 ウラン系廃棄物焼却施設 一般廃棄物処理施設	10月21日

表 7-4-1(2) 消防設備関係に係る許認可等申請実績

(1/3)

件名	内容	該当施設	日付
防火管理者解任届出書	新法人移行に伴う、旧法人防火管理者の解任の届出	旧核燃料サイクル開発機構 東海事業所	10月6日
防火管理者選任届出書	新法人移行に伴う、新法人防火管理者の選任の届出	核燃料サイクル工学研究所	10月6日
消防計画作成(変更)届出書	新法人移行に伴う、核燃料サイクル工学研究所消防計画作成の届出	核燃料サイクル工学研究所	10月6日

(2/3)

件 名	内 容	該当施設	日 付
消防訓練実施計画報告書	消火器取扱訓練実施に伴う事前の届出	核燃料サイクル工学研究所	11月1日
火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書	消火器取扱訓練実施に伴う事前の届出	核燃料サイクル工学研究所	11月1日
核燃料物質放射性同位元素等運搬届出書	日本原電東海発電所物挙施設からの、ふげん使用済燃料の運搬に伴う届出	再処理技術開発センター	11月15日
消防訓練実施結果報告書	消火器取扱訓練実施に伴う事後の届出	核燃料サイクル工学研究所	11月15日
消防用設備等設置届出書	ウラン脱硝施設の自動火災報知設備受信機更新に伴う届出	ウラン脱硝施設	11月18日 (現場確認 11月30日)
消防用設備等設置届出書	高放射性廃液貯蔵場の自動火災報知設備受信機更新に伴う届出	高放射性廃液貯蔵場	11月18日 (現場確認 11月30日)
核燃料物質放射性同位元素等運搬届出書	大洗工学センターへの、常陽用炉心燃料集合体の運搬に伴う届出	プルトニウム燃料技術開発センター	11月18日
核燃料物質放射性同位元素等貯蔵取扱届出書	B棟における核燃料物質等の取扱量変更に伴う届出	B棟	11月18日
高圧ガス貯蔵届出書	中央運転管理室での炭酸ガス貯蔵に伴う届出	中央運転管理室	12月2日
核燃料物質放射性同位元素等運搬届出書	大洗工学センターへの、常陽用炉心燃料集合体の運搬に伴う届出	プルトニウム燃料技術開発センター	1月24日
改修(計画)報告書	消防立入検査での違反指摘事項に対する改修の届出	核燃料サイクル工学研究所	2月24日
消防用設備等設置届出書	安全管理別棟居室更新工事における、自動火災報知設備と誘導灯設備の改修に伴う届出	安全管理別棟	2月28日
消防用設備等設置届出書	安全管理別棟居室更新工事における、消火器の移設(削減)に伴う届出	安全管理別棟	2月28日

(3/3)

件 名	内 容	該当施設	日 付
消防用設備等設置届出書	J棟の消火器取替え (ハロン消火器→ABC 消火器) に伴う届出	J棟	2月 28 日
変電設備等設置届出書	J棟変電設備更新工事に伴う 届出	J棟	2月 28 日 (現場確認 3月 7 日)
変電設備等設置届出書	第1検査技術開発室屋外変電 設備更新工事に伴う届出	第1検査技術開発 室	2月 28 日 (現場確認 3月 7 日)
核燃料物質放射性同位元素等運搬届出書	大洗工学センターへの、常陽 用炉心燃料集合体の運搬に伴 う届出	プルトニウム燃料 技術開発センター	3月 6 日
消防用設備等設置届出書	再処理技術開発センター構内 の屋外消火栓取替えに伴う届 出	再処理技術開発セ ンター	3月 9 日
消防用設備等設置届出書	第二スラッジ貯蔵場の自動火 災報知設備受信機更新に伴う 届出	第二スラッジ貯蔵 場	3月 9 日 (現場確認 3月 15 日)
東海村火災予防条例届出廃止報告書	第1検査技術開発室屋外変電 設備更新工事における、既存 変電設備撤去に伴う届出	第1検査技術開発 室	3月 16 日
消防用設備等設置届出書	L棟における自動火災報知設 備発信機更新に伴う届出	L棟	3月 30 日
消防用設備等設置届出書	J棟における自動火災報知設 備発信機更新に伴う届出	J棟	3月 30 日

7.5 高圧ガス保安法

平成 17 年度下半期における高圧ガス保安法に係る許認可は 3 件であり、その実績を表 7-5-1 に示す。

表 7-5-1 高圧ガス保安法に係る許認可実績

件 名	内 容	該当施設	日 付
高圧ガス製造 保安監督者届 書	職務分担の変更に伴い、平 成 17 年 11 月 1 日付で変更 した。	プルトニウム燃料 第三開発室	11 月 21 日
高圧ガス製造 施設休止届書	クリプトン回収運転を当分 実施しないため、休止した。 (平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)	クリプトン回収技 術開発施設(Kr・Xe ガス製造施設の一 部及び液体窒素供 給設備の一部)	3 月 17 日
高圧ガス製造 施設変更許可 申請書(冷凍)	油圧保護スイッチ(4 台) の 更新のため、申請した。	ガラス固化技術開 発施設	3 月 23 日

7.6 環境法令

平成 17 年度下半期における環境関係法令に係る許認可は 2 件であり、その実績を表 7-6-1 に示す。

表 7-6-1 環境法令に係る許認可実績

件 名	内 容	該当施設	日 付
ダイオキシン類測定結果報告(ダイオキシン類対策特別措置法)	排気、排水、焼却灰のダイオキシン類の測定結果を報告した。	プルトニウム燃料センター産業廃棄物焼却施設	11月8日
ダイオキシン類測定結果報告(ダイオキシン類対策特別措置法)	排気、燃え殻、ばいじんのダイオキシン類の測定結果を報告した。	環境技術管理部一般雑芥廃棄物焼却施設	3月2日

7.7 二法人統合に係る許認可申請

二法人統合における組織名称等の変更に係る各種法令の許認可申請等は 22 件であり、その実績を表 7-7-1 に示す。

表 7-7-1 二法人統合に係る許認可実績

(1/2)

法令名称	手続名称	対象施設	日付
高圧ガス保安法	代表者等変更届（一般）	一般高圧ガス製造施設	10月14日
	代表者等変更届（冷凍）	冷凍高圧ガス製造施設	10月13日
	代表者等変更届（第二種貯蔵所）	第二種貯蔵所	10月13日
	危害予防規程変更届	一般高圧ガス製造施設	10月14日
	危害予防規程変更届	冷凍高圧ガス製造施設（第一種）	10月13日
労働安全衛生法	ボイラー検査証書替申請（4基）	ボイラー	10月6日
	第一種圧力容器検査証書替申請（22基）	第一種圧力容器	10月6日
	クレーン検査証書替申請（66基）	クレーン	10月6日
	移動式クレーン検査証書替申請	移動式クレーン	10月6日
	事業所名称等の変更の通知	・落成検査未受検のクレーン、圧力容器 ・3トン未満クレーン ・設置届の機械等	10月6日
	総括安全衛生管理者選任報告	事業場ごと	10月14日
	産業医選任報告	事業場ごと	10月14日
消防法 (東海村火災予防条例)	衛生管理者選任報告（専任、衛生工学含む4名分）	事業場ごと	10月14日
	危険物貯蔵所・取扱所譲渡引渡届出書	危険物貯蔵所、取扱所	10月11日
	危険物災害予防規程変更認可申請	一般取扱所	9月28日
大気汚染防止法	承継届出書	ばい煙発生施設（ボイラー、焼却炉）	10月17日

(2/2)

法令名称	手続名称	対象施設	日付
水質汚濁防止法	承継届出書	特定施設（廃ガス洗浄施設、洗浄施設、し尿処理施設）	10月17日
騒音規制法	承継届出書	特定施設（リコッティー送風機）	10月17日
振動規制法	承継届出書	特定施設（せん断機、液圧プレス、空気圧縮機）	10月17日
ダイオキシン類対策特別措置法	継承届出書	工場又は事業所	10月17日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書	産業廃棄物処理施設（ブル焼却炉）	10月28日
茨城県生活環境保全等に関する条例	承継届出書	条例（騒音）特定施設	10月17日

8. 保安検査、立入調査等

8.1 保安検査官対応

平成 13 年 1 月 6 日付けの省庁再編に伴い東海事業所の使用施設は文部科学省、再処理施設は、経済産業省の原子力保安検査官（以下「保安検査官」と略）によって監督されることになり、保安検査官は日常それぞれ村内に設置した事務所（文部科学省：原子力安全管理事務所、経済産業省：東海・大洗原子力保安検査官事務所）及び東海事業所内に常駐している。保安検査官対応班（以下「対応班」と略）は、保安検査官の主たる業務である原子力施設の現場での運転管理監督や施設における保安規定の遵守状況の検査などの東海事業所の窓口として実施した対応業務について、本報告は平成 17 年度下半期について記す。

文部科学省及び経済産業省の保安検査官体制を表 8-1-1 に示す。また、保安検査官への対応項目及び対応方法について対応班が保安検査官及び所内各部・センターと調整して作成した。実際に行った対応項目及び対応方法一覧を表 8-1-2 に示す。そのうち、主な項目について概要を以下に示す。

(1) 文部科学省保安検査官関連

① 施設巡視

核燃料物質使用施設であるサイクル工学試験部、環境技術管理部及びプルトニウム燃料センターのそれぞれの施設について、保安検査官と現場との調整を図り毎月の巡視計画を作成した。これに基づき保安検査官が定常的、計画的に施設の巡視を行った。巡視における保安検査官からの指摘事項は、各部署が措置対応を実施した。

今期は、使用施設について計 131 回（サイクル工学試験部：29 回、環境技術管理部：51 回、プルトニウム燃料センター：51 回）巡視が行われた。その巡視実績を表 8-1-3 に示す。

② 放射線作業管理（発生の都度）

使用施設で実施される非定常放射線作業について、現場でそれら作業が生じた場合、保安検査官に対して対応班がその作業の概要を説明すると共に計画書を提出した。保安検査官が詳細説明を要望した場合は現場側が放射線作業計画書に基づき説明を実施した。今期の使用施設における特殊放射線作業の件数は、サイクル工学試験部が S2 作業：4 件、A1 作業：23 件、G1 作業：8 件、環境技術管理部が S2 作業：1 件、G1 作業：13 件、プルトニウム燃料センターは S2 作業：1 件であり合計 50 件であった。

③ 定例報告

以下の項目を定例として文部科学省保安検査官に報告しており、それらの対応を下記に示す。

(a) 許認可週報（毎週）

毎週始めに保安管理部品質保証室が作成した使用施設に関する許認可の状況について提出し説明した。

(b) 自主点検・教育訓練計画（毎月）

使用施設の保安規定に定められた自主点検計画及び教育訓練計画表を各センターで毎月作成し、月始めに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには各センター毎に年間の自主点検・教育訓練計画表を作成し、対応班がとりまとめ保安検査官へ概要を説明し提出した。

(c) 運転計画（毎月）

各使用施設の運転計画を毎月始めに各センター毎に作成し、それを対応班がとりまとめ保安検査官へ説明・提出した。なお、年度始めには各センター毎に年間の運転計画を作成し、対応班がとりまとめ保安検査官へ概要を説明し提出した。

(2) 経済産業省保安検査官関連

① 施設巡視（毎日）

保安検査官による再処理施設の巡視は巡視計画に基づき定常に実施された。対応班は保安検査官と巡視施設及び巡視時間について確認を行い現場巡視が問題なく実施されるよう支援した。

② 放射線作業管理（発生の都度）

再処理施設で実施される非定常放射線作業について、現場でそれら作業が生じた場合、保安検査官に対して対応班が概要を説明すると共に計画書を提出した。保安検査官が詳細説明を要望した場合は現場側が放射線作業書に基づき説明を実施した。また、計画された特殊放射線作業が終了した場合、その旨をその都度、保安検査官に報告した。今期の再処理施設における特殊放射線作業計画書の提出件数は、S2 作業：92 件及び A1 作業：40 件であり、また、G 作業については 7 件あり合計 139 件であった。

③ 再処理施設現場巡視（毎日）

再処理センターの各施設について主として保安規定遵守状況の確認の観点から保安検査官による各課室ごとの巡視が再処理施設内で定常に実施された。この定常的な巡視は、再処理側が保安検査官の了解のもとに毎月作成した月間予定表に基づき実施された。その定常に実施された巡視実績を表 8-1-4 に示す。

④ 定例報告

以下の項目を定例として経済産業省保安検査官に報告しており、それらの対応を行った。

(a) 再処理運転記録（毎日）

再処理管理課から送信される FAX に基づき対応班が概要を説明し提出した。

(b) 再処理放管記録（毎日）

再処理施設のスタッフからの放出されたクリプトン、ヨウ素等の排気中放射性物質の日々の放出について、放射線管理第二課が毎日報告し資料を提出できるよう時間等の調整を行った。

(c) 許認可週報（毎週）

毎週始めに再処理品質保証室が作成した再処理施設に関する許認可の状況について提出し説明した。

(d) 再処理週報（毎週）

再処理施設で行われている主な作業の計画と実績を示したもので再処理品質保証室が作成し、毎週説明を行い提出した。

(e) 自主点検・教育訓練計画（毎月）

再処理施設の保安規定に定められた自主点検計画及び教育訓練計画表を再処理センターで毎月作成し、月始めに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには再処理センターが年間の自主点検・教育訓練計画表を作成し、対応班が保安検査官へ提出している。

(3) 共通事項

① 異常事象発生対応（発生の都度）

所内で発生した異常事象は使用施設に関することは文部科学省保安検査官へ、再処理施設に関する事は経済産業省の保安検査官へ対応班がその概要を迅速に報告すると共に、必要に応じて保安検査官への現場部署による説明の時間、場所等の調整を実施した。また、措置・対策についても対応班がフォローし保安検査官に説明した。現場部署の説明が必要になった時は日時及び場所の調整を行った。

対応班が下半期に取り扱った異常事象は計5件であり、そのリストを表8-1-5に示す。

② 保安検査官と核燃料取扱主任者、主務者との定例連絡会議

経済産業省の保安検査官と再処理の核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主務者（以下「核取」と略）との情報交換の場として連絡会議を開催した。下半期は、10月14日、11月8日、12月13日、18年1月13日、2月14日、3月16日の計6回開催し、保安検査官と核取との情報交換を行った。

③ 東海事業所運転状況管理表（毎週）

使用施設、再処理施設各施設の一週間単位の運転実績及び次週の運転予定を記載した東海事業所運転状況管理表を基に、毎週末に対応班が所内施設の運転状況について今週の実績と来週の予定を説明・提出した。

④ 東海事業所運転管理日報（毎日）

所内LANを使ったサイクル工学試験部、環境技術管理部、プルトニウム燃料センター、再処理センターとのネットワークにより各センターの施設の毎日の運転状況を出力し保安検査官に前日の実績と当日の作業予定を説明した。（再処理は

毎日、使用施設は巡視日に)

⑤ 保安検査（四半期毎）

文部科学省、経済産業省それぞれが四半期ごとに本庁の保安検査官も含めた複数体制で保安検査を実施した。受検する現場側は再処理施設側も使用施設側もそれぞれの受検体制を作り対応した。下半期は文部科学省保安検査官により使用施設を対象に第3四半期は17年11月17日から11月19日に、第4四半期は18年2月13日から2月15日に実施された。また経済産業省保安検査官により再処理施設を対象に第3四半期は17年11月21日から12月9日に、第4四半期は18年2月20日から3月10日の期間にわたり実施された。対応班は保安検査を円滑に進めるため保安検査官と各センターとの窓口業務を行い、保安検査の進行を支援した。

表 8-1-1 原子力保安検査官体制

平成17年10月1日～平成18年3月31日

所 管 省 庁	役 職 等	人 数
文部科学省 茨城原子力安全管理事務所	所 長 防災専門官	1 名
	副所長 保安検査官	1 名
	保安検査官	3 名
	技術参与 (運転管理専門官)	1 名
経済産業省 原子力安全・保安院 東海・大洗原子力保安検査官事務所	所 長 統括保安検査官	1 名
	副所長 防災専門官	1 名
	保安検査官	6 名

表 8-1-2 保安検査官業務等対応項目/方法一覧表

(1/2)

No.	項目	対応方法	担当部署		備考	担当保安検査官所掌
			再処理施設	使用施設		
1	再処理放管記録	放2課→保安検査官(毎日)	放管)放2課	—	スタッフから放 出	経産省
2	再処理運転記録	毎朝、対応班へFAX→対応班→保安検査官(毎日) 対応班へ提出(Eメール)→対応班→保安検査官 (月曜日)	再)計画管理課	—		経産省
3	使用) 許認可週報		—	保安)施安課		文科省
4	再) 許認可週報	対応班へ提出(Eメール)→対応班→保安検査官 (月曜日)	再)品証課	—	主な作業と実績	経産省
5	事業所運転管理日報	毎日、各セシスターが実績を16:00までに入力(毎日) 対応班(パソコンから印刷)→保安検査官	再)計画管理課	Pu) 計画管理課 (環管) 施保全課 サイ) 技術課	毎日の実績、LANで 保安検査官確認	文科省及び 経産省
6	運転状況管理表	安対課とりまとめ、対応班(パソコンから印刷) →保安検査官(金曜日)	保安)安全対策課 対応班が出力		所内の運転状況 次週、次々週予定	文科省及び 経産省
7	保全伝票(写し)	発生の都度、対応班へ提出→対応班→保安検査官 再)施設管理課			発生の都度	経産省
8	海洋放出承認書(写し)	発生の都度、対応班へ提出(FAX)→対応班 →保安検査官	再)処理1課	—	発生の都度	経産省
9	S2 特作計画	作業件名等のリスト及び計画書の表紙と様式1の 写しを事前提出。必要に応じて、作業内容の把握 が主目的のヒヤ(保安検査官が件名指定)。	計画起案課室	計画起案課室		文科省 経産省
10	A1 特作計画	同上	計画起案課室	計画起案課室		所掌保安 検査官
11	G 作業(写し)	G1 作業の表紙と概要を対応班へ提出→対応班確認 →保安検査官	計画起案課室	計画起案課室		文科省 経産省
12	停電等電気関連作業	作業件名入り工程表事前提出。必要に応じてヒヤ (保安検査官が指定)	工務室)運転班等			所掌保安 検査官

(2/2)

No.	項 目	対 応 方 法	担 当 部 署		備 考	担当保安検査官所掌
			再処理施設	使用施設		
13	核取との定例会議	再処理施設関連：毎月第2火曜日の午後	核取主務者、核取主任者	—		経産省
14	異常事象連絡	対応班へ直ちに連絡→対応班メモ作成→保安検査官。その後、必要に応じて保安検査官によるヒヤリング	異常事象発生元課室	発生の都度		所掌保安検査官
15	その他相談事等	件名等のリストを対応班へ事前提出→保安検査官。必要に応じてヒヤ（保安検査官が指定）	相談事等担当課室			担当保安検査官
16	保守点検・教育訓練計画表（年間）及び（毎月）	年間計画および毎月の計画表を対応班に提出。 対応班取りまとめ→保安検査官	Pu) 計画管理課 （環管）施保全課 サイ) 技術課	—	月間計画表は月末に翌月分を提出	文科省及び経産省
17	運転計画表（年間）及び（毎月）	年間計画および毎月の計画表を対応班に提出。 対応班取りまとめ→保安検査官	放管部、工務室			
18	サイクル週報	地域交流課が対応班に提出（金曜日）	Pu) 計画管理課 （環管）施保全課 サイ) 技術課		月間計画表は月末に翌月分を提出	文科省及び経産省
19	見学予定一覧表	総務課が対応班に提出→保安検査官（火曜日）	地域交流課 総務課			文科省及び経産省

表 8-1-3 文部科学省 原子力安全管理事務所による使用施設巡視実績

(10月期)

月 日	開始時刻	担当部署	巡 視 施 設	備 考
10月 4日 (火)	10:00	環境部	焼却施設、中央廃水処理場、廃油保管庫(5)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室(6)	
10月 5日 (水)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設 (CPF) (2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	
10月 6日 (木)	10:00	サイクル部、環境部	J棟(3)、B棟(1)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設 (PWSF/第二PWSF) (9)	
10月 11日 (火)	10:00	環境部	第2UWSF、UWSF、第2~6廃棄物倉庫(5)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室(7) ウラン貯蔵庫 (6)	
10月 13日 (木)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設 (CPF) (2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	
10月 18日 (火)	10:00	環境部	M棟、廃水処理室(5)、東海事業所第2ウラン貯蔵庫(4)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室(6)	
10月 19日 (水)	10:00	サイクル部、環境部	J棟(3)、B棟(1)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設 (PWTF) (9)	
10月 20日 (木)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設 (CPF) (2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	
10月 25日 (火)	10:00	環境部	焼却施設、中央廃水処理場、廃油保管庫(5)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室(7)	
10月 27日 (木)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設 (CPF) (2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	

* : (数字)は保安規定第2条の適用施設番号を示す

(11月期)

月 日	開始時刻	担当部署	巡 視 施 設	備 考
11月1日(火)	10:00	環境部	第2UWSF、UWSF、第2~6廃棄物倉庫(5)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室(6)	
11月2日(水)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	
11月8日(火)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	
11月15日(火)	10:00	サイクル部、環境部	J棟(3)、B棟(1)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)(9)	
11月16日(水)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	
11月17日(木)	10:00	環境部	焼却施設、中央廃水処理場、廃油保管庫(5)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設(PWSF/PWSF)(9)	
11月22日(火)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	
11月24日(木)	10:00	環境部	第2UWSF、UWSF、第2~6廃棄物倉庫(5)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室(7) U貯蔵庫(6)	
11月29日(火)	10:00	環境部	M棟、廃水処理室(5)、第2ウラン貯蔵庫(4)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室(6)	

* : (数字)は保安規定第2条の適用施設番号を示す

(12月期)

月 日	開始時刻	担当部署	巡 視 施 設	備 考
12月1日(木)	10:00	サイクル部、環境部	J棟(3)、B棟(1)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室(7)	
12月6日(火)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	
12月8日(木)	10:00	環境部	第2UWSF、UWSF、第2~6廃棄物倉庫(5)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)(9)	
12月13日(火)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	
12月14日(木)	10:00	環境部	焼却施設、中央廃水処理場、廃油保管庫(5)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設(PWSF/第二PWSF)(9)	
12月20日(火)	10:00	サイクル部、環境部	J棟(3)、B棟(1)	
	13:30	Puセンター	ウラン貯蔵庫(6)	
12月21日(木)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	
12月27日(火)	10:00	環境部	M棟、廃水処理室(5)、第2ウラン貯蔵庫(4)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室(6)	

* : (数字)は保安規定第2条の適用施設番号を示す

(H18年1月期)

月 日	開始時刻	担当部署	巡 視 施 設	備 考
1月5日(木)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	
1月10日(火)	10:00	環境部	焼却施設、中央廃水処理場、廃油保管庫(5)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設(PWSF/第二PWSF)(9)	
1月17日(火)	10:00	サイクル部、環境部	J棟(3)、B棟(1)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室(6)、U貯蔵庫(6)	
1月19日(木)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	
1月24日(火)	10:00	環境部	M棟、廃水処理室(5)、第2ウラン貯蔵庫(4)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室(7)	
1月26日(木)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	
1月31日(火)	10:00	環境部	第2UWSF、UWSF、第2~6廃棄物倉庫(5)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室(6)	

* : (数字)は保安規定第2条の適用施設番号を示す

(H18年2月期)

月 日	開始時刻	担当部署	巡 視 施 設	備 考
2月1日(水)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	
2月2日(木)	10:00	環境部	M棟、廃水処理室(5)、第2ウラン貯蔵庫(4)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設(PWSF/第二PWSF)(9)	
2月7日(火)	10:00	環境部	第2UWSF、UWSF、第2~6廃棄物倉庫(5)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室(6)	
2月9日(木)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	
2月14日(火)	10:00	環境部	焼却施設、中央廃水処理場、廃油保管庫(5)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室(7) U貯蔵庫(6)	
2月16日(木)	10:00	サイクル部、環境部	J棟(3)、B棟(1)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)(9)	
2月23日(木)	10:00	環境部	焼却施設、中央廃水処理場、廃油保管庫(5)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室(6)	
2月28日(火)	10:00	サイクル部、環境部	J棟(3)、B棟(1)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室(7)	

* : (数字)は保安規定第2条の適用施設番号を示す

(H18年3月期)

月 日	開始時刻	担当部署	巡 視 施 設	備 考
3月2日(木)	10:00	環境部	第2UWSF、UWSF、第2~6廃棄物倉庫(5)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設(PWSF/第二PWSF)(9)	
3月7日(火)	10:00	サイクル部、環境部	J棟(3)、B棟(1)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室(7)	
3月9日(木)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	
3月14日(火)	10:00	環境部	焼却施設、中央廃水処理場、廃油保管庫(5)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室(6)	
3月15日(水)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	
3月16日(木)	10:00	サイクル部、環境部	J棟(3)、B棟(1)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室(7) U貯蔵庫(6)	
3月23日(木)	10:00	環境部	M棟、廃水処理室(5)、東海事業所第2ウラン貯蔵庫(4)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)(9)	
3月28日(火)	10:00	サイクル部、環境部	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(8)	
3月30日(木)	10:00	環境部	第2UWSF、UWSF、第2~6廃棄物倉庫(5)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室(6)	

*: (数字)は保安規定第2条の適用施設番号を示す

表 8-1-4 経済産業省保安院 東海・大洗原子力保安検査官事務所による
再処理施設巡視実績

月 日	開始時間	巡視担当課		備 考
10月3日(月)	13時30分	処理部	前処理課	
10月4日(火)	13時30分		化学処理第1課	
10月5日(水)	13時30分		化学処理第2課	
10月6日(木)	13時30分		化学処理第3課	
10月7日(金)	13時30分	環境保全部	環境管理課	
10月11日(火)	13時30分	施設管理部	施設保全第1課	
10月12日(水)	13時30分		処理第1課	
10月13日(木)	13時30分		処理第2課	
10月14日(金)	13時30分	【核取会合】		
10月17日(月)	13時30分		施設保全第2課	
10月18日(火)	13時30分		分析第1課	
10月19日(水)	13時30分		分析第2課	
10月20日(木)	13時30分	【核取巡視】		
10月21日(金)	13時30分	技術開発部	ガラス固化処理課	
10月24日(月)	13時30分		転換技術課	
10月25日(火)	13時30分	放射線管理部	放射線管理第2課	
10月26日(水)	13時30分	施設管理部	施設管理課	
10月27日(木)	13時30分	技術開発部	技術開発課	
10月28日(金)	13時30分	工務技術室	運転班	
10月31日(月)	13時30分	処理部	前処理課	

月 日	開始時間	巡視担当課		備 考
11月1日(火)		処理部	化学処理第1課	
11月2日(水)	13時30分		化学処理第2課	
11月3日(木)	13時30分			
11月4日(金)	13時30分		化学処理第3課	
11月7日(月)	13時30分	環境保全部	環境管理課	
11月8日(火)	13時30分	【核取会合】		
11月9日(水)	13時30分		処理第1課	
11月10日(木)	13時30分		処理第2課	
11月11日(金)	13時30分	施設管理部	施設保全第1課	
11月14日(月)	13時30分		施設保全第2課	
11月15日(火)	13時30分		分析第1課	
11月16日(水)	13時30分		分析第2課	
11月17日(木)	13時30分	【核取巡視】		
11月18日(金)	13時30分	技術開発部	ガラス固化処理課	
11月21日(月)		保安検査		
11月22日(火)				
11月23日(水)				
11月24日(木)				
11月25日(金)				
11月28日(月)				
11月29日(火)				
11月30日(水)				↓

月 日	開始時間	巡視担当課	備 考
12月1日(木)			
12月2日(金)			
12月5日(月)			
12月6日(火)			
12月7日(水)			
12月8日(木)			
12月9日(金)		保安検査	
12月12日(月)	13時30分	技術開発部 転換技術課	
12月13日(火)	13時30分	【核取会合】	
12月14日(水)	13時30分	放射線管理部 放射線管理第2課	
12月15日(木)	13時30分	処理部 前処理課	
12月16日(金)	13時30分	化学処理第1課	
12月19日(月)	13時30分	化学処理第2課	
12月20日(火)	13時30分	【核取巡視】	
12月21日(水)	13時30分	処理第1課	
12月22日(木)	13時30分	環境保全部 環境管理課	
12月26日(月)	13時30分	化学処理第3課	
12月27日(火)	13時30分	処理第2課	
12月28日(水)	13時30分	施設巡視【MP他】	

月 日	開始時間	巡視担当課		備 考
1月 4日 (水)	13時30分	施設管理部	施設保全第1課	
1月 5日 (木)	13時30分		施設保全第2課	
1月 6日 (金)	13時30分		分析第1課	
1月 10日 (火)	13時30分		分析第2課	
1月 11日 (水)	13時30分		転換技術課	
1月 12日 (木)	13時30分	技術開発部	ガラス固化処理課	
1月 13日 (金)	13時30分	【核取会合】		
1月 16日 (月)	13時30分	放射線管理部	放射線管理第2課	
1月 17日 (火)	13時30分	施設管理部	施設管理課	
1月 18日 (水)	13時30分	技術開発部	技術開発課	
1月 19日 (木)	13時30分	【核取巡視】		
1月 20日 (金)	13時30分	工務技術室	運転班	
1月 23日 (月)	13時30分	処理部	前処理課	
1月 24日 (火)	13時30分		化学処理第1課	
1月 25日 (水)	13時30分		化学処理第2課	
1月 26日 (木)	13時30分		化学処理第3課	
1月 27日 (金)	13時30分	環境保全部	環境管理課	
	13時30分			
1月 30日 (月)	13時30分		処理第1課	
1月 31日 (火)	13時30分		処理第2課	

月 日	開始時間	巡視担当課	備 考
2月 1日 (水)	13 時 30 分	施設管理部	施設保全第 1 課
2月 2日 (木)	13 時 30 分		施設保全第 2 課
2月 3日 (金)	13 時 30 分		分析第 1 課
2月 6日 (月)	13 時 30 分	技術開発部	転換技術課
2月 7日 (火)	13 時 30 分	施設管理部	分析第 2 課
2月 8日 (水)	13 時 30 分	技術開発部	ガラス固化処理課
2月 9日 (木)	13 時 30 分	放射線管理部	放射線管理第 2 課
2月 10日 (金)	13 時 30 分	処理部	前処理課
2月 13日(月)	13 時 30 分		化学処理第 1 課
2月 14日 (火)	13 時 30 分	【核取会合】	
2月 15日 (水)	13 時 30 分		化学処理第 2 課
2月 16日 (木)	13 時 30 分	【核取巡視】	
2月 17日 (金)	13 時 30 分		化学処理第 3 課
2月 20日 (月)		保安検査	
2月 21日 (火)			
2月 22日 (水)			
2月 23日 (木)			
2月 24日 (金)			
2月 27日 (月)			
2月 28日 (火)			↓

月 日	開始時間	巡視担当課		備 考
3月 1日 (水)				
3月 2日 (木)				
3月 3日 (金)				
3月 6日 (月)				
3月 7日 (火)				
3月 8日 (水)				
3月 9日 (木)				
3月 10日 (金)		保安検査		
3月 13日 (月)	13時30分	環境保全部	環境管理課	
3月 14日 (火)	13時30分		処理第1課	
3月 15日 (水)	13時30分		処理第2課	
3月 16日 (木)	13時30分	【核取会合】		
3月 17日 (金)	13時30分	施設管理部	施設保全第1課	
3月 20日 (月)	13時30分		施設保全第2課	
3月 22日 (水)	13時30分		分析第1課	
3月 23日 (木)	13時30分	処理部	化学処理第1課	
3月 24日 (金)	13時30分	施設管理部	分析第2課	
3月 27日 (月)	13時30分	技術開発部	転換技術課	
3月 28日 (火)	13時30分			
3月 29日 (水)	13時30分	放射線管理部	放射線管理第2課	
3月 30日 (木)	13時30分	処理部	前処理課	
3月 31日 (金)	13時30分	【核取巡視】		

表 8-1-5 異常事象メモ(平成 17 年 10 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日)

(1/2)

No.	情報区分	件名	発生／発見日時	発生場所	施設区分	概要等	報告日	備考
1	C	Pu-3 粉末調製室 (1)における退室時の汚染検出	H18.1.16(月) 16:00 頃 Pu 確認	Pu センター 第三開発室 未調製室(1) (FP-101)	使用	粉末調製室(1) (FP-101) の旧秤量設備の内装機器の一部撤去作業 (G1 作業)において、廃棄物のバッグアウト作業、廃棄物の梱包作業を実施した作業員が、当該室を退出しようとした際、フットモニタにおいて靴底から約 550dpm 及び右手中指 (RI 用ゴム手袋) から約 2,500dpm の汚染を検出 (16:00 分頃、放管により Pu を確認) 同室作業者は 10 名 (当事者を含む) の内、G1 作業の共同作業者 3 名は半面マスク着用。他 6 名及び当事者は、半面マスク未着用。当事者を含む同室作業者の全身サーべイの結果、当事者の靴底、右手中指 (RI 用ゴム手袋) 以外は異常なし (16:18 頃)、鼻スミヤの結果も異常なし (16:58 頃)。当該室の G1 作業の作業エリア内 (49 枚)、当該室内 (16 枚) 等関連箇所のスミヤを採取した結果、当該室の床面から約 10cpm のスポット汚染 (1 箇所のみ) を検出 (17:16 頃)。当該汚染箇所は、ふき取りにより除染 (18:00 頃)、除染後のスミヤの結果異常なし) 当該室の α 線用空気モニタ及びエアスニファの測定結果、管理目標値未満 (ラドントロンの影響含む) を確認 (17:18 頃)	1.17 (火)	
2	C *	廃棄物処理場のセル漏洩検知ボットの液位上昇について	H18.1.28(土) 7:15 頃 確認	再処理 廃棄物処理場 廃液受取りセル (R019) 等	再処理	平成 18 年 1 月 28 日 7 時 15 分頃、巡視点検において廃棄物処理場 (非安重施設) の廃液受取りセル (R019) 及び放射性配管分岐室 (R020, R021) からのセル漏洩検知ボット (308V30) の差圧が上昇していることを確認した。(通常 0 mm H2O に対し 21 mm H2O に上昇。注意灯作動設定 50 mm H2O) 点検の結果、計装系は正常に作動していることから、差圧の上昇は 3 つのセルのいずれかから低放射性廃液が漏洩し、当該検知ボットに流入したために生じているものと考えられる。なお、当該検知ボットの液位は 1 月 28 日 17 時頃 (32 mm H2O) 以降上昇は停止しており、それまでの漏洩量は約 2.20 と推定される。	1.30 (月)	

* は新聞等報道されたもの

(2/2)

No.	情報区分	件名	発生／発見日時	発生場所	施設区分	概要等	報告日	備考
3	C	分析操作における非放射性硝酸の顔への飛散について	H18.1.31 (火)	11:00頃	再処理分析所 中放射性分析室 (G108)	分析所中放射性分析室（管理区域）内において、分析に使用する非放射性の硝酸を分析セル内へ供給する定量ピペットからテフロンチューブを介して注入操作をしていたところ、ピペットの接続部からテフロンチューブが外れ、硝酸（約5m1）が作業員1名の顔（右側面）に飛散した。直ちに大量の水により当該部位を洗浄した。その後、目尻近傍に違和感をおぼえたので、念のため眼科医にて診察を受けた結果、目、皮膚共に異常はなかった。なお、作業員への汚染はない。	1.31 (火)	
4	C	ウランストリップ液の流量低下に伴う抽出工程の停止について	H18.2.13 (月)	19:40頃	再処理 分離精製工場	平成18年2月13日19時29分頃、試薬調整工程の第1ストリップ調整槽（201V19）へ供給する純水の流量低下を報知する圧力下限警報（201PA-10）が発報した。その後、第1ストリップ調整槽から供給しているウランストリップ液流量が低下し抽出工程の流量低下緊急操作装置（FIP-）が発報した。ウランストリップ液の流量が回復しないため、19時40分頃抽出工程の運転を手動にて停止した。	2.14 (火)	
5	C	退出時のサーベイにおける靴底からの汚染検出	H18.3.6 (月)	14:13頃	Puセンター 第一開発室 Pu確認 セラミック室 (R-125)	セラミック室（R-125）において、査察準備のためグローブボックス内のアイテム整理作業を行い、当該室からの退出サーベイで両靴底より有意値を検出した。（13:36頃）ゲルマニウム測定器にて放管による測定の結果、両靴底より Am (Pu) 確認した。（14:13頃）同室作業者6名（当事者含む）は、半面マスク未着用。当事者の全身サーベイの結果、靴底以外異常なし。（14:50頃）当該室のエアスニファの測定結果、管理目標値未満（ラドン）との影響含む）を確認（14:58頃）当事者の歩行経路上のスマヤ採取した結果（30枚）、当事者がグローブ作業を行ったグローブシクス付近の床面から最大約 74cpm (4.1 × 10-2Bq/cm ²) の汚染を検出した。（14:52頃）スマヤにて汚染を検出した付近をダイレクトサーベイした結果、グローブボックスのインレットフィルター下の床面より最大で 8000cpm の汚染を検出した。当該グローブボックスのパネル面をスマヤした結果（20枚）、異常なし。（16:04頃）	3.6 (月)	

*は新聞等報道されたもの

8.2 使用施設保安検査

原子炉等規制法第 56 条の 3 第 5 項に基づく核燃料物質使用施設保安規定の遵守の状況に係る検査（保安検査）については、各部・センターに跨ることから保安管理部が窓口となって対応しており、17 年度下半期は 11 月と 2 月に実施され、これに対応した。保安検査の概要を表 8-2-1 に示す。

表 8-2-1 使用施設保安検査

検査年月日	検査内容	検査官
11 月 17 日 ～19 日	<p>[重点事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安管理組織 ・品質保証 ・保安教育・訓練 ・放射線管理 ・放射線測定 ・非常の場合に採るべき措置 ・施設編 通則 ・使用等の管理 ・施設の管理 ・新法人発足後の組織・職務及び保安に係る諸活動が遅滞なく機能していることの確認。 <p>[結果]</p> <p>指摘事項なし</p>	保安検査官 2 名
2 月 13 日 ～15 日	<p>[重点事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総則 ・品質保証活動の評価及び品質保証計画の継続的活動 ・保安教育訓練 ・核燃料物質等の運搬 ・記録及び報告 ・施設編 通則 ・貯蔵の制限 ・施設の管理 <p>[結果]</p> <p>指摘事項なし</p>	保安検査官 2 名

8.3 労働安全衛生法関連設備の検査

平成 17 年度下半期においては、日本クレーン協会茨城検査事務所によるクレーン 12 台の性能検査を受検した。また、日本ボイラー協会茨城検査事務所による第一種圧力容器 6 台の性能検査を受検した。性能検査の結果、全て異常は認められなかつた。

これら設備の検査受検実績を表 8-3-1 に示す。

表 8-3-1 労働安全衛生法関連設備の検査受検実績

受 檢 日	設 置 場 所	検査証番号	備 考
クレーン	平成 17 年 11 月 16 日 第 2 アスファルト固化体貯蔵施設	5377	
		5378	
		5379	
	平成 17 年 11 月 25 日 高放射性廃液貯蔵場	5321	
		5322	
		5323	
平成 18 年 1 月 18 日	アスファルト固化体貯蔵施設	5038	
平成 18 年 1 月 26 日	再処理施設 ユーティリティ施設	5837	
平成 18 年 1 月 30 日	再処理施設 分離精製工場	4604	
第一種圧力容器	平成 18 年 2 月 10 日 プルトニウム燃料第 3 開発室	5654	
		5655	
平成 18 年 2 月 24 日	再処理センター車庫	43138	
平成 17 年 12 月 22 日 再処理施設 脱硝施設	3401		
	3402		
	2420		
再処理施設 分離精製工場	4303		
平成 18 年 1 月 13 日 再処理施設 分離精製工場	4312		
	4313		

8.4 消防法、高圧ガス関連

(1) 消防法に基づく立入検査

消防法第4条及び第16条の5の規定に基づく東海村消防本部予防課による防火対象物及び危険物施設に対する立入検査が平成18年2月14日～16日に実施された。検査対象施設は防火対象物55施設、危険物施設44施設であり、うち11施設は危険物施設と防火対象物を兼ねた検査が実施された。

検査の結果、防火対象物については文書指導1件及び口頭指導12件、危険物施設に対する不備欠格事項等はなかった。口頭指導に対しては直ちに改善処置を行うとともに文書指導事項（感知器の未警戒区域）に対しては改修報告書を2月24日に提出した。検査対象となった危険物施設の一覧を表8-4-1に示す。

表8-4-1 東海村消防本部による立入検査対象施設（危険物施設）

施設名称		
一般取扱所	再処理施設中間開閉所	再処理施設中間開閉所屋外
	CPF発電機室	CPF東側
	焼却施設	低放射性廃棄物処理技術開発施設 発電棟
	再処理施設第2中間開閉所	再処理施設第2中間開閉所北東屋外
	分離精製工場・除染場	非常用予備発電棟屋外
	応用試験棟	プルトニウム燃料ユーティリティ棟屋外
	第1低放射性固体廃棄物貯蔵場	プルトニウム廃棄物処理開発施設屋外
	非常用予備発電棟	ガラス固化技術開発施設屋外
	プルトニウム燃料ユーティリティ棟	地層処分放射化学研究施設屋外
	中央運転管理室	再処理施設ユーティリティ施設屋外 クオリティ屋外
屋内貯蔵所	地層処分放射化学研究施設屋外発電機室	廃棄物処理場地下(2箇所)
	再処理施設ユーティリティ施設内非常用発電機室(1)	スラッジ貯蔵場東側(2箇所)
	再処理施設ユーティリティ施設内非常用発電機室(2)	廃溶媒貯蔵場(4箇所)
	クオリティ発電棟	廃溶媒処理技術開発施設(4箇所)
	低放射性廃棄物処理技術開発施設 発電棟	J棟付属機械室屋外 廃棄物処理場屋外(2箇所) ウラン系廃棄物焼却場屋外 中央運転管理室屋外(3箇所) 一般廃棄物処理施設屋外
	技術管理第3棟脇	低放射性廃棄物処理技術開発施設
屋外貯蔵所	プルトニウム燃料第1開発室(油脂庫)	
	プルトニウム燃料危険物屋内貯蔵庫	
	油脂庫	
	廃油保管庫	
	分析所西側薬品貯蔵庫	
	A棟裏(危険物屋内貯蔵所)	
	安全管理棟脇(第4類危険物倉庫)	

(2) 高圧ガス保安法に基づく保安検査

高圧ガス保安法に基づく検査は、茨城県冷凍設備保安協会による冷凍高圧ガス製造施設の保安検査及び施設検査が平成17年12月13日、14日に実施された。保安検査の対象施設は1施設、施設検査の対象施設は23施設で、指摘事項はなく平成18年1月16日付で、保安検査証及び施設検査証が交付された。

保安検査対象となった施設の一覧を表8-4-2に、施設検査対象施設の一覧を表8-4-3に示す。

表8-4-2 冷凍高圧ガス製造施設 保安検査対象施設

施設名称
プルトニウム燃料附属機械室

表8-4-3 冷凍高圧ガス製造施設 施設検査対象施設

施設名称	
安全管理棟東棟	安全管理棟西棟
展示館	プルトニウム転換技術開発施設
プルトニウム燃料第三開発室	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設
ガラス固化技術開発施設	廃溶媒処理技術開発施設
地層処分放射化学研究施設	焼却施設(2施設)
H棟	高放射性廃液貯蔵場
A棟	再処理技術管理棟
M棟	第二低放射性固体廃棄物貯蔵場
第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設
応用試験棟	プルトニウム燃料集合体貯蔵庫
高レベル放射性物質研究施設	L棟ターボ冷凍機

8.5 その他立入調査等

(1) 原子力安全協定に基づく茨城県等による平常時立入調査

平成 17 年度の平常時立入調査は、平成 18 年 2 月 7 日に茨城県、東海村、日立市、常陸太田市及び那珂市から計 11 名の調査員によりヒヤリングによる書類確認及び現場確認が行われた。

書類確認項目及び現場確認対象施設は以下のとおりである。なお、現場確認対象施設については調査当日に指定するという方法で行われた。

(書類確認項目)

- ① 不具合の未然防止活動状況
 - ア. 品質保守活動の継続的改善状況 (PDCA サイクルの定着／実績)
 - イ. 設備の安全確保に係る技術／技能の維持状況 (経験、知識水準の低下防止)
- ② 人身障害の未然防止活動状況 (放射線／労働安全の継続的維持)
- ③ 放射性廃棄物の保管管理状況
- ④ 運転中施設の保安管理状況

(現場確認対象施設)

- ① 放射性廃棄物の保管管理状況
 - イ. 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (再処理施設)
 - ロ. 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (再処理施設)
 - ハ. ガラス固化技術開発施設 (再処理施設)
 - ニ. ウラン系廃棄物貯蔵施設
 - ホ. 第 2～第 6 廃棄物倉庫
 - ヘ. プルトニウム廃棄物貯蔵施設
- ② 運転中施設の保安管理状況
 - イ. ガラス固化技術開発施設 (再処理施設)
 - ロ. M 棟 (ウラン廃棄物処理設備)

調査の結果、「今後とも安全第一を旨として事業を運営されたい。」との講評があり、以下の指摘及び要望事項があった。

- ① M 棟において、一部点検結果の記載もれが確認された。点検漏れがないように十分確認すること。
- ② 第 2～第 6 倉庫の廃棄物について、新しい倉庫に移管、整理されるよう要望する。

9. 外部機関との協力

9.1 原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）

東海ノア協定は、東海村、那珂町（現：那珂市）、大洗町、ひたちなか市及び旭村（現：鉾田市）に所在する原子力事業所で平成12年1月に締結した安全協力協定であり、JC0の臨界事故を教訓として安全文化の醸成及び事故時の相互協力等を目的に設置されたものである。発足当時は21事業所であったが、加盟事業所のうち1事業所が平成17年3月31日付けで解散したことに伴い平成17年度からは20事業所となっている。

17年度下半期は17年度上半期に引き続き、安全協力委員会、幹事会への出席、公開講座等の紹介・参加者とりまとめ等を行った。17年度下半期の活動実績（サイクル研究所関係分）を表9-1-1に示す。

表9-1-1 東海ノア協定活動実績

実施日	活動項目	概要等
11月8日	公開講座 (紹介)	・JAEAサ研主催「科学的根拠に基づく健康管理」 ・加盟事業所参加者：7事業所7名
12月12日	第32回幹事会	幹事の保安管理部長が出席。主な議題は以下のとおり ① 運営要領の改正について ② 総合訓練実施計画について ③ 第2回自主保安点検協力活動の実施について
1月31日	総合訓練	・東大大学院原子炉室の火災を想定した通報召集訓練 ・サ研からの参加者：11名
3月3日	第33回幹事会	幹事の保安管理部長が出席。主な議題は以下のとおり ① 平成17年度活動状況について ② 平成18年度活動基本計画について
3月7日	訓練視察 (紹介)	・JAEAサ研主催再処理施設非常事態訓練 ・加盟事業所参加者：5事業所5名
3月16日	第14回安全協力委員会	副委員長の所長が出席。主な議題は以下のとおり ① 平成17年度活動状況報告 ② 平成18年度活動基本計画について

9.2 ニュークリアセイフティネットワーク（NS ネット）

NS ネットは、JC0 事故を教訓として日本国内の電力会社を中心とした原子力事業者が原子力安全文化の向上を目指した活動を行うこととして、平成 11 年 12 月に発足し、サイクル機構は加盟法人として NS ネットが行う各種の活動に参加・協力してきたが、平成 17 年 4 月 13 日付けで設立された「（有限責任中間法人）日本原子力技術協会」の事業部としてその活動を引き継いでいる。

17 年度下半期における NS ネット活動の参加実績を表 9-2-1 に示す。

表 9-2-1 NS ネット対応実績

開催日等	内 容 等	備 考
11 月 17 日	第 10 回管理者セミナー（東京） ① 「ヒューマンファクターと安全文化」 （関東学院大学教授 労働科学研究所 研究主管） ② 「事故の失敗から学ぶ～安全への企業風土～」 （JR 東日本パーソナルサービス 研修事業部長）	サイ研から 1 名参加
3 月 14 日	職場の安全風土調査結果フォローアップ • 平成 14～16 年度にかけて実施した JNC 東海事業所 及び全会員の調査結果について、NS ネット事業部が 当研究所を訪問し、報告と意見交換を実施	所幹部等 16 名出席

9.3 防災関係機関

先のJC0事故を契機に、防災業務に携わる機関において原子力災害に対する関心が高まり、これらの機関から研修等の受入れ要請が寄せられている。今期も上期に引き続き、各機関の要請に対し施設見学や放射線測定器・防護器材取扱方法等について研修を行なった他、先方の要望に応じて講師派遣等を実施した。

17年度下期における消防関係機関等の研修、見学受入れ及び講師派遣実績を表9-3-1に示す。

表 9-3-1 研修受入れ及び講師派遣実績

実 施 日	実 施 内 容	備 考
11月 19日	県消防学校救助科へ講師派遣	6名
11月 2日	県消防学校救助科・火災救助訓練(ASP、エントリ一前)	44名
11月 30日	消防大学校 NBC 対策コースへ講師派遣	1名
12月 2日		1名
12月 7日	消防大学校 NBC 対策コース「放射線測定実習・ASP 見学」	50名
2月 10日	地方公共団体及び地元防災関係機関等の視察・研修会	24名
2月 14日		19名
2月 17日		28名
2月 13日	消防大学校警防科へ講師派遣	2名
3月 6日	県消防学校特殊災害科へ講師派遣	4名
3月 10日	県消防学校特殊災害科へ講師派遣	1名

10. 教育訓練・資格取得

10.1 試験・講習会

各施設において業務を行う上で必要な労働安全衛生法等に係る資格等については、安全対策課において資格取得に係る試験及び技能講習会等の案内及びとりまとめを行っている。

17年度下半期における資格試験及び講習会の申込及び受講実績を表 10-1-1 に示す。

表 10-1-1 試験・講習会参加実績

(1/3)

試験・講習会名	主 催 者	実 施 日	受験又は受講者数
危険物取扱者試験	消防試験研究センター	10/2	15 名
消防設備士定期講習会	茨城県消防設備協会	10/6	2 名
消防設備士定期講習会	茨城県消防設備協会	10/13	3 名
第一種電気工事士定期講習会	製品評価技術基盤機構	10/13	2 名
ボイラー実技講習	日本ボイラ協会茨城支部	10/15～22	1 名
ボイラー実技講習	日本ボイラ協会茨城支部	10/15～30	1 名
環境計量士(騒音・振動関係)受験対策講習会	公害防止協会	10/16～ 18.1/15	1 名
平成 17 年度甲種防火管理者講習会	東海村消防本部	10/20	3 名
消防設備士定期講習会	茨城県消防設備協会	10/27	1 名
危険物取扱者試験	消防試験研究センター茨城県支部	10/30	1 名
二級イラー技士受験準備講習会	日本ボイラ協会茨城支部	10/31～ 11/2	3 名
危険物取扱者保安講習	茨城県危険物安全協会連合会	11/10	1 名

(2/3)

試験・講習会名	主 催 者	実 施 日	受験又は受講者数
高圧ガス製造保安責任者試験（一種冷凍機械、乙種冷凍機械）	茨城県高圧ガス保安協会	11/13	2名
高圧ガス製造保安責任者試験（二種冷凍機械）	茨城県高圧ガス保安協会	11/13	2名
高圧ガス製造保安責任者試験（一種冷凍機械、乙種冷凍機械）	茨城県高圧ガス保安協会	11/13	2名
高圧ガス製造保安責任者試験（三種冷凍機械）	茨城県高圧ガス保安協会	11/13	1名
高圧ガス製造保安責任者試験（丙種化学）	茨城県高圧ガス保安協会	11/13	2名
放射線安全管理講習会	原子力安全技術センター	11/15	6名
5t未満のクレーン運転の業務に係る特別教育	水戸労働基準協会	11/18～20	1名
第2回安全文化セミナー	電力中央研究所	11/25	1名
化学設備第一種圧力容器取扱主任者技能講習	日本ボイラ協会茨城支部	12/6～8	4名
フォークリフト運転技能講習	茨城労働基準協会連合会	12/5～8	3名
放射線安全管理講習会	原子力安全技術センター	12/15	5名
OHSMSの考え方を導入した「安全衛生管理計画」のたて方研修会	中央労働災害防止協会	1/13	1名
有機溶剤作業主任者技能講習会	茨城労働基準協会連合会	1/23～24	2名
危険物取扱者保安講習	茨城県危険物安全協会連合会	2/6	10名
危険物取扱者試験	消防試験研究センター 茨城県支部	2/12	3名

(3/3)

試験・講習会名	主 催 者	実 施 日	受験又は受講者数
高圧ガス製造保安責任者講習会及び検定試験（三種冷凍機械）	高圧ガス保安協会	2/14～3/5	1名
第一種圧力容器の定期自主検査基準に関する講習	日本ボイラ協会茨城支部	2/15	3名
高圧ガス乙種機械講習会	茨城県高圧ガス保安協会	2/15～17	2名
玉掛け技能講習会	茨城労働基準協会連合会	2/16～19	3名
高圧ガス製造保安責任者講習会及び検定試験（二種冷凍機械）	高圧ガス保安協会	2/21～3/5	2名
特定化学物質等作業主任者技能講習	茨城労働基準協会連合会	2/21～22	1名
高圧ガス製造保安責任者講習会（二種冷凍機械）	茨城県高圧ガス保安協会	2/21～2/23	1名
床上操作式クレーン運転技能講習	水戸労働基準協会	3/9～12	1名

10.2 作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育、作業責任者等更新教育及び保安管理部保安立会要領教育

(1) 現場責任者等教育

作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育（新規者等対象）を、原則として月1回の頻度で実施した。また、認定の有効期限切れに伴う教育（更新教育）も原則月1回の頻度で実施した。教育実績を以下の表10-2-1に示す。

表10-2-1 現場責任者等教育実績

実施日	実施場所	受講者数	合格者 (合格率)	備考
10月17日	図書研修合同棟3階講義室	17名	17名 (100%)	
10月17日	図書研修合同棟3階講義室	26名	26名	更新
11月24日	図書研修合同棟3階講義室	51名	50名 (98.0%)	
11月24日	図書研修合同棟3階講義室	39名	39名	更新
12月16日	図書研修合同棟3階講義室	41名	41名 (100%)	
12月16日	図書研修合同棟3階講義室	26名	26名	更新
1月26日	図書研修合同棟3階講義室	40名	40名 (100%)	
1月26日	図書研修合同棟3階講義室	23名	23名	更新
2月20日	図書研修合同棟3階講義室	31名	31名 (100%)	
2月20日	図書研修合同棟3階講義室	13名	13名	更新
3月23日	図書研修合同棟3階講義室	8名	8名 (100%)	
3月23日	図書研修合同棟3階講義室	25名	25名	更新

注) 現場責任者等の新規教育では理解度確認を実施し、一定の理解度が得られたものを合格者としている。

(2) 作業責任者等更新教育

作業責任者認定制度に基づく作業責任者等更新教育については、各部センターの RST トレーナーの協力を頂き、平成 17 年度下半期は 1 回の教育を実施した。教育実績を以下の表 10-2-2 に示す。

表 10-2-2 作業責任者等教育実績

実施日	実施場所	受講者数	合格者 (合格率)	備 考
1月 10 日	図書研修合同棟 3 階講義室	16 名	16 名 (100%)	

注) 作業責任者等の更新教育では理解度確認を実施し、一定の理解度が得られたものを合格者としている。

(3) 保安管理部保安立会要領教育

平成 17 年度下半期は、作業責任者認定制度に基づく保安管理部現場責任者教育は実施しなかった。

11. 事故・トラブル等

11.1 法令報告事象

17年度下半期において、法令報告及び軽微事象（RI施設）に該当する事故・トラブルの発生はなかった。

11.2 法令報告未満のトラブル事象等

17年度下半期における法令報告未満のトラブル事象等は、再処理施設3件（C情報）、使用施設2件（C情報）の計5件であった。

法令報告未満のトラブル事象等の一覧を表11-2-1に示す。トラブル事象等の概要については、表8-1-5を参照されたい。

表11-2-1 法令報告未満トラブル一覧

No.	件名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
1	Pu-3 粉末調整室(1)における退出時の汚染検出	H18.1.16 (月) 16:00頃	Pu-3 粉末調整室(1) (FP101)	C	
2	廃棄物処理場のセル漏洩検知ポットの液位上昇	H18.1.28 (土) 7:15頃確認	再処理廃棄物処理場廃液受取セル (R019)等	C	プレスあり
3	分析操作における非放射性硝酸の顔への飛散	H18.1.31 (火) 11:00頃	再処理 分析所中放射性分析室(G108)	C	
4	ウランストリップ液の流量低下に伴う抽出工程の停止	H18.2.13 (月) 19:40頃	再処理 分離精製工場	C	
5	退出時のサーベイにおける靴底からの汚染検出	H18.3.6 (月) 14:13頃確認	Pu-1 セラミック室 (R-125)	C	

11.3 負傷報告

(1) 負傷災害実績

17年度下半期は、サイクル研究所全体で3件の負傷災害（内軽微負傷2件）が発生した。概要を表11-3-1に示す。

表 11-3-1 負傷事象の概要

No.	項目	内容等
1	件名	電動ドリルによる左手中指先端の負傷
	発生日時	平成17年12月7日（水）10時40分頃
	発生場所	工学試験棟 工学試験室 電気炉エリア（管理区域外）
	所属	再処理技術開発センター 技術開発部 ガラス固化技術科
	身分	職員 36才
	発生状況	試験用小型電気炉を用いる試験準備での電源ケーブル結線作業において、圧着端子の穴が小さかったため、左手で圧着端子を持ち、電動ドリルで穴を広げる作業をしていたところ、ドリルにケーブルが巻きつき負傷した。
	負傷状況	左手中指先端の切り傷と爪のはがれ 休業なし
	原因	1. 作業方法の誤り：基本動作に対する意識・知識不足 2. 不適切作業のチェック不足：不十分な計画作業、KY・TBMの実施と作業時指差呼称の徹底
	再発防止策	1. 基本動作に係る教育（共通安全作業基準に係るものを含む）の実施、保安教育・講座等への参加及び課員への情報共有の促進 2. 立案時：リスクアセスメントの徹底、専門家との相談、計画外事象発生時の作業中断及び作業方法の見直しの作業計画への記載 作業時：作業前のKY、TBM実施と作業時指差呼称の徹底

No.	項目	内 容 等
2	件 名	分析操作における非放射性硝酸の顔への飛散（軽微負傷）
	発生日時	平成 18 年 1 月 31 日（火）11 時 00 分頃
	発生場所	再処理施設 分析所 中放射性分析室（管理区域内）
	所 属	再処理技術開発センター 施設管理部 分析第 1 課
	身 分	協力会社員 23 才
	発生状況	放射性硝酸を分析セル内へ供給する定量ピペットからテフロンチューブを介して注入操作をしていたところ、ピペットの接続部からテフロンチューブが外れ、硝酸が右側顔面に飛散した。
	負傷状況	右顔面（眼科医の診察の結果異常なし） 休業なし
	原 因	1. 定量ピペットとテフロンチューブの接続が不十分であったこと及びピペットの送液操作が早すぎたことから、接続部に圧力が加わり外れた。
	再発防止策	1. 定量ピペットとテフロンチューブをテープで外れないように固定した 2. ピペット前面にカバーを取り付け飛散時の被害を最小限にした 3. 作業前KYにて定量ピペットとテフロンチューブの接続状態の確認を実施する

No.	項目	内容等
3	件名	作業員の負傷
	発生日時	平成 18 年 2 月 21 日 (火) 11 時 05 分頃
	発生場所	再処理施設 分離精製工場 濃縮ウラン機械処理セル操作区域 (管理区域内)
	所属	再処理技術開発センター 処理部 前処理課
	身分	協力会社員 37 才
	発生状況	マニプレータを載せた架台の移動に備え、架台の点検を中腰の姿勢で行っていたところ、頭上にある配管サポート部の角にグリーン帽子の上から頭部ぶつけ負傷した。
	負傷状況	頭部裂傷 休業なし
	原因	1. 当該作業を中腰の姿勢で行っており、頭上に配管サポートがあることは認識していたが目測を誤り立ち上がったため
	再発防止策	1. 当該作業に関してはリスクアセスメントを実施していなかったため、以後はリスクアセスメントを行い、ヘルメット着用等の必要な対策・処置を実施する

(2) 平成 17 年度負傷災害のまとめ

サイクル研究所における平成 17 年度の負傷の発生件数は、計 4 件と平成 16 年度よりも 8 件減少となった。図 11-3-1～図 11-3-4 に平成 17 年度負傷災害のグラフを示す。

発生件数については、負傷報告（外部医療機関で処置を受けたもの）が 2 件、軽微な負傷報告（保健室または現場で処置を行ったもの）が 2 件であった。負傷による休業等から分類すると、全ての事象が不休業災害であった。

発生原因としては、不安全行動（ヒューマンエラー、思い込みを含む）によるものが 3 件、不安全状態が 1 件であった。

サイクル研究所においては、KY・TBM の徹底や労働安全マネジメントシステムに基づく取組み等により、平成 17 年度は前年度比 8 件の減少となり、過去最低件数

となった。今後も継続して、現場や建設工事現場での作業はもちろんのこと、階段での昇り降りなど日常行動の中での不安全状態や不安全行動にも注意を向け、負傷事故の撲滅に向けて更に取り組んでいく必要がある。

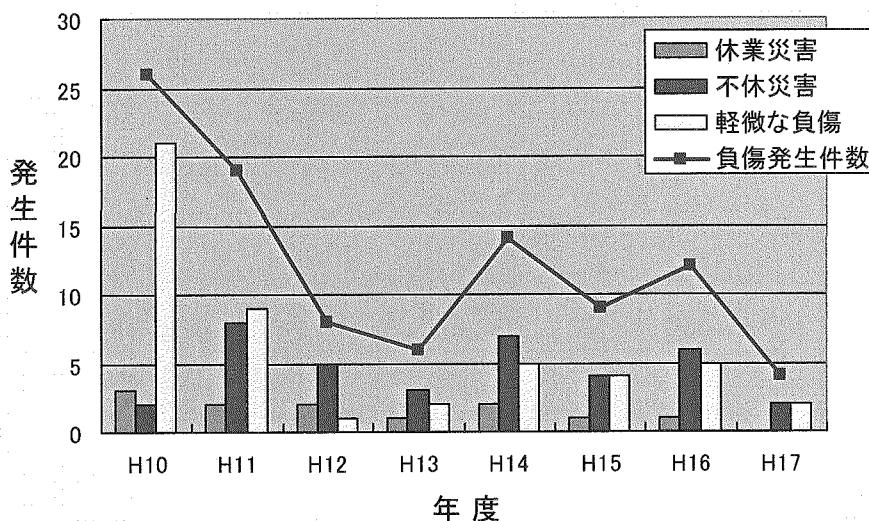


図 11-3-1 年度別負傷発生状況

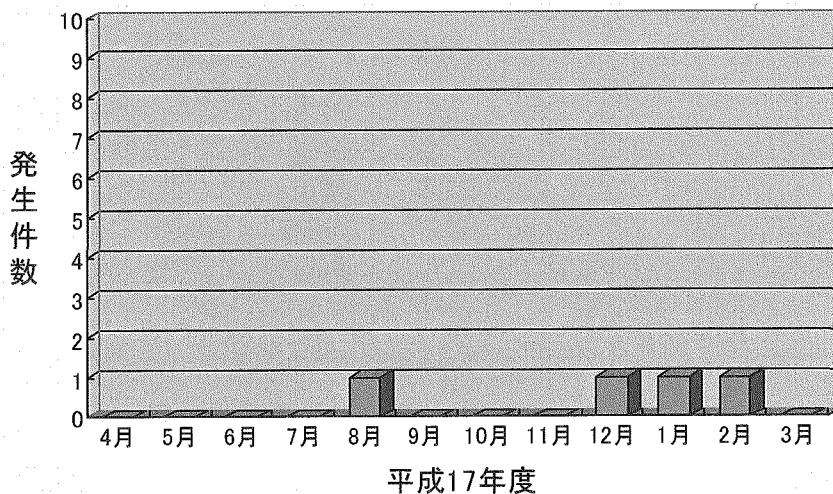


図 11-3-2 月別負傷発生状況

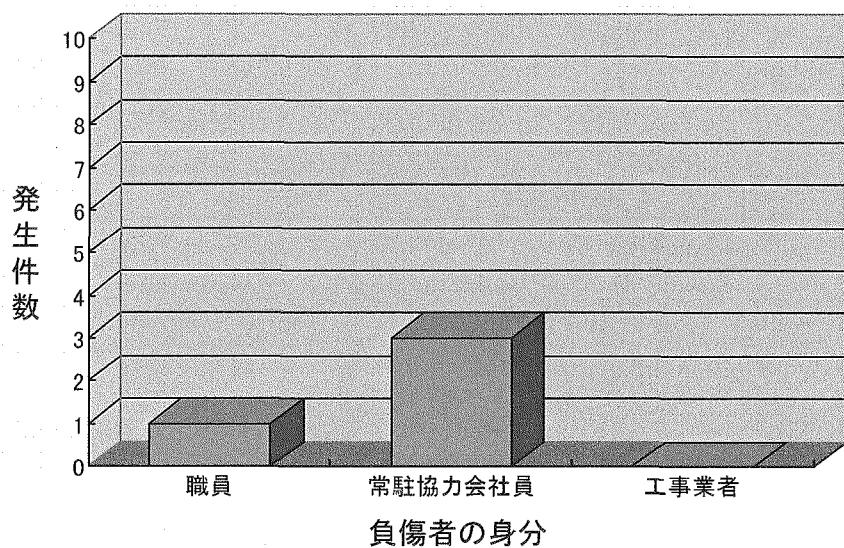


図 11・3・3 負傷者の身分

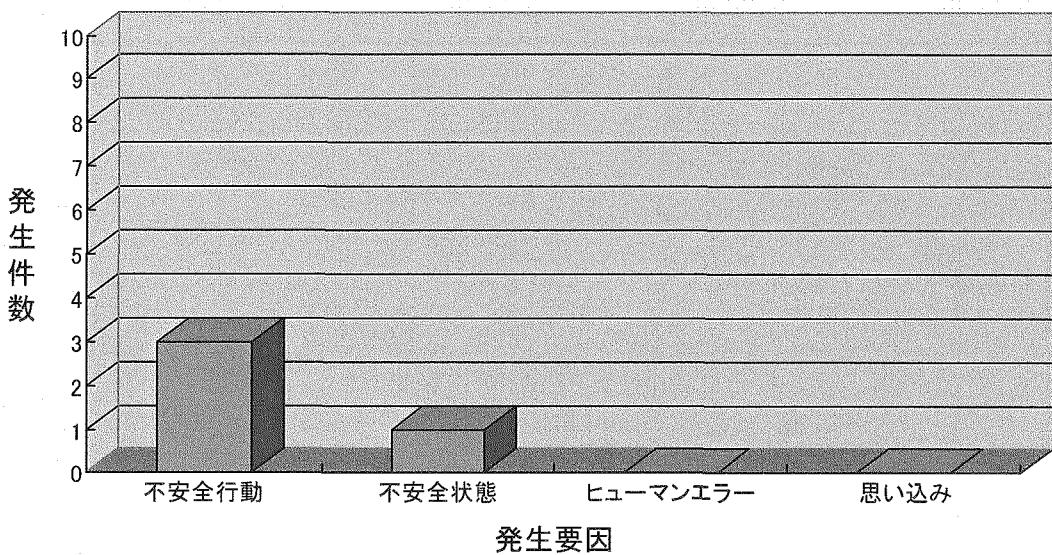


図 11・3・4 負傷の発生要因

(3) 救急車要請事例のまとめ

平成 17 年度に発生したサイクル研究所における救急車要請事例は、計 3 件であった。3 件とも体調不良等の事例であった。表 11-3-2 に救急車を要請した事例を示す。

表 11-3-2 平成 17 年度 救急車要請事例一覧

発生日	発生施設等	状況	備考
17. 06. 20	Pu センター	Pu-3 分析物性室で作業中の協力会社員が分析試料の調整作業中に気分が悪くなり体調不良を訴えたため、同室作業者が救急車を要請。	
17. 11. 8	Pu センター	Pu プレハブ建屋において、IAEA 査察官がミーティング中に腹部及び背中の痛みを訴え動けなくなつたため、救急車を要請。	
17. 12. 19	再処理センター	分析所第 1 洗濯室において、洗濯物の回収作業を行っていた協力会社員がしゃがみこむようにして倒れたため、救急車を要請。	

12. おわりに

17年度下半期を概括すると、法令報告未満のトラブル等は再処理施設3件(C情報)、使用施設2件、(C情報)の計5件であった。また負傷災害の発生は、労働安全マネジメントシステムに基づく取組み等によって前年度と比べ8件減少となり、過去最低件数を記録した。これらのトラブル・負傷については、そのつど安全ニュースや安全衛生瓦版を発行して周知と注意喚起に努めているが、今後も負傷災害撲滅に向けた地道な活動が必要である。

This is a blank page.

付録目次

付録-1	業務実績カレンダー	127
付録-2	保安管理部の組織・人員（平成18年3月31日現在）	133
付録-3(1)	全国労働衛生週間を迎えるにあたって（理事長）	134
付録-3(2)	全国労働衛生週間を迎えるにあたって（所長）	135
付録-4	平成17年度 核燃料サイクル工学研究所 安全衛生 活動の施策－安全衛生管理に関する実施計画－	136
付録-5(1)	平成17年度（下期）業務報告表	137
付録-5(2)	保安管理部 目的及び目標達成度報告書	140
付録-5(3)	平成17年度 品質目標リスト・実績	143
付録-5(4)	平成17年度 安全衛生管理基本方針に基づく活動状況 について	144
付録-6(1)	平成18年度 業務目標リスト	147
付録-6(2)	平成18年度 保安管理部 OHSMS/EMS 目標リスト	149
付録-6(3)	平成18年度 品質目標リスト・実績	152
付録-6(4)	平成18年度 核燃料サイクル工学研究所 安全衛生 管理に関する実施計画	153
付録-7	改正労働安全衛生法	154
付録-8	サイクル機構における保安教育訓練管理手法の 整備について	160

This is a blank page.

業務実績カレンダー（10月）

日	安全対策課	危機管理課	施設安全課	備考
1				日本原子力研究開発機構発足
2				
3	茨城県産業衛生大会		課会・安全衛生委員会	新法人設立式典
4				
5	衛生管理者会議	月例訓練	課内保安教育	
6	安全主任者会議		核燃料物質使用変更届提出	
7				
8				
9				
10		PP担当者会議、PP検査官研修対応、県消防学校訓練打ち合わせ		
11		全社PP管理者会議		
12				
13		原安センターPP調査対応（正門警備所見学）、核管センターPP調査対応（正門警備所、防災管理棟見学）	OHSMS/EMS基本規則及び要領書改訂等に伴う各部・センター担当者打合せ	
14				
15				
16				
17	現場責任者教育			
18			原子力損害賠償補償契約に係る調査報告	
19	所外安全衛生委員会	震度4地震発生対応（震源：茨城県沖）		
20	保安部協議会			
21			管理者ハピトロール	
22				
23	高圧ガス（一般）（冷凍）保安教育	月例訓練（その2）	高圧ガス保安促進週間（～29日）	
24	高圧ガスボンベ取扱いの研修会			
25	部安全衛生委員会		RIの許可使用に係る氏名等の変更届	
26	県主催高圧ガス保安講習会参加			
27	全国産業安全衛生大会口頭発表			
28	技術管理第1棟電気設備定期点検実施		県国民保護協議会委員の選任について県危機管理室に説明	
29			品質保証分科会	
30				
31				

業務実績カレンダー（11月）

日	安全対策課	危機管理課	施設安全課	備考
1	核物質防護教育	PPについての保安院ヒヤリング対応		品質保証活動強化月間実施中（～30日）
2		輸送事故対応訓練、県消防学校訓練	OHSMS/EMS方針（下期版）等の配布	
3				
4				
5				
6	安全主任者会議 安推協事務局連絡会 7セスナ機上空飛行（計7回）に係る関係機関 への通報対応	PuセンターA情報対応（救急車要請） 県拨打通報訓練報告会参加		
7				
8	茨城県平成17年度平常時立入調査実施計画説 明会	防火講習会		使用施設保安検査（～11日）
9	衛生管理者会議			
10	全所安全管理担当課長会議	使用施設保安検査対応		
11	安推協総会及び定例会 使用施設保安検査対応			
12				
13				
14	ヘリコプター上空飛行に係る関係機関への通 報対応	機構訓練モニタ全体会議	部品質保証推進委員会	
15	県平常時立入調査に係る各部・センターアジャスト メント	MEXT PP規定等説明会 ふげん使用済燃料輸送事故対応訓練	監査員会議	
16	所安全衛生委員会、クレーン性能検査	原子力科学研究所非常事態訓練	核燃料物質使用保安規定変更申請（案）ヒ アリング	
17	主任者等連絡会	危機管理担当課長会議、17年度防災訓練WG		
18	保安部協定改正説明会	核物質防護担当課長会議	管理者ハトロール	
19				
20				
21	東濃排水問題説明会	「常陽」燃料輸送	品質保証講演会、監査員リーダー会議	再処理保安検査（～12月9日）
22				
23				
24	内部監査員スキルアップ研修、現場責任者教育	人形岐加工施設非常事態訓練	監査員スキルアップ教育	
25	クレーン性能検査			
26				
27				
28	部安全衛生委員会		課会・安全衛生委員会	
29				
30	県平常時立入調査に係る第2回所内打合せ		所安全専門委員会対応	

業務実績カレンダー（12月）

日	安全対策課	危機管理課	施設安全課	備考
1				
2	核物質防護委員会			
3				
4				
5 安全主任者会議	新規配属者研修			OHSMS/EMS・使用施設内部監査（～13日）
6	OHMS/EMS内部監査対応 MEXT副大臣来訪警備対応			
7 機構内水平展開に係るTV会議 OHMS/EMS内部監査対応	消防大学校NBCコース研修・見学（ASP）	監査員会議		
8 健生管理者会議及び保安部関係施設の衛生巡視	定期保安教育			
9				
10				
11				
12 OHMS/EMS内部監査対応	定期保安教育、中央PP委員会分科会	監査員会議		
13 臨時安全主任者会議				
14 冷凍高压ガス保安検査対応	所防災訓練、会計検査院防災管理棟見学対応	原子力安全監査（12/14～20）		
15 保安部協議会・パトロール対応		放射線安全管理講習会（2名）	年末年始無災害運動（～1月15日）	
16 現場責任者教育		許認可・品質保証担当者（TV会議）		
17		核燃料物質使用保安規定変更申請（案）ヒアリング		
18				
19 原子力安全監査対応	原子力安全監査対応 第2回 中央PP委員会分科会 再処理センターA情報対応（緊急車要請）	OHMS/EMS監査員リーダ会議		
20 安全管理担当課長会議		部QA委員会		
21 所安全衛生委員会	千葉公安調査事務所視察対応（7名）	核燃料物質使用変更許可申請 施設検査申請		
22 第一種圧力容器性能検査	危機管理講演会（管理監督者）	原科研への保安活動（リスクアセスメント）の紹介		
23	第3回中央PP委員会分科会			
24				
25				
26 部安全衛生委員会、課会	中央PP委員会	品質保証分科会		
27				
28				
29				
30				
31				

業務実績カレンダー（1月）

日	安全対策課	危機管理課	施設安全課	備考
1				
2				
3				
4				年頭式典
5				
6	東京消防庁出初式見学 PP分科会（防護措置等検討委員会）対応			
7				
8	東海村消防出初式			
9				
10				
11				
12	衛生管理者会議		品質保証分科会	従業者パトロール
13	安全主任者会議、原科研J-PARK見学、第一種 圧力容器性能検査		敦賀地区労働安全衛生マネジメントシステム導入に伴う協力	
14				
15				部通報車格訓練
16	PP担当者会議 応急対応訓練会議、云門営業部丸太下入 応急連絡会議、内勤組合士会、内勤組合士会		使用施設保安規定の品質保証記載事項の具 体化に係る説明会	
17	所安全衛生委員会、消防立入検査に係る所内 打合せ、クレーン性能検査		原子力安全監査対応（本部部門）	
18	保安部協議会			
19	アベスト工事発注に係る打合せ			
20	作業責任者等更新教育		使用施設内部監査員全体会議	
21				
22				
23	部安全衛生委員会			使用施設保安規定の変更申請
24				ISO14001：2004年版改定概要説明会
25				所安全専門委員会
26	現場責任者等教育、クレーン性能検査、 現工ネ委員会		敦賀地区への労働安全衛生マネジメントシステム導入に伴う協力（本部）	
27	PP担当者会議		品質保証分科会	
28				
29				
30	クレーン性能検査	再処理セシスターC情報対応（液位上昇）、 緊急被ばく医療に係る打ち合わせ	品質保証委員会	部品質保証推進委員会、第2回環境報告書・ 拠点担当者会議、放射線障害予防規定の変 更申請事前ヒヤリング
31		再処理セシスターC情報対応（硝酸の顔への飛 散）、NOAH召集訓練対応		

業務実績カレンダー（2月）

日	安全対策課	危機管理課	施設安全課	備考
1				OHMS/EMS定期審査(～3日)
2	PP委員会			
3	安推協事務局連絡会			
4				
5				
6	安全主任者会議	防火対策委員会		
7	茨城県平常時立入調査対応	県国民保護計画に関する講演会		
8	教職員改正対応に係る懇内打合せ			
9	監督者安全部会議			
10	衛生管理者会議			
11	監督者安全教育講師			
12	10クレーン性能検査	自治体等の防災関係者に対する視察研修会	所安全専門委員会	
13	保安管理部保安立会要領教育			
14	基発第580号に基づく定期報告（第3四半期分）の労基署提出	再処理センターコ情報対応（抽出工程停止）、自治体等の防災関係者に対する視察研修会、原科研緊急被ばく医療訓練見学	マネジメントレビューの実施	使用施設保安検査（～15日）
15	所安全衛生委員会			東海村消防本部立入調査（～16日）
16	保安部協議会	月例訓練	部品質保証推進委員会	
17	安推協定例会	自治体等の防災関係者に対する視察研修会	品質保証分科会	
18				
19				
20	改正安衛法説明会参加、現場責任者等教育、 部安全衛生委員会		品質保証委員会	再処理施設保安検査（～3月10日）
21				
22				
23	県PRTR説明会			大洗HTRの補正申請に係る説明会
24	少量RI管理要領書説明会、クレーン性能検査	PP委員会		
25				
26				
27	改正安衛法説明会参加			使用施設保安規定の変更申請ヒヤリング
28	安推協監査打合せ	PP規定申請 緊急被ばく医療搬送訓練対応		

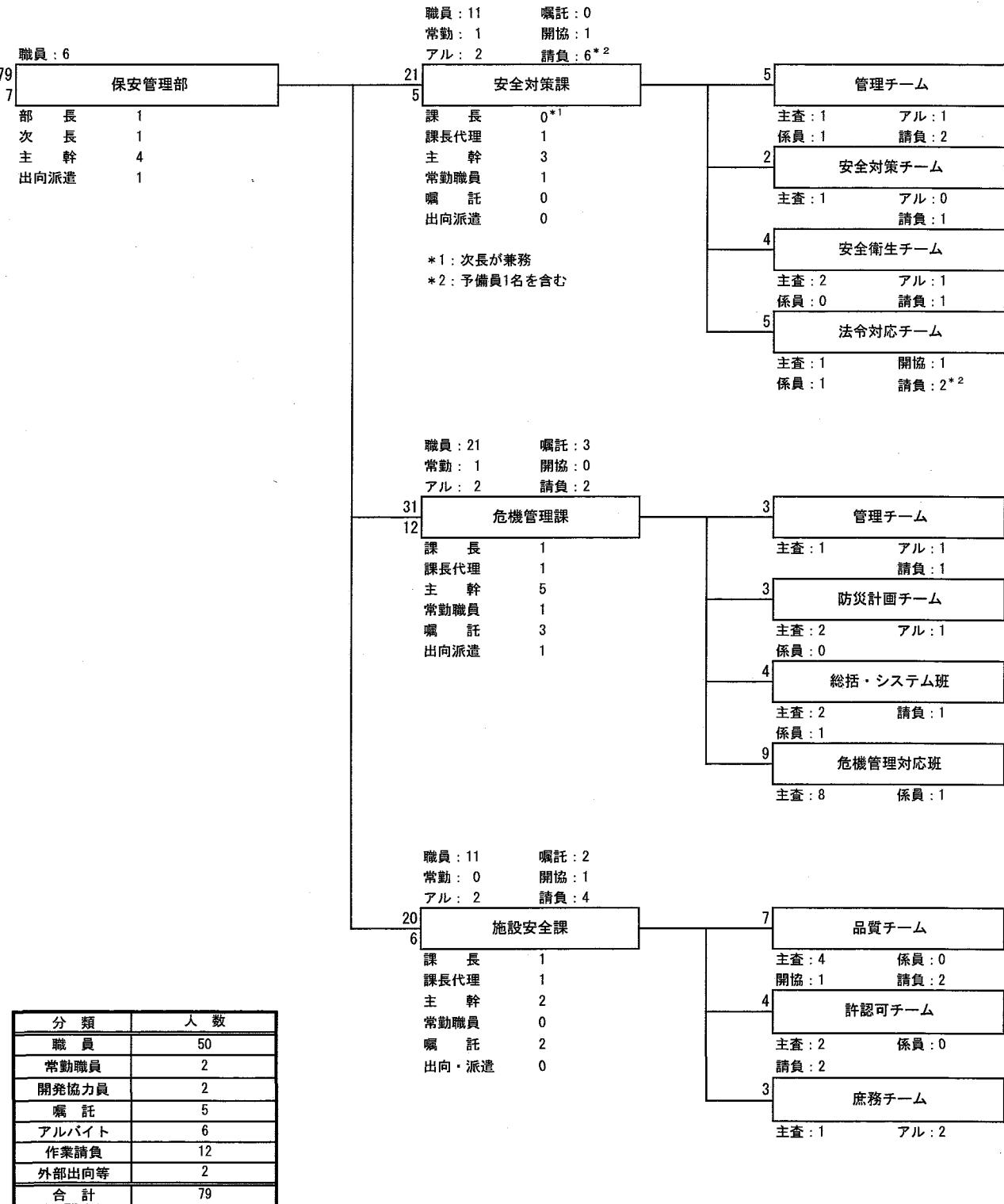
業務実績カレンダー（3月）

日	安全対策課	危機管理課	施設安全課	備考
1	防火講演会	PuセンターC情報対応（汚染）、防災パトロール	サイクル工学・環境技術部安全専門委員会 第4回敦賀地区OHSIS導入検討会	
2	衛生管理者会議			
3	全所安全管理担当課長会議			
4				
5				
6	安全主任者会議、原科研によるサイクル研究会及び安全衛生活動に係る意見交換	PuセンターC情報対応（汚染）、防災パトロール	使用施設保安規定の変更申請ヒヤリング	
7		所非常事態訓練	部品質保証推進委員会、再処理保安規定指導事項（非常時対応計画書体系調整）対応	
8	ダイオキシン類対策部会	警備状況調査対応	理事長によるマネジメントレビュー実施	
9			Puセンター安全専門委員会	
10			環境配慮促進法第4回拠点担当者会 品質保証分科会	
11				
12				
13	安全風土調査結果（防災云々）を助けての意見交換会	危機管理担当課長会	品質保証委員会	
14	主催高王ガス設備経年化対策研修会・保安検査会	防災資機材確認立入	所安全衛生委員会	
15	所安全衛生委員会			
16	第6回保安部協議会			
17	安排協監査結果の所長報告			
18				
19				
20				
21	22環境報告書の配布に係る県説明		所安全専門委員会	
22	現場責任者教育 Puセンター安全推進協議会	緊急被ばく医療連絡会	核燃料物質使用施設保安規定の変更申請 (品質保証に係る改定)に係る認可	
23	安全部会総会		品質保証分科会	日本原子力学会特別セッション
24	安全部消火器取扱訓練			
25				
26	27部安全衛生委員会		品質保証委員会、使用施設保安規定の品質保証に係る改定概要の説明会	
28				
29	課内衛生巡回			
30	PP担当者会議			
31				

付録-2

保安管理部の組織・人員

平成18年3月31日現在



付録-3 (1)

平成 17 年度 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

平成 17 年 10 月 1 日
理 事 長

今年も 10 月 1 日から一週間、「働きすぎていませんか 働き方を見直して 心とからだの健康づくり」をスローガンとして第 56 回全国労働衛生週間が実施されます。

本労働衛生週間の趣旨は、労働衛生に関する意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることにより、全国のあらゆる職場で働く人たちの心身の健康を保持し、また快適な職場環境をつくりだすことにあります。

各事業所においては常日頃からより一層快適で健康な職場を実現するため、労働衛生管理に努力していただいているところであります。

快適な職場環境の実現のためには、職場が安全・快適であり、働く皆さんのが健康であることが一番です。食生活、運動習慣、ストレスなど日常生活で不健康な習慣がないかをこの機会に見直し、積極的に健康づくりに取り組んでいただくことが重要です。

新組織発足に伴う組織変更、異動、業務遂行方式の変更等により、職員の皆さんには色々とご苦労されていることと思います。全国労働衛生週間の諸活動を通じ、機構職員一同、心と体のさらなる健康づくりに努力し、力を合わせて、明るく元気で信頼される「日本原子力研究開発機構」を築いていこうではありませんか。

付録-3 (2)

平成 17 年度 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

平成 17 年 10 月 1 日
核燃料サイクル工学研究所長

10 月 1 日からの一週間、労働衛生に関する意識の高揚と、自主的な労働衛生活動の促進を図るため、平成 17 年度全国労働衛生週間が展開されます。

「働きすぎていませんか 働き方を見直して 心とからだの健康づくり」のスローガンのもとに、新たに発足した核燃料サイクル工学研究所で働く皆さん全員で活動を進めることとします。

各職場においては、働く一人ひとりが健康管理の重要性を認識し、積極的な心とからだの健康づくりを進めるとともに、快適で活力ある職場環境づくりを目指すことや職場の整理・整頓、建物内外の環境美化活動などにも積極的に取り組むことが大切です。

9 月 1 日から労働衛生週間準備期間の活動として、横断幕やポスターの掲示、安全衛生瓦版及び衛生小冊子の発行等を行ってきました。

さらに、本労働衛生週間の行事として、準備期間の活動を継続するとともに少し開催時期が遅れますぐ、11 月 8 日に筑波大学院助教授により「科学的根拠に基づく健康づくりのあり方」と題した講演会を予定していますので皆さんの積極的な参加をお願いします。

平成 17 年度全国労働衛生週間に当たって、皆さん一人ひとりの心とからだの健康づくりと、職場環境の改善への取り組み、快適で明るい職場づくりをお願いします。

平成 17 年度 核燃料サイクル工学研究所 安全衛生活動の施策

—安全衛生管理に関する実施計画—

平成 17 年 10 月
核燃料サイクル工学研究所

平成 17 年 10 月 1 日付けで原子力機構の平成 17 年度安全衛生管理基本方針が示されたことに伴い、核燃料サイクル工学研究所安全衛生活動の施策について検討した結果、旧東海事業所安全衛生活動の施策（上期）と同様の項目を継続することとした。

核燃料サイクル工学研究所においては、継続して、本施策を踏まえ、安全確保の徹底と労働衛生の向上を目指し、具体的な活動を展開していくものとする。

平成 17 年度 安全衛生活動の施策

1. 自主保安のより一層の推進

- ①品質保証を取り込んだ保安規定の確実な運用
- ②職場の実態に応じたリスクアセスメントの確実な実施（作業計画策定・変更時を含む）

2. 一人ひとりの危険に対する感受性の向上

- ①基本動作（5S を含む）、KY・TBM活動等の効果的な取り組み
- ②規定・要領・マニュアル類における一人ひとりの役割確認と遵守徹底
- ③施設、設備の習熟のための教育・訓練の実施

3. 危機管理・防災体制の充実強化

- ①危機管理・防災に対する教育・訓練の継続的実施と実効性の向上
- ②緊急時対応に係る関係機関との連携強化

4. 労働衛生活動への積極的な取り組み

- ①綺麗で爽やかな職場環境の形成
- ②健康管理の積極的な推進

平成 17 年度（下期）業務報告表

目標分類	研究所の目標 (核燃料サイクル工学研究所業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方策)	実施状況 (平成 18 年 3 月末現在)				特筆すべき事項	備考
			中期目標	管理尺度	目標値	達成度		
4 「地域目標・社会対応目標」	(2) 東海研究開発センターと連携して、地域との共生に向けた理解促進活動の継続及び研究開発成果などの積極的公開を行う	①環境配慮促進法に基づく環境負荷データの取りまとめ（本部から 3/31 までに公表） ○H17 年度上期の環境負荷データを取りまとめる	取りまとめ 時期	11 月	達成	環境配慮促進法に基づく環境報告書作成のための環境負荷データについて、11 月にデータを取りまとめ、本部へ提出した。提出後、本部からの要請で、より詳細な追加の調査を実施した。調査結果は 1 月に提出した。		
	②緊急時対応に係る関係機関との連携強化	〔6.(3).②項〕 参照						
5 「組織基盤・人材育成目標」	(1) 保安規定以外の品質保証活動を推進する (2) 情報セキュリティポリシーを着実に運用する	②OHAS18001/ISO14001 規格の認証維持活動を推進する ○OHSMS/EMS 内部監査員のスキルアップ教育を実施する ○OHSMS/EMS の内部監査を実施する ○OHSMS/EMS の定期審査を受審する ①情報セキュリティポリシーを教育する ②職場の実態の応じたリスクアセスメントの確実な実施（作業計画策定・変更時を含む）	VII.1 教育の実施 月 内部監査の 実施時期 定期審査の 受審 率	11 月 12 月 2 月	達成 達成 達成	内部監査員を 10 月に指名した後、11/24 にスキルアップ教育を実施した。 12/6～13 に内部監査を実施した。 2/1～3 に定期審査を受審した。 8 月に管理者を対象とした教育を受講し、その後 9 月に部署内従業員を対象とした教育を実施した。		
6 「安全衛生活動目標」	(1) 自主保安をより一層推進する	①品質保証を取り込んだ保安規定の確実な運用 ②職場の実態の応じたリスクアセスメントの確実な実施（作業計画策定・変更時を含む）	別添「品質目標リスト・実績」参照					
	○作業計画策定時及び変更時のリスクアセスメントを確実に実施する ○所全体の実施状況の確認を取りまとめ	VII.1 作業計画策定時又は変更時ににおけるリスクアセスメント実施率	対象となる作業に対し 100%	達成	作業計画策定時にリスクアセスメントを実施した（実績 17 件）。なお、作業計画の変更はなかった。リスクアセスメント、KV・TBM 活動等により、保安部における負傷、軽微な負傷は発生しなかった。 1 月に所全体の実施状況を確認した。			

寸録-5 (1)

平成 17 年度（下期）業務報告表

目標分類	研究所以の目標 (核燃料サイクル工学研究所業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方策)		中期目標	管理尺度	目標値	達成度	実施状況 (平成 18 年 3 月末現在)	特筆すべき事項	備考
		別添「OHSMS/EMS 目的及び目標達成度報告書」参照								
	(2) 一人ひとりの危機に対する感受性を向上させる	① 基本動作（5 S を含む）、KY・T B M活動等の効果的な取り組み								
		② 規定・要領・マニュアル類における一人ひとりの役割確認と遵守徹底								
		○ 保安教育・訓練等を行う際、役割確認と遵守徹底を含んだ周知教育を実施する		VII. 1	規定・要領・マニュアル類の周知教育の実施回数	1 回以上／年・課	達成	保安教育訓練計画に則り教育を実施した。 安效課：5、6、10、12、1、2 月実施 危機課：5、6、12、1 月実施 施安課：5、10 月実施		
		○ 所全体の実施状況の確認と取りまとめ			確認及び取りまとめ実施時期	1 月（ただしりまとめがある場合）	達成	1 月に所全体の実施状況を確認した。		
		① 危機管理・防災に対する教育・訓練の継続的実施と実効性の向上								
		○ 実効性向上のため緊急時対策所を使用した訓練を行う		VII. 1	緊急時対策所を使用した訓練の実施回数	6 回以上／年	達成	月例訓練計画に基づき 3 月までに 8 回実施した（8 月の県訓練含む）。これらの訓練での反省点は、次回の訓練（計画を含む）に反映した。		
		② 緊急時対応に係る関係機関との連携強化								
		○ 防災関係機関等の参画した訓練の実施		VII. 1	消防・警察等の参画した訓練の実施回数	1 回以上／年	達成	東海村消防本部が参画した使用施設非常事態訓練を 9/8 に、研究所防災訓練を 12/14 に、再処理非常事態訓練を 3/7 に実施した。これらの訓練から、消防が必要とする情報の種類及び情報提供のタイミングを把握することができた。		
		○ 防災関係機関等を対象とした原子力防災研修等の企画・実施								
		・ 消防、自治体、自衛隊等の防災関係機関職員を対象とした研修会を企画・実施する			研修会の実施回数	1 回以上／年	達成	9/16 に防災関係機関職員（総務省消防大学校）を対象とした研修会を実施した。消防大学校より放射能測定技術講習、ASP 施設現場視察等から核燃料物質取扱設ににおける消防活動に大いに役立つたとの講評を得た。また、2/10、2/14、2/17 に自治体等の防災関係機関職員を対象とした研		

平成 17 年度（下期）業務報告表

		組織名：保安管理部							
目標分類	研究所の目標 (核燃料サイクル工学研究所業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方策)	中期目標	管理尺度	目標値	達成度	実施状況 (平成 18 年 3 月末現在)	特筆すべき事項	備考
6	〔安全衛生活動目標〕	<ul style="list-style-type: none"> ・消防大学校、茨城県消防学校の訓練協力を通じて専門的対応能力の向上を図る 	訓練協力の実施回数	1 回以上／年	/	達成	11/2 に茨城県消防学校による、ASP 施設を使用した火災対応訓練、ENTRY 道路を使用した輸送事故訓練を実施した。消防学校(県内の各消防班部の代表参加)より ASP 施設及び実輸送容器を使用した訓練から、核燃料物質取扱施設及び核燃料輸送容器の概要を把握することができ、大いに役立つたとの感謝の意を頂いた。		
	(4) 労働衛生活動への積極的な取り組みを実施する	<ul style="list-style-type: none"> ①綺麗で爽やかな職場環境の形成 ○快適職場作りの推進 ○環境美化等への職場環境の自主的な取り組み 			別添「OHSMS/EMS 目的及び目標達成度報告書」参照				
		<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境の美化運動を実施する ・所全体の実施状況の確認と取りまとめ 	取り組み事項の実施実績	1 件以上／課	/	達成	安效課：①鯉の池掃除、②技1棟に写真掲示、③毎週金曜日を整理整頓日として実施 危機課：①観葉植物を設置 施安課：①古紙回収の前週末に4Sを実施中（毎月 1 回）、②不要掲示物の撤去、掲示場所を限定し掲示	1 月に所全体の実施状況を確認した。	

保安管理部 目的及び目標達成度報告書

(中間:第1～第2四半期報告書・暫定:第1～第3四半期報告書・最終:第1～第4四半期報告書)(平成17年度)

通し番号:012

センター内部長	課長	※6
---------	----	----

JAEA-Review 2006-026

OHSMS/FMS 対象	研究所の目的 (EMSのみ)	研究所の 目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの 目的 (EMSのみ)	部・センターの目標内容	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況 (平成18年3月31 日現在)	※3 問題の要因 分析及び 今後の対応 策	※4 次年度計画の 概要	※5 担当部署	組織名: 保安管理部
						※1 部・センターの目標内容							※1 部・センターの目標内容
O H S M S / E M S	①基本動作(5S を中心)KV, TBM活 動等の効果的 な取り組み<1>	②一人ひとり の危険に対する 感受性を向上 させる<1>	KVトレーナー又はRSTト レーナーを講師としたKV 教育を実施する	KYトレーニング 各講室に おけるKY 教育の実 施回数	1回以上 ／年。 (課)	『達成』 安対課は6月、9月 に実施した。施設安 全課は6月に実施し た。危機管理課は12 月に実施した。	—	★安全対策課 危機管理課 施設安全課					
O H S M S / E M S	—	—	—	所全体の実施状況の確認 と取りまとめ	9月及び 1月	『達成』 実施状況を確認し、 12月までに所全体 として、教育が終了 した。	—	安全対策課					

※1：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目 ②OHSMS（重大なりき）及びEMS（着しい環境側面）から導かれた項目

※2：OHSMS（重大なりき）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目

※2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「〇〇〇の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。

※3：問題の要因分析の概要：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。

※4：次年度計画の概要：最終報告時ににおいて、次年度計画の内容の要点を記載する。

※5：担当部署：取りまとめをする課の課長印

※6：取りまとめ課の課長印

寸鑑-5(2)

OHSSMS/EMS 対象	研究所の目的 (EMSのみ)	研究所の 目標内容	OHSSMS・ EMS 対象	部・センターの 目的 (EMSのみ)	部・センターの目標内容	※1 管理尺度	目標値	※2 進捗状況 (平成17年12月28 日現在)	※3 問題の要因分 析及び今後の 対応策	※4 次年度計画の 概要	※5 担当部署
O H S M S / E M S	—	(4)労働衛生活動への積極的な取り組み ①綿塵で察やかな職場環境の形成	—	—	—	—	—	—	—	—	—
O H S M S / E M S	○快適職場作りの推進	OHSSMS	17年度計画に基づく改善を実施する。 —	17年度計画に基づく実施件数	1件/課	『達成』 安全対策課及び施設安全課では居室の空気環境の改善について換気の励行を実施中。危機管理課は喫煙場所の清掃を毎日1回以上実施。	—	—	★安全対策課 危機管理課 施設安全課	—	—

※1：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目
②OHSSMS（重大なりき）及びEMS（新しい環境側面）から導かれた項目
③OHSSMS

※2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「〇〇〇〇の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。

※3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。

※4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。

※5：担当部署：取りまとめをする課・室名

※6：取りまとめ課の課長印

様式-1 Rev00

OHSMS/EMS 対象	研究所の目的 (EMSのみ)	研究所の 目標内容	OHSMS・ EMS対象 (EMSのみ)	部・センターの 目的 (EMSのみ)	※1 部・センターの 目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況 (平成17年12月28 日現在)	※3 問題の要因分 析及び今後の 対応策	※4 次年度計画の 概要	※5 担当部署
O H S M S / E M S	(7) 省資源・省エネルギーの取り組みを実施する	①電力使用量の低減活動の継続と啓蒙<2>	EMS	省エネルギーの推進、	16年度実績を踏まえた電力使用量低減活動の実施。	16年度実績の維持管理	16年度目標(480,045kwh)を達成したので、17年度も継続する。	「達成予定」 4月～2月の状況 目標値：440,000kwh 実績値：356,000kwh 増減率：約20%減	低減活動の継続	★安全対策課 危機管理課 施設安全課	
O H S M S / E M S	②コピー用紙使用量の低減活動の継続と啓蒙<2>	EMS	省資源の推進	16年度実績を踏まえたコピー用紙使用量低減活動の実施	16年度実績の維持管理	16年度目標(876,000枚)を達成したので、17年度も継続する。	「達成」 17年度の状況 実績値：813,000枚 増減率：約7%減	低減活動の継続	★安全対策課 危機管理課 施設安全課		
O H S M S / E M S	③ガソリン燃料使用量の低減活動の継続と啓蒙<2>	EMS	省資源の推進	公用車利用の適正化を図るため利用台帳による管理の実施	公用車利用台帳の確認頻度	1回／四半期	「達成」 第1～第4四半期の利用台帳の確認を実施しました。	低減活動の継続	★安全対策課 危機管理課 施設安全課		
O H S M S / E M S	④一般廃棄物のリサイクル向上	EMS	リサイクル向 上	リサイクル啓蒙活動	リサイクル教育の実施率	リサイクル教育実施率 100%	「達成」 安全対策課は6月に実施した。危機管理課は6月、7月に実施した。	リサイクル活 動の継続	★安全対策課 危機管理課 施設安全課		

※1：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目 ②OHSMS（重大なりき）及びEMS（新しい環境側面）から導かれた項目

③OHSMS（重大なりき）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目

※2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「〇〇〇〇の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。

※3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。

※4：次年度計画の概要：最終報告時ににおいて、次年度計画の内容の要点を記載する。

※5：担当部署：取りまとめをする課・室名

※6：取りまとめ課の課長印

平成17年度 品質目標リスト・実績

適用施設	<input checked="" type="checkbox"/> 再処理施設 <input checked="" type="checkbox"/> 使用施設
計画・報告時期	<input type="checkbox"/> 計画[作成時] <input type="checkbox"/> 中間[第1～第2四半期] <input type="checkbox"/> 暫定[第1～第3四半期] ■最終[第1～第4四半期]

部長	作成
	(H18. 4. 26)

保安管理部

JAEA-Review 2006-026

研究所の目標内容 (実施方策)	目標内容	要 求 事 項	現 状	問題の要因分析及び 今後の対応策	次年度 計画の概要	担当部署
保安規定及び品質保証計画書の教育を実施する。特に、法人統合に当り必要な教育を確実に実施する。	当該施設の保安規定及び品質保証計画書等の従業員への教育	当該施設の保安規定及び品質保証計画(再処理施設2回)(使用施設2回) 2回以上/年 目標値	5.6月に再処理施設、使用施設の保安規定及び品質保証に関する教育を実施した。 また、組織改正に伴い再処理施設、使用施設の保安規定、品質保証計画書及び下部要領書の教育を10月～11月にかけて実施し、活動に必要な教育は全て終了した。	—	—	各課
10月に法人統合が実施されるため、事故対策手順書に基づく新組織体制において通報連絡訓練等保安上必要な訓練を実施する。	10月に法人統合が実施されるとともに、事故対策手順書に基づく新組織体制において通報連絡訓練等保安上必要な訓練を実施する。	実施時期 H17. 10	所の計画に則し、10/5、3/7に再処理、9/8にブルセセンターを発災元とした訓練を行い、計画通り終了した。	—	—	危機管理課
保安検査及び保安巡回における保安検査官からの意見・要望等について、タイムリーに適切な措置を講じていく。	保安検査及び保安巡回における保安検査官からの意見・要望等について、タイムリーに適切な措置を講じていく。	意見・要望等の適切な措置の実施率 100%	再処理の第3回保安検査において、「非常事態の措置に係る計画」に關し、保安規定の品質保証に係る要求事項に抜けがあり、さらに、保安規定と品質保証計画書に齟齬があることから、「非常事態の措置に係る計画」について定と指導された。このことから、「非常事態の措置に係る計画」に取れるようには、保安規定と整合性が取れるように見直しを実施した。	所版、各部・センター版の「非常事態の措置に係る計画」に關する横並びについて、今後、平仄をどともし、それに合わせて保安規定と品質保証計画書に齟齬がないように見直しを実施する(平成18年5月を目途)。	—	施設安全課
内部監査における指摘事項及びマトリクスにおける理事長、所長の指示事項について、改善等の措置を実施する。	内部監査における指摘事項及びマトリクスにおける理事長、所長の指示事項について、改善等の措置を実施する。	指示事項に対する措置(計画を含む) 実施率 100%	①監査 原子力安全監査(再処理施設内部監査)及び使用施設内部監査で受けた是正措置要求全て改善は終了した。 ②マトリクス 再処理施設及び使用施設に係るマトリクスの改善は終了した。	—	—	各課

寸録-5(3)

平成17年度 安全衛生管理基本方針に基づく活動状況について

平成18年5月12日

JAEA-Review 2006-026

事業所名：東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所

原 原子力機構の方針 【平成17年度安全衛生管理基本方針】	核燃料サイクル工学研究所の施策 【平成17年度安全衛生活動の施策】	活 動 状 況	備 考
目 標 内 容	現 状(平成18年3月末現在)		
1. 自主保安のより一層の推進 一層の推進向上	①品質保証を取り込んだ保安規定の確実な運用	<ul style="list-style-type: none"> ○保安上重要な設備の操作等の習熟のための教育を実施する。 ○設備・機器の保全計画に基づく点検・保守の実施及び点検・保守結果に基づく必要な保全計画の見直し・更新を実施する。 ○放射性廃棄物の放出管理を適正に実施する。 ○保安規定及び品質保証計画書の教育を実施する。特に、法人統合に当り必要な教育を確實に実施する。 ○危機管理・防災に対する実践的な訓練を実施する。特に、法人統合後の組織体制を考慮した訓練を実施する。 ○保安検査・保安巡視における意見・要望等への適切な措置を実施する。 	<p>要領、マニュアル類の周知教育、運転操作訓練（異常時の対応を含む）等について、年度計画に沿って実施した。(12.(2) 参照)</p> <p>各施設（部・センター）の保全計画に基づき設備・機器の点検・保守を計画的に実施した。また、設備・機器の点検・保守結果に基づき、適宜及び定期的な保全計画の見直し・更新を行った。</p> <p>放出する放射性廃棄物（気体・液体）については、適正な管理を実施しており、管理基準値以下であった。</p> <p>対象となる従業員に対し、該当施設の保安規定及び品質保証計画書等について、年度計画に沿って計画的に保安教育を実施した。</p> <p>法及び保安規定で定める訓練を含め、年度当初各施設毎にチームを定めて上期の月例訓練計画を作成し、更に法人統合に伴い、10月に下期の月例訓練計画を作成した。これらに基づき緊急時対策所を使用した訓練を8回実施し、事故対応能力の向上を図った。(9/8 使用施設非常事態訓練、10/5 召集訓練、12/14 防災訓練、3/7 再処理非常事態訓練、他)</p> <p>第1、第2、第4四半期の保安検査、遵守については左記の指導を受けた際に適切に対応した。</p> <p>ただし、再処理施設に係る第3四半期の保安検査において、「非常事態の措置に係る計画」に関する指導事項が提示されたことから、その処置を実施し、2/21に前回指導事項のフォローアップとして報告した。</p> <p>この見直しに伴う保安規定の改定を5月中旬に実施する。</p> <p>OHSMS、使用施設内部監査及び原子力安全監査において、H17年度中には正処置を実施すべき事項については全て終了した。マネジメントレビューの結果により、H17年度中に改善すべき事項については、全ての処置が終了した。</p>

付録-5(4)

原子力機構の方針 【平成17年度安全衛生管理基本方針】	核燃料サイクル工学研究所の施策 【平成17年度安全衛生活動の施策】	目標内 容	活動状況 現状(平成18年3月末現在)	備考
②職場の実態に応じたリスクアセスメントの確実な実施（作業計画策定・変更時を含む）	○作業計画策定時及び作業計画変更時にリスクアセスメントを実施する	特殊放射線作業計画時（管理区域内）及び一般作業計画時（管理区域外）並びにこれらの作業計画変更時に研究所規則（OHSMS）に基づくリスクアセスメントを実施した。	★中期計画	軽微な負傷が4件発生した（昨年度は計12件発生）。
2. 教育訓練の充実と、一人ひとりの危険に対する感受性及び安全意識の向上	2. 一人ひとりの危険に対する感受性の向上			
①基本動作（5Sを含む）、KY・TBM活動等の効果的な取り組み	○基本動作、KY、TBMの教育を実施する	基本動作、KY、TBMについて職場の実態に応じた教育を計画的に実施した（年1回以上）。	★中期計画	
②規定・要領・マニュアル類における一人ひとりの役割確認と遵守徹底	○規定・要領・マニュアル類における一人ひとりの役割確認と遵守徹底について教育等を実施する。	なお、効果的に実施するため専門性の高いKYトレーナーやRSTトレーナーを講師とした教育やヒヤリハット事例を用いた教育、サーベイ強化期間を活用した基本動作に係る訓練を行っている部署もあつた。	★中期計画	
③施設、設備の習熟のための教育・訓練の実施	○施設、設備の習熟のための教育・訓練を実施する。	保育教育・訓練等を行いう際、規定・要領・マニュアル類を用い一人ひとりの役割を確認しつつ遵守事項を含んだ開拓教育を実施した。また、毎作業日の朝礼時にTBMを実施し各自の役割確認を実施した。	★中期計画	
3. 防災対策・体制及び危機管理体制の充実強化	3. 危機管理・防災体制の充実強化		「1.①」参照	
①危機管理・防災に対する教育・訓練の継続的実施と実効性の向上	○実効性向上のため緊急時対策所を使用した訓練を行う。	「1.①」参照	★中期計画	
②緊急時対応に係る関係機関との連携強化	○防災関係機関等が参画した訓練を実施する。	東海村消防本部が参画した使用施設非常事態訓練を9/8に、研究所防災訓練を12/14に、再処理非常事態訓練を3/7に実施した。	★中期計画	
○防災関係機関等を対象とした原子力防災研修等を企画・実施する。		これらの訓練から、消防が必要とする情報の種類及び情報提供のタイミングを把握することができた。		
○国、自治体等が企画する訓練に参加協力する。		9/16に防災関係機関職員（総務省消防大学校）を対象とした研修会を実施した。消防大学校より放射能測定技術講習、ASP施設現場見習等から核燃料物質取扱施設における消防活動に大いに役立つたとの講評を得た。また、2/10, 2/14, 2/17に自治体等の防災関係機関職員を対象とした研修会を実施した。	11/2に茨城県消防学校による、ASP施設を使用した火災対応訓練ENTRY道路を使用した輸送事故訓練を実施した。	
○緊急時被ばく医療の整備について対応する。		緊急時支援・研修センターの参画する訓練に協力した（青森県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県、宮城県等）。その他、総務省消防大学校、茨城海上保安部、原子力基盤機構、筑波大学等の研修に対応した。	東海・大洗地区原子力事業者、初期被ばく医療関連情報連絡の幹事会を8月に開催した。	

原子力機構の方針 【平成17年度安全管理基本方針】	核燃料サイクル工学研究所の施策 【平成17年度安全衛生活動の施策】	活 動 状 況		備 考
		目 標 内 容	現 状 (平成18年3月末現在)	
4. 健康管理の充実と労働衛生活動への積極的な取り組み	4. 安全衛生活動への積極的な取り組み	<p>①綺麗で快適な職場環境の形成</p> <p>○快適職場作りを推進する</p> <p>○環境美化等への職場環境の自主的な取り組みを実施する。</p> <p>②健康管理の積極的な推進</p> <p>○法定健康診断などによる各人の健康管理の実施と疾病管理の実施</p>	<p>厚生労働大臣が公表した「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」に基づき、H14年度に単年度計画、中期計画を作成し、H15年度から3年計画で取り組んだ。今年度は、最終年度としてH17年度計画に基づき改善等を実施し、終了した。</p> <p>自主的に、観葉植物の設置、施設周辺の除草、整理整頓日を定め実施するなど、環境美化活動に取り組んだ。</p> <p>一般健康診断又は特殊健康診断の対象者は、厚生課の案内により受診した。この他、厚生課と協力して、メンタルヘルス研修会の開催、THPの開催及び栄養指導、運動指導を実施した。</p>	

平成 18 年度 業務目標リスト

目標分類	研究所の目標 (核燃料サイクル工学研究所業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方案)	中期目標			管理尺度	目標値	現状(平成 18 年 3 月末現在)
			要領書類の整備時期	緊急時対応用要領書： 5 月末(その他： 3 月末)				
シ 2 シ ション目標	(11)改訂された再処理施設及び使用施設の核物質防護規定の適用開始に伴い、適切に防護体制を構築する。	①再処理施設・使用施設核物質防護規定の遵守及び核物質防護強化措置の適切な実施						H18 年 2 月 28 日付けで核物質防護規定の変更申請を提出した。
4 「地域目標・社会対応目標」	(2)東海研究開発センターと連携して、地域との共生に向けた理解促進活動の継続及び研究開発成果などの積極的公開を行う	①環境配慮促進法に基づく環境負荷データの取りまとめ(本部から 9/30 までに公表) ○H17 年度下期の環境負荷データの取りまとめ	取りまとめデータの提出時期	6 月末	環境配慮促進法に基づく環境報告書作成のための環境負荷データを取りまとめ、本部へ提出した。提出後、本部からの要請で、より詳細な追加の調査を実施した。調査結果は H18 年 1 月に提出した。			
5	(1) 保安規定以外の品質保証活動を推進する	②緊急時対応に係る関係機関との連携強化 ②OHSA18001/ISO14001 認格の認証維持活動を推進する	VII.1		その他「(1) ②緊急時対応に係る関係機関との連携強化」参照			
6 「組織基盤」「人材育成目標」「安全衛生活動目標」	(1)自主保安活動による作業安全の確保 (2)教育訓練の充実と一人ひとりの危機に対する感受性及び安全意識の向上 (3)健康管理の充実と労働安全衛生活動への積極的な取り組み	①職場の実態に応じたリスクアセスメントの確実な実施(作業計画策定・変更時を含む) ②安全ニユース、安全衛生瓦版等を活用した安全衛生関連情報の共有化 ①基本動作(5S を含む)、KY・TBM活動等の効果的な取り組み ②安全衛生に係る関係法令、規程類における一人ひとりの役割確認と遵守徹底 ③施設・設備の習熟のための教育訓練の実施 ①綺麗で爽やかな職場環境の整備 ③勤務時間外労働の適正化	VII.1 VII.1 VII.1 VII.1 VII.1 VII.1	別添「OHSMS/EMS 目標リスト」参照 別添「OHSMS/EMS 目標リスト」参照 別添「OHSMS/EMS 目標リスト」参照 別添「OHSMS/EMS 目標リスト」参照 別添「OHSMS/EMS 目標リスト」参照 別添「OHSMS/EMS 目標リスト」参照				

付録-6(1)

平成 18 年度 業務目標リスト

組織名：保安管理部

目標分類	研究所の目標 (核燃料サイクル工学研究所業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方案)	中期目標	管理尺度	目標値	現状(平成 18 年 3 月末現在)
(1) 危機管理・防災体制の充実強化	① 危機管理・防災に対する教育・訓練の継続的実施と実効性の向上	○実効性向上のため緊急時対策所を使用した訓練の実施	VII.1	緊急時対策所を使用した訓練の実施回数	6 回以上／年	月例訓練計画に基づき平成 18 年 3 月までに 8 回実施した(8 月の県訓練含む)。
	② 緊急時対応に係る関係機関との連携強化	○防災関係機関等の参画した訓練の実施	VII.1	消防・警察等の訓練の実施回数	1 回以上／年	東海村消防本部が参画した使用施設非常事態訓練を平成 17 年 9 月 8 日に、研究所防災訓練を平成 17 年 12 月 14 日に、再処理非常事態訓練を平成 18 年 3 月 7 日に実施した。
	○防災関係機関等を対象とした原子力防災研修等の企画・実施	・消防、自治体、自衛隊等の防災関係機関職員を対象とした研修会を企画・実施	VII.1	研修会の実施回数	1 回以上／年	平成 17 年 9 月 16 日に防災関係機関職員(総務省消防大学校)を対象とした研修会を実施した。また、平成 18 年 2 月 10 日、同年 2 月 14 日、同年 2 月 17 日に自治体等の防災関係機関職員を対象とした研修会を実施した。
	その他					

平成18年度

保安管理部

OHSMS/EMS 目標リスト

改定番号 : Rev 00

JAEA-Review 2006-026

OHSMS /EMS 対象	研究所の目的 (EMSのみ)	研究所の目標内容 (実施方策)	部・センターの目的 (EMSのみ)	目標リスト			現状(平成 年 月現在)	担当部署 (*2)
				目標内容(*1)	管理尺度	目標値		
OHSMS	(1)自主保安活動の推進による作業安全の確保<1>	①職場の実態に応じたリスクアセスメントの確実な実施<1> (作業計画策定・変更時を含む)	作業計画策定時及び変更時のリスクアセスメントの確実な実施<1>	各課における実施率	対象となる作業に対し100%		★ 安全課 機関課 安全部	
OHSMS	②安全ニュース、安全衛生瓦版等を活用した安全衛生関連情報の共有化<1>	安全ニュース、安全衛生瓦版等を発行の都度、事務連絡による周知及び「保安の広場」への掲載<1>	周知及び掲載の実施率	100%	9月及び 12月		安全部	
OHSMS	(2)教育訓練の充実と一人ひとりの危険に対する感受性及び安全意識の向上<1>	KYトレーナー又はRSTトレーナーを講師としたKY教育の実施<1>	実施回数	1回以上／年・部	1回以上／ 年		★ 安全課 機関課 安全部	六 部 第6(2)
OHSMS	①基本動作(5Sを含む)、KY、TBM活動等の効果的な取り組み<1>	所全体の実施状況の確認<1>	実施時期	9月及び 12月			安全部	

		安全衛生に係る関係法令、規程類を遵守して立案した作業計画による各所の役割認識の徹底<1>	各課における実施率	100%		★ 安対課 機課 安課
	②安全衛生に係る関係法令、規程類における一人ひとりの役割確認と遵守徹底<1>	所全体の実施状況の確認<1>	実施時期	9月及び12月		安対課
	③施設・設備の習熟のための教育訓練の実施<1>	所全体の実施状況の確認<1>	実施時期	9月及び12月		安対課
OHSMS	(3)健康管理の充実と労働衛生活動への積極的な取り組み<1>	環境美化等への自主的な取り組み<1>	各課における活動実績	各課1件以上		★ 安対課 機課 安課
	①綺麗で快適な職場環境の整備<1>	所全体の実施状況の確認<1>	実施時期	9月及び12月		安対課
	③勤務時間外労働の適正化<1>	管理・監督者による時間外労働の管理の徹底<1>	各課における実施率	100%		★ 安対課 機課 安課

[目標内容欄 (*1)]

<1>：機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 <2>：OHSMS（重大なリスク）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目

[担当部署欄 (*2)]

<3>：OHSMS（重大なリスク）の場合であって各部・センターの個別テーマの項目

★：リード、取りまとめをする課・室

OHMS /EMS 研究所の目的 対象 (EMSのみ)	研究所の目標内容 (実施方策)	部・センターの目的 (EMSのみ)	目標リスト				担当部署 (**2)
			目標内容(*1)	管理尺度	目標値	現状(平成 年月現在)	
省資源・省エネルギーの取組みを実施する ①電力使用量の低減活動の継続と啓蒙 <2> 省資源・省エネルギーの推進 EMS	省資源・省エネルギーの取組みを実施する ①電力使用量の低減活動の継続と啓蒙 <2> 省資源・省エネルギーの推進 ②コピー用紙使用量の低減活動の継続と啓蒙 <2> ③ガソリン燃料使用量の低減活動の継続と啓蒙 <2>	17年度実績を踏まえた電力使用量低減活動の実施 (17年度は、16年度目標(480,000kwh)を達成したので、18年度も継続する。) (安效課及び施安課は、安全管理棟(放射線管理部)の電力使用量低減活動(目標値1580,000kwh)に協力する。)	17年度実績の維持管理	480,000kwh		★ 安対課 危機課 施安課	★ 安対課 危機課 施安課 ★ 安対課 危機課 施安課
			17年度実績を踏まえたコピー用紙使用量低減活動の実施 (17年度は、16年度目標(820,000枚)を達成したので、18年度も継続する。)	16年度実績の維持管理	820,000枚		
			17年度実績を踏まえたガソリン燃料使用量低減活動の実施	17年度実績の維持管理	1720L		
			リサイクル啓発活動の実施	リサイクル教育の実施率	リサイクル教育実施率 100%		

[目標内容欄(*1)] <1>：機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目<2>：OHSMS（重大なリスク）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目

[担当部署欄(*2)] <3>：OHSMS（重大なリスク）の場合であって各部・センターの個別テーマの項目
★：リード、取りまとめをする課・室

平成18年度 品質目標リスト・実績

適用施設	■再処理施設	■使用施設
計画・報告時期	■計画[作成時]	□中間[第1～第2四半期] □暫定[第1～第3四半期]
	□最終[第1～第4四半期]	

部・センター長	センター内部長	作成
(18. 4. 26)	()	(18. 4. 24)

保 安 管 理 部

研究所の目標内容 (実施方策)	目標内容	要 求 事 項		現状(平成18 年3月末現在)	問題の要因分析及 び今後の対応策	次年度 計画の概要	担当 部署
		管理尺度	目標値				
1. 保安規定の業務に係る力量に応じた教育の実施	各従業員に対して保安規定の業務を明確にし、その業務を実施する上で、必要な教育を実施する。	業務に必要な教育の実施回数	各1回以上/年 (再処理施設、 使用施設)	—	—	—	各課
3.①非常事態に備えた資材・設備の点検・整備の実施及び危機管理体制の再確認	非常事態に備えた資材、設備の点検を確実に実施するとともに、人事異動に伴い非常事態体制の見直しを実施する。	設備の計画的な点検・整備非常事等の措置に係る体制の見直し	100%	—	—	—	危機管理課
3.②各現場に即した非常事態訓練の計画的な実施	事故対策手順に基づく通報訓練等保安上必要な訓練を実施する。	緊急時対策所を使用した非常事態訓練等の実施回数	各1回以上/年 (再処理施設、 使用施設)	—	—	—	危機管理課
4.①監査結果の良好事例及び是正処置で改善した内容について、所内へ水平展開する仕組みの検討	監査結果の良好事例及び是正処置で改善した内容について、所内へ水平展開する方法を自発的に検討する。	監査結果の良好事例及び是正処置で改善した内容を所内へ水平展開する方法を分科会等で検討実施	100%	—	—	—	施設安全管理課
4.②保安規定に基づく業務に関する改善及び品質保証計画書と下部要領書との整合性に関する見直しの改善	・品質マネジメントシステムの改善の一環として、品質保証計画書及び研究所共通の各要領書の見直しを実施する。 ・品質保証業務の改善として、業務の計画書を作成する要領書を作成する。	改善の実施件数	1件以上/年	—	—	—	施設安全管理課
4.③所内で JEAC4111 規格解説や内部監査員養成ができる講師の育成方法の検討	所内で JEAC4111 規格解説や内部監査員養成ができる講師の育成方法を自主的に分科会等で検討する。	講師の育成方法について検討実施	100%	—	—	—	施設安全管理課
4.④従業員が理解しやすい図解等を用いた品質システム文書における教育資料の収集や作成シス템文書における教育資料の作成及び共有化	従業員が理解しやすい図解等を用いた品質システム文書における教育資料の収集や作成シス템文書における教育資料をホームページ等で共有することを自主的に検討する。	当部に応じた教育資料の収集や作成及びホームページの掲載検討実施	100%	—	—	—	施設安全管理課
4.⑤幹部と各職場、各職場と請負会社の方々との間で保安等に関する情報交換の密な実施	朝会又は夕会、チームリーダー会又は課会などの場を活用し情報交換を行うとともに、安全管理強化推進協議会を通じ請負会社の方々との情報交換を行う。	情報交換の実施	100%	—	—	—	各課

守録-6(3)

付録-6(4)

**平成18年度 核燃料サイクル工学研究所
安全衛生管理に関する実施計画**

平成18年4月
核燃料サイクル工学研究所

独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標を達成するための計画（中期計画）、安全衛生管理規程に基づき理事長が定める平成18年度安全衛生管理基本方針及び平成17年度における核燃料サイクル工学研究所の安全衛生活動の総括に基づき、平成18年度核燃料サイクル工学研究所安全衛生管理に関する実施計画を下記のとおり定める。

核燃料サイクル工学研究所及び研究所に駐在する組織においては、本実施計画を踏まえ、安全確保の徹底と労働安全衛生の向上を目指し、具体的な活動を展開していくものとする。

**平成18年度 核燃料サイクル工学研究所
安全衛生管理に関する実施計画**

1. 自主保安活動の推進による作業安全の確保

- ① 職場の実態に応じたリスクアセスメントの確実な実施（作業計画策定・変更時を含む）
- ② 安全ニュース、安全衛生瓦版等を活用した安全衛生関連情報の共有化

2. 教育訓練の充実と一人ひとりの危険に対する感受性及び安全意識の向上

- ① 基本動作（5Sを含む）、KY・TBM活動等の効果的な取り組み
- ② 安全衛生に係る関係法令、規程類における一人ひとりの役割確認と遵守徹底
- ③ 施設・設備の習熟のための教育訓練の実施

3. 健康管理の充実と労働衛生活動への積極的な取り組み

- ① 綺麗で爽やかな職場環境の整備
- ② 心身両面にわたる健康管理の推進
- ③ 勤務時間外労働の適正化

改正労働安全衛生法

平成18年4月1日、施行。

付録-7

職場における労働者の安全と健康の確保をより一層推進するため、労働安全衛生法が改正されました。

このパンフレットは、過重労働・メンタルヘルス対策としての医師による面接指導制度の導入、事業者による自主的な安全衛生活動の促進のための危険性・有害性の調査の努力義務化など、多岐にわたる改正法のポイントをまとめたものです。

業種、業務により適用される規定が異なりますので、それぞれの事業場に関わる改正事項をご理解いただき、内容を遵守いただくよう、お願ひいたします。

あわせて、職場の安全衛生管理体制を見直し、安全で健康な職場環境の確立をめざしましょう。

改正労働安全衛生法 11のポイント

- 1 長時間労働者への医師による面接指導の実施
- 2 特殊健康診断結果の労働者への通知
- 3 危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施
- 4 認定事業者に対する計画届の免除
- 5 安全管理者の資格要件の見直し
- 6 安全衛生管理体制の強化
- 7 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施
- 8 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付
- 9 化学物質等の表示・文書交付制度の改善
- 10 有害物ばく露作業報告の創設
- 11 免許・技能講習制度の見直し

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

改正のポイント 各項目の冒頭に、対象となる業種、業務を示しています。

1 長時間労働者への医師による面接指導の実施

(法第66条の8, 第66条の9, 第104条)

- 対象 全ての事業場（常時50人未満の労働者を使用する事業場は平成20年4月から適用）
 - 事業者は、労働者の週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければなりません。（ただし、1か月以内に面接指導を受けた労働者等で、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除きます。）
 - 上記の時間に該当するか否かの算定は、毎月1回以上、基準日を定めて行ってください。
 - 医師は、労働者の勤務の状況、疲労の蓄積の状況その他心身の状況（メンタルヘルス面も含みます。）について確認し、労働者本人に必要な指導を行います。
 - 事業者は、面接指導を実施した労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければなりません。
 - 事業者は、医師の意見を勘案して、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じるほか、医師の意見の衛生委員会等への報告その他の適切な措置を講じなければなりません。
 - 事業者は、次の①または②に該当する労働者にも、面接指導を実施する、又は面接指導に準ずる措置を講じるよう努めなければなりません。
 - ① 長時間の労働（週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた場合）により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者（申出を受けて実施）
 - ② 事業場で定める基準に該当する労働者
 - ～事業場で定める基準の例～
 - ・週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超えた労働者及び2～6か月間の平均で1月当たり80時間を超えた労働者全てに面接指導を実施する
 - ・週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた全ての労働者に、面接指導を実施する
 - ・週40時間を超える労働が1月当たり45時間を超えた労働者で産業医が必要であると認めた者には、面接指導を実施する
 - ・週40時間を超える労働が1月当たり45時間を超えた労働者に係る作業環境、労働時間等の情報を産業医に提出し、事業者が産業医から助言指導を受ける
 - 面接指導の事務に従事した者には、その実施に関して守秘義務が課せられます。
- ※労働者本人による自己診断のための「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」を厚生労働省ホームページで公開していますので、ご活用ください。

2 特殊健康診断結果の労働者への通知

(法第66条の6)

- 対象 特殊健康診断の実施義務がある全ての事業場
- 一般健康診断に加え、特殊健康診断の結果についても、労働者本人への結果の通知が義務となりました。

3 危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施

(法第28条の2)

- 対象 安全管理者を選任しなければならない業種の事業場(規模にかかわらず対象となります)。なお、化学物質等で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのある物に係る調査は全ての事業場が対象です(改正前の法第58条と同一です)。
- 職場における労働災害発生の芽(リスク)を事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)を行い、その結果に基づき、必要な措置を実施するよう努めなければなりません(努力義務)。
- リスクアセスメントの実施時期は、次の①～④です。
 - ①建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
 - ②設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。
 - ③作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
 - ④その他危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。
- 厚生労働省では、危険性・有害性等の調査及び必要な措置の適切かつ有効な実施を図るために指針を公表することとしています。
- 職長等の教育事項に、危険性・有害性等の調査等に関する事項が追加されました。(安衛則第40条)

(注) 安全管理者を選任しなければならない業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

4 認定事業者に対する計画届の免除

(法第88条)

- 対象 労働安全衛生法第88条第1項又は第2項の計画の届出を行う事業場
- 3の危険性・有害性等の調査を含め、労働安全衛生マネジメントシステムを実施している事業場は、次の①～③を満たしていることについて労働基準監督署長の認定を受けることにより、計画の届出が免除されます。
 - ①労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していると認められること。
 - ②労働災害の発生率が業種平均を下回っていること。
 - ③申請の日前1年間に死亡災害等の重大な労働災害が発生していないこと。
- 特定機械等の落成検査、変更検査等は免除されません。
- 認定は3年間有効です。申請に必要な書類等の詳細は労働基準監督署にお問い合わせください。

(注) 労働安全衛生マネジメントシステムとは、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて次の(1)～(4)に掲げる活動を自主的に行うものです。(安衛則第24条の2)

- (1) 安全衛生に関する方針の表明
- (2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- (3) 安全衛生に関する目標の設定
- (4) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

厚生労働省では「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を定め、公表しています。

5 安全管理者の資格要件の見直し

※平成18年10月1日施行（安衛則第5条）

- 対象 安全管理者を選任しなければならない事業場
- 平成18年10月1日から、安全管理者は、厚生労働大臣が定める研修（危険性・有害性等の調査に関する事項を含み計9時間）を受けた者の中から選任しなければなりません。
- 平成18年10月1日において安全管理者として選任された経験が2年未満の方も、同日以降に安全管理者として選任されるためには、上記の研修を受ける必要があります。
- 実務経験年数の要件は、これにより短縮されます。

6 安全衛生管理体制の強化

（安衛則第21条～第23条等）

- 対象 総括安全衛生管理者、安全委員会、衛生委員会等の選任又は設置義務がある事業場
- 次の事項が、それぞれ追加になります。

追 加 と な る 事 項	総括安全衛生管理者 が統括管理する業務	安全委員会の 調査審議事項	衛生委員会の 調査審議事項
安全衛生に関する方針の表明に関すること	○	-	-
危険性・有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	○	○ (安全部分)	○ (衛生部分)
安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること	○	○ (安全部分)	○ (衛生部分)
長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るために対策の樹立に関すること	-	-	○
労働者の精神的健康の保持増進を図るために対策の樹立に関すること	-	-	○

※安全衛生委員会は、安全委員会と衛生委員会を併せたものとなります。

- 事業者は、安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会の開催の都度、遅滞なく、その議事の概要を労働者に周知しなければなりません。

7 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施 (法第30条の2)

■対象業種 製造業

■製造業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害の防止のため、次の措置を講じなければなりません。

- ① 随時、元方事業者と関係請負人、また関係請負人相互間の連絡・調整を行うこと。
- ② クレーン等の運転等についての合図の統一、事故現場等を表示する標識の統一、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、エックス線装置に電力が供給されている場合等における警報の統一と、これらについての関係請負人への周知

※建設業、造船業の元方事業者が講じなければならない措置の範囲は、現行どおりです。

8 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付 (法第31条の2)

■対象設備 化学設備及び特定化学設備並びにこれらの附属設備(※配管を含む。)

■対象となる作業 対象設備の改造、修理、清掃等の作業で、当該設備を分解するもの又は当該設備の内部に立ち入るもの

■対象となる作業を請負人に発注する注文者は、次の事項を記載した文書等を作成し、その請負人に交付しなければなりません。

- 記載事項…
- ①その設備で製造・取り扱うものの危険性及び有害性
 - ②当該作業において注意すべき安全・衛生に関する事項
 - ③当該作業について講じた安全・衛生を確保するための措置
 - ④流出等の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

9 化学物質等の表示・文書交付制度の改善

※平成18年12月1日施行 (法第57条、第57条の2)

■対象 政令で定める危険物・有害物を譲渡・提供する者

■化学物質の有害性のみを対象とした表示・文書交付制度から、引火性等の危険性も対象として追加された表示・文書交付制度となります。

■対象物を容器・包装に入れて、譲渡・提供する場合の表示事項に、絵表示などが追加されます。 (対象となる物質、絵表示等の詳細は、平成18年夏に決定の予定です。)

10 有害物ばく露作業報告の創設

(安衛則第95条の6)

■対象 別に厚生労働大臣が告示する化学物質等を一定量以上取り扱う事業者

■対象事業者は、所定の様式による報告書を提出しなければなりません。対象物質、提出期日等は別途告示されます。

11 免許・技能講習制度の見直し

- 免許・技能講習制度が次のように変わります。
- 平成18年3月31日までに現行の免許を取得している方、技能講習を修了した方は、これまでどおり対象業務に従事することができます。

(現行)	→	(平成18年4月1日以降)
・クレーン運転士免許 ・デリック運転士免許	→	クレーン・デリック運転士免許 ※クレーン、デリックとも運転できます。デリックの実技教習は廃止となります。 ※クレーンのみ運転できる限定免許を設けます。
・地山の掘削作業主任者技能講習 ・土止め支保工作業主任者技能講習	→	「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」に統合
・ボイラー据付け工事作業主任者技能講習	→	技能講習を廃止。ボイラー据付け工事を行う場合は、必要な能力を有すると認められる者の中から、作業の指揮者を定めなければなりません。
・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ・特定化学物質等作業主任者技能講習	→	・「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」に統合 ・石綿を取り扱う作業については「石綿作業主任者技能講習」を分離・新設

表に記載のない免許、技能講習については、変更はありません。

施行期日は、平成18年4月1日です。

ただし、5の安全管理者の資格要件は平成18年10月1日から、9の化学物質等の表示・文書交付制度の改善は平成18年12月1日から施行されます。また、1の面接指導については、常時50人未満の労働者を使用する事業場については平成20年4月1日から適用されます。

Memo

さらに詳しく内容をお知りになりたいときは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

また、改正労働安全衛生法及び関係の政令・省令の条文は、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/index.html>)に掲載します。

サイクル機構における保安教育訓練管理手法の整備について

核燃料サイクル開発機構
東海事業所 保安管理部 安全対策課

1. はじめに

核燃料サイクル開発機構（以下、「サイクル機構」という。）は、将来の有力なエネルギー選択肢を確保するための「核燃料サイクル技術の確立」をめざした研究開発を進めており、東海事業所においては再処理施設やプルトニウム燃料取扱施設等、他の事業所においても多くの原子力施設を運転管理している。これらの施設に関する保安上の観点から、これまで従業員に対して各種法令に定められた教育訓練や業務内容に添った実務教育訓練、また品質保証に関する教育訓練（以下「保安教育訓練」という。）を実施してきている。

一方で原子力分野においては、平成11年に発生したJC0事故以来、教育訓練についての重要性が再認識されており、確実な教育訓練の実施が求められてきた。

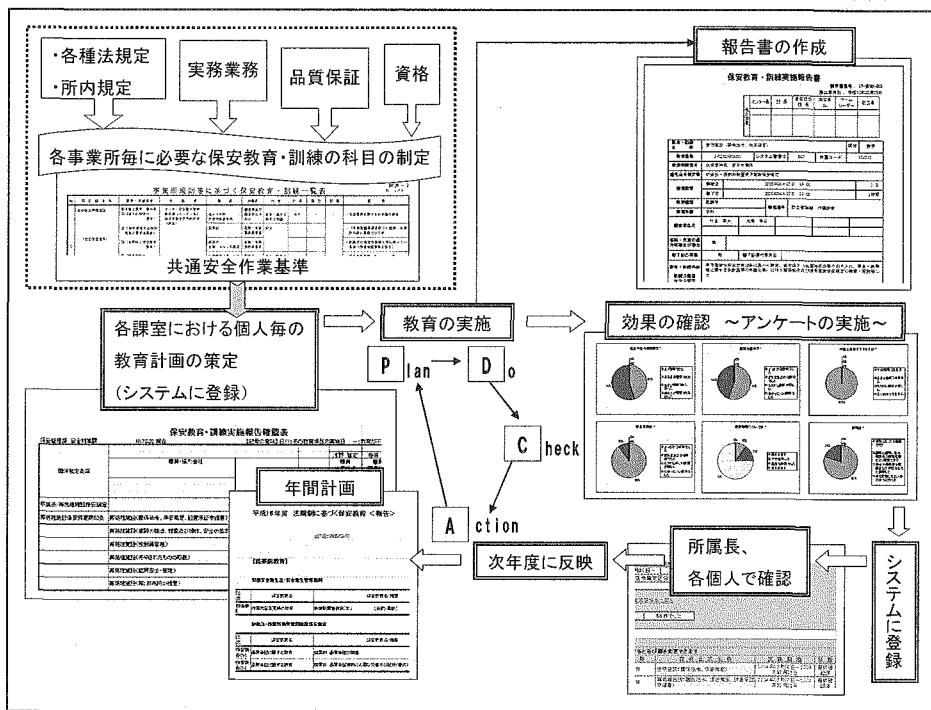
上記から保安教育訓練を着実に実施するため、保安教育訓練管理手法を明確にするとともに、保安教育・訓練管理システムを構築した。

2. 保安教育訓練管理手法の整備

保安教育訓練の管理手法を整備する上で、最初に取り組んだのが、各種法令や所内規定に定められている教育訓練科目の調査及びカリキュラムの設定である。各事業所において、教育訓練が必要な法令や所内規定を調査し、例えば安全衛生法関連の科目では厚生労働省通達を参考にするなどして、教育内容、教育時間、講師の設定等所内での実施カリキュラムを策定、保安教育訓練カリキュラムとして所内規定を制定した。

保安教育訓練は、年度当初に1年間の教育計画を定めるとともに、所属長が職務に必要な教育を設定する。実施した教育は、評価の確認としてアンケート等を行い、受講者の理解度を把握している。これらの実施結果は、所属長が従業員の教育訓練履歴を閲覧でき、人材育成計画の立案及び次年度における教育訓練計画等に役立ており、教育訓練において計画（P）、実施（D）、評価（C）、見直し（A）を展開

し、保安に関する人材育成が適切に行えるような管理手法の確立を目指した。(図一1 サイクル機構内における保安教育訓練管理手法)



図一1 サイクル機構内における保安教育訓練管理手法

3. 保安教育・訓練管理システムの概要

上記の手法を合理的かつ確実に実施するため、保安教育・訓練管理システム（以下「教育管理システム」という。）（図一2 保安教育・訓練管理システム全体概要）を構築し運用している。教育管理システムは、社内インターネットを利用して全事業所を結び、人事異動があっても教育訓練履歴を引き継ぐことを可能としている。この教育管理システムでは保安教育訓練について、各従業員の計画及び実績を把握し、未受講者（教育計画が立案されているにもかかわらず、実施されていない者）の検索及び注意喚起を可能としている。注意喚起はシステム上で行われ、未受講者が存在する課室の上司にあてて、電子メールによって未受講者氏名等が連絡される。教育実施後はアンケートによる評価を行い、理解度に応じたフィードバックが可能となっている。

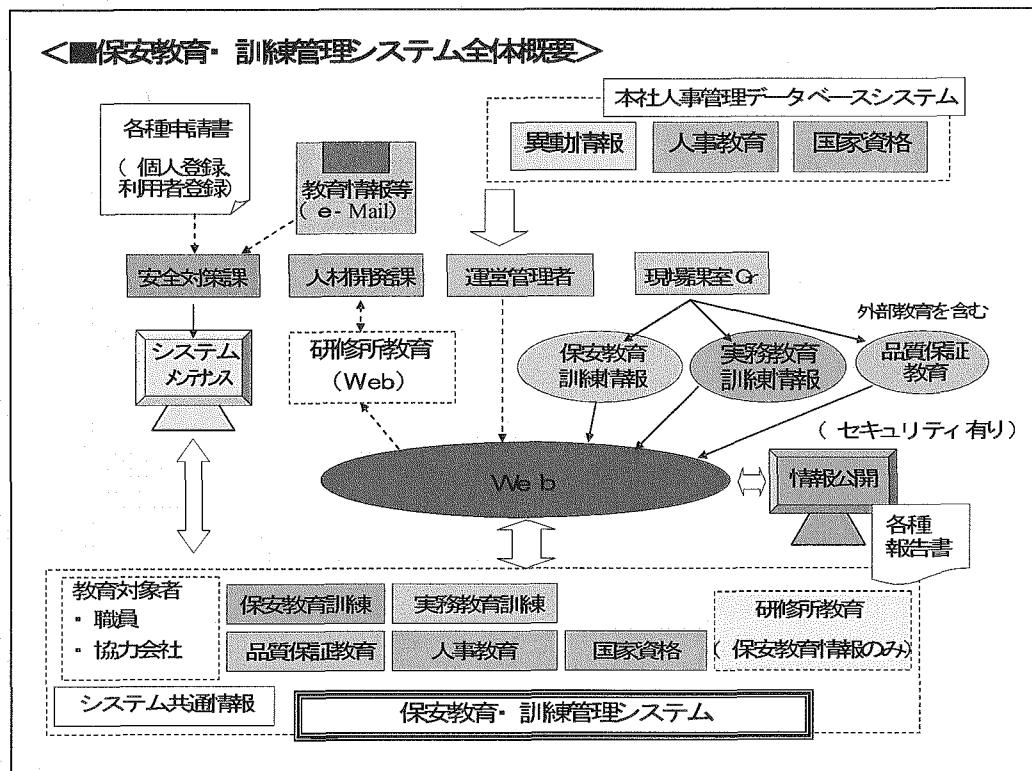


図-2 保安教育・訓練管理システム全体概要

実務教育訓練では、5種類までの階層分類を可能とした階層別機能を持たせている。階層は各事業所の下の単位での設定が可能とされ、実務教育科目は課室毎に設定が可能となっている。

出力は各事業所及び教育訓練カテゴリー毎で、フレキシブルに対応している。帳票の種類は、受講毎の報告書の作成から、所属単位での実施件数や延べ人数の統計処理、さらには地方自治体で報告が義務づけられている指定された様式での出力も可能としている。

各ユーザは、自分自身の受講した各種教育訓練について、アンケートを回答し、効果の確認を行う。また資格取得状況も確認及び追加することが可能となっており、保安教育訓練の確実な実施確認のほかに、Off-JT等の教育確認にも役立っている。

(図-3 保安教育・訓練管理システムの機能)

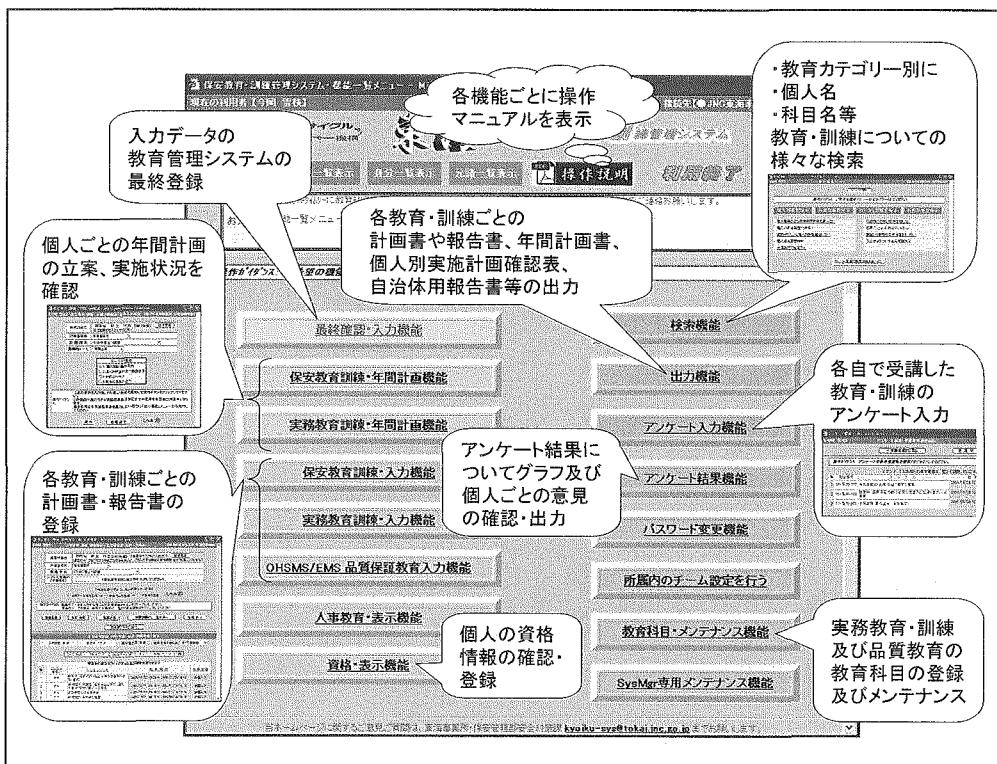


図-3 保安教育・訓練管理システムの機能

4. 保安教育・訓練管理システムを用いた管理で改善された事項

保安教育管理手法を確立し、本システムを用いて管理した結果、以下の改善が図られた。

- ① 従来、各部署で行われた教育訓練実績の管理が包括して行えるようになった。
- ② データベースを蓄積することや帳票を整備することなどにより、原子炉等規制法や労働安全衛生法に基づく教育訓練実績確認が迅速確実となった。
- ③ 各種教育訓練の計画及び実績の管理を本システムで実施することにより、一定期間内の集計を自動的に行うことができ、かつ報告書も自動で作成できるため、業務の効率化が図れた。
- ④ 従業員各自が自分自身の教育訓練計画及び実績を確認することができ、未受講の科目の履修を積極的に実施することが可能となった。

5. 今度の展開

保安教育・訓練管理システムの構築に伴い、事業所毎に実施していた教育訓練の体系を統一することが可能となった。今後は、① 評価手法にテスト機能やフィードバック体制の充実を検討、② 実務教育訓練については、科目設定において適切な教育訓練科目の設定の簡易化 等について検討をすすめ、より有効活用されるシステムの構築を目指していきたい。

共同研究者：(核燃料サイクル開発機構)、
(富士通(株))

以上

